

○有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進

➢ファースト・イン・ヒューマン（FIH）試験実施体制の整備や海外スタートアップ等の治験等の支援を行うワンストップサービス窓口の設置など国際競争力ある臨床試験体制の整備

新規

推進枠

新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業

医政局研究開発政策課
(内線4165)

令和7年度概算要求額 7.9億円 (ー) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

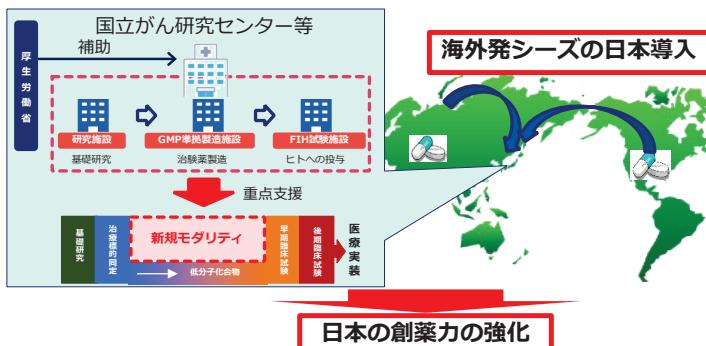
○日本の創薬力向上のためには、国際レベルの治験・臨床試験が実施できる体制強化を行う必要があり、創薬シーズから第1相臨床試験に入る段階であるヒト初回投与（FIH: First In Human）試験の重点支援が重要である。

○新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のあるFIH試験実施体制の国内整備を進めることで、海外発シーズも含む革新的新薬候補の国内での研究開発を促進する。

2 事業の概要

○新規モダリティの医薬品等の国内での開発力強化のため、国立がん研究センター中央病院が実施主体となり、新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のある①FIH試験体制、②GMP準拠治験薬製造機能、③研究施設を併設した創薬拠点の整備に向けた仕様設計を行い、国内のFIH試験の中核的な役割を担う体制の整備を進める。

○国立健康危機管理研究機構及び国立成育医療研究センターにおけるFIH試験体制を整備する。



3 施策の実施要件等

○補助の対象者：

国立がん研究センター、国立健康危機管理研究機構、国立成育医療研究センター

○補助の対象：

革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のあるFIH試験体制・GMP準拠治験薬製造機能・研究施設を併設した創薬拠点の仕様設計、FIH試験体制の整備に係る費用

○補助率：10／10

新規

推進枠

国際共同治験ワンストップ相談窓口事業

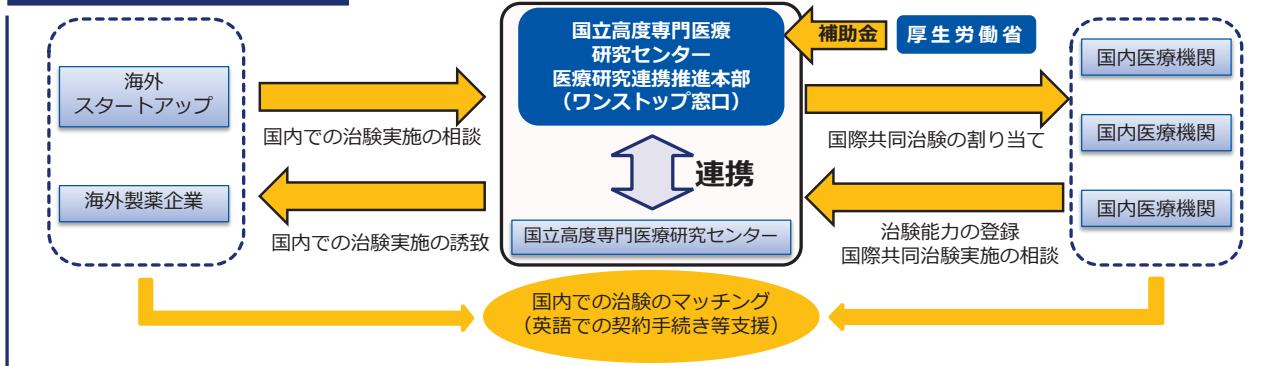
医政局研究開発政策課 (内線4165)

令和7年度概算要求額 2.7億円 (ー) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、欧米では承認されている医薬品が日本で開発が行われない、いわゆる「ドラッグ・ロス」の拡大が指摘されている。
- こうした課題に対応すべく、国際レベルの治験が実施できる体制強化を行うため、日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業に対し、国内での治験実施について相談を受け、国内での治験実施を調整するとともに、国内での治験の実施の誘致を行なうワンストップサービス窓口の設置を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部
- ◆補助率：10/10 ◆対象経費：補助金（人件費・旅費・滞在費等）

次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援

拡充

推進枠

次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
(内線8485、8463)

令和7年度概算要求額 1.4億円 (30百万円) ※()内は前年度当初予算額

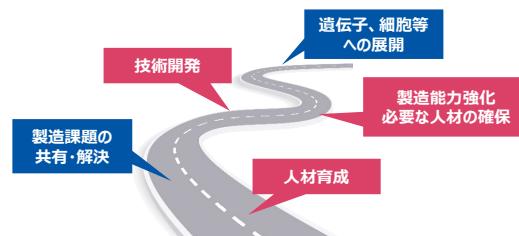
1 事業の目的

- バイオ医薬品は今後の成長領域であるが、我が国はそのほとんどを海外に依存し、国内製造されていない現状があり、経済安全保障上問題であるほか、国内のバイオCMO/CDMOも限られることから水平分業が進まず、バイオ医薬品の新薬開発にも支障が生じている。
- これまで厚生労働省では、バイオ医薬品開発等促進事業において、高度専門人材育成のための研修を行ってきたが、
 - ・国内製造に対する需要を鑑みると、より多くの人材を育成していく必要がある
 - ・実際の設備を用いた製造（スケールアップ）等の経験がなければ即戦力とならないが、各企業で実生産レベルの実習は困難であるとの声があがっている。また、新規医薬品のうちバイオ医薬品が占める割合が増加することに伴い、今後、特許切れのバイオ医薬品も増加していくことが見込まれる。
- 令和4年度に策定したバイオシミラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、国内においてバイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を中心として、製造能力強化に関する支援をあわせて実施する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- バイオ医薬品の製造に関する課題や解決策を関係者間で共有し、連携を強化するとともに、以下の支援を進める。

- バイオ専門人材の育成を中心として、
 - ・バイオシミラーを含むバイオ医薬品の国内生産能力増強
 - ・バイオ医薬品製造業者の国際競争力強化、水平分業推進等により、国内の医薬品シーズを成功に導く。



支援メニュー（対象：製販企業、CMO/CDMO）

① 研修施設での人材育成支援

- 製薬企業の社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する基礎的な研修プログラムを実施し、抗体医薬、新規モルチリティを対象とした研修を行う。

② 【拡充】実践的技術研修の実施

- ①研修の上乗せとして、製薬企業等の実生産設備を利用することに対し、受講費を半額支援する。
- 1年間の研修プランにより、一連の製造作業を一人で実施出来る製造技術者レベルを目指す。

4 事業実績

技術研修事業の受講者数 ○座学研修：37名 ○実習研修：43名（令和5年度実績）

3 実施主体等



①
②
委託



民間事業者等

ME DISOの機能強化やグローバルな創薬エコシステム構築に向けた支援

拡充

推進枠

創薬基盤強化支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課課（内線2545）

令和7年度概算要求額 9.3億円 (4.4億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 政府一丸となりスタートアップを産み育てるために策定した「スタートアップ育成5年計画」等に基づき、厚生労働省においては、国民の健康の維持・向上、世界の医療水準の向上を担う医療系ベンチャーの振興政策を大胆に展開していく必要がある。我が国の医療系ベンチャーを取り巻くエコシステム構築とともに、成功事例の創出を加速させるため、開発早期から製薬企業・VCの視点を取り入れる開発促進支援のほか、海外エコシステムとの接続強化のための広報活動、支援機関のHub化等、ベンチャー支援施策の強化・拡充を図る。このため、「医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）」の強化・拡充を図るとともに、令和7年度から5年にわたる国庫債務負担行為を要求して、途切れのない支援を実施する。また、創薬エコシステムの実現に向けた政策を国内外に示すことが必要であり、外資系の製薬企業・VCもメンバーとする官民協議会を設置する。

2 事業概要・スキーム

トータルサポート事業

- ・アカデミアによる基礎研究以降、VCから資金調達するまでの死の谷を越えるため、製薬企業やVCとの意見交換を通じて開発プロセスの最適化を図るとともに、海外人材も含むアクセラレーターによる支援を提供する。

- ・海外エコシステムとの接続強化のため、海外でのイベント開催、海外VCとのマッチングや、創薬人材のネットワークを有する者が国内外クラスターを巡回訪問しクラスター間の連携・交流を促進するとともに、日本の薬価・薬事規制等について海外広報活動を実施する。

- ・医療系ベンチャー振興施策の中心となっているMEDISO事業を「医療系ベンチャー支援機関のHub」として機能することを目指すとともに、ネットワーク形成のために月例交流会を実施する。

- ・アカデミア・ベンチャーから、薬事・保険・研究開発・ベンチャー振興等に関する意見を受け付けるとともに、具体的な解決策を検討するためのWGを開催。

官民協議会の開催

- ・創薬エコシステム育成施策の方針や進捗状況について、外資系企業のニーズも踏まえて議論を行う。

トータルサポート事業



相談受付・面談
支援調整等

支援プログラム

- ◆既存プログラムに加え質の高い支援施策の拡充
- アクセラレーションプログラム
シーズ開発促進支援プログラム
【成功事例の加速、実用化支援】
- 海外広報活動・クラスター間の交流促進
【エコシステム構築、海外展開支援】
- 支援機関のHub化・ネットワーク形成
- 意見募集窓口の設置
【エコシステム構築】

広報強化・Hub機能

医療系ベンチャーのワンストップ窓口として、各種支援機関や支援プログラムの情報
を一元管理・情報発信。
支援機関・支援者コミュニティを形成。

各分野のセンター（専門家）
70名程度をブル

法規制対応・事業戦略、
資金調達・国際展開等

官民協議会の開催

官民協議会

官民協議会の議論に基づく創薬エコシステム育成施策の実現施策の継続により、外資系企業・外国資金等を呼び込み、海外の実用化ノウハウを有するアクセラレーター人材を確保し、育成する。

3 実施主体等

- 実施主体：委託事業者（民間企業等）

4 事業実績

○MEDISO相談支援実施件数
○2023年度：284件

▶小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化

新規

推進枠

小児医薬品開発ネットワーク支援事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

令和7年度概算要求額 25百万円（-）※()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 25.0百万円

1 事業の目的

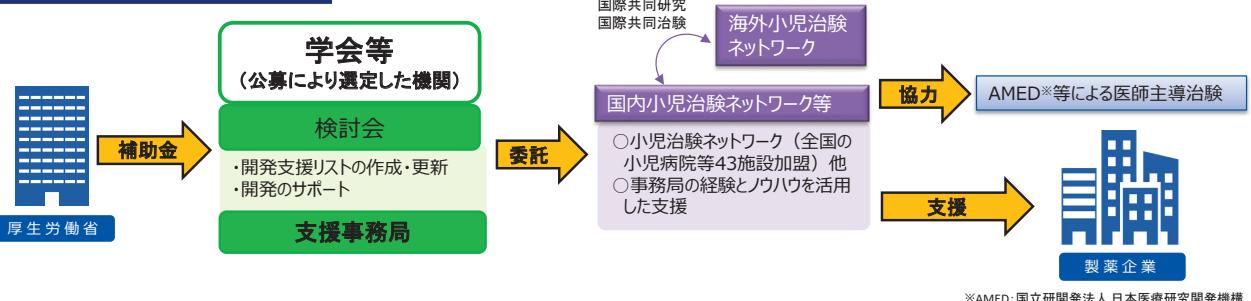
- 我が国において、小児に使用される医薬品の6～7割が適応外であると言われている（※1）。平成26年度から令和3年度に承認された医薬品のうち、小児適応がある（小児に対する効能・効果、用法・用量が明記された）医薬品は全体の30%前後にはすぎない（※2）。また、欧米で承認されているにもかかわらず、国内では未承認の医薬品が143品目あり、このうち国内で開発未着手となっている医薬品は令和5年3月末時点86品目（60.1%）あり、そのうち小児用医薬品が32品目（37%）と（※3）、小児用医薬品の開発は遅々として進んでいない状況にある。
- また、「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）の小児がん及びAYA世代のがん対策において、「国は、小児がん領域における薬剤アクセスの改善に向けて、治験の実施（国際共同治験への参加を含む。）を促進する方策を検討する」こととされた。
- 小児の治験を加速すべく、
 - ・引き続き開発支援リストの作成・更新や、開発者からの依頼に応じた開発サポートを実施するとともに
 - ・日本で行われる小児治験について、小児の治験にかかる各種ネットワークにつなげ、被験者の組み入れを加速する
 - ・国内ネットワークと海外ネットワークの連携を強化し、国際共同治験を日本に呼び込む

※1 厚生労働科学研究 森田修之分担研究の平成11年度研究報告書（平成12年4月）

※2 小児用医薬品開発促進に向けた最近の取組み PMDA小児医薬品WG（令和5年3月）

※3 医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会報告書 参考資料（令和5年6月）

2 事業の概要・スキーム



※AMED：国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

3 実施主体等

◆実施主体：公募により選定 ◆補助率：10/10 ◆対象経費：補助金（人件費、諸謝金等）

新規

推進枠

小児医薬品開発支援体制強化事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

令和7年度概算要求額 48百万円（-）※()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 48.0百万円

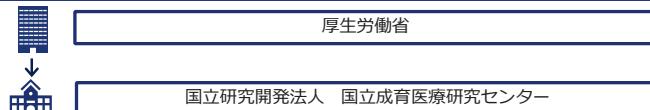
1 事業の目的

日本において、小児や希少疾病等の医薬品を中心として、ドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスの懸念が生じており、必要な医薬品が迅速に利用できない患者が存在している状況にあると言われている（※）。

小児領域の医薬品開発を促進するため、国立成育医療研究センターにおける小児医薬品開発支援の体制を強化し、小児用医薬品開発のサポート（製薬企業、アカデミア等への開発サポート等）を強化する。

※医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会 報告書（令和5年6月9日）

2 事業の概要・スキーム



(i) 小児医薬品開発支援の体制強化

・アカデミア等からの出向者の受け入れ、SMO/CROへの業務委託

(ii) 小児医薬品開発支援内容の充実

- ・新たにアカデミア主導での小児医薬品開発を支援
- ・開発のサポート（実施の可能性・コセプト・計画等への助言、関連学会との連携の支援、規制当局対応に関する相談等）
- ・国内における使用実態等公知申請に必要となる情報収集の支援（小児医療情報収集システム（DB）活用による情報収集を含む）
- ・開発企業がいない小児用医薬品の開発に関して、必要に応じて治験を支援（※）し、企業導出を支援（プロトコル作成助言等）

※国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）臨床研究・治験推進研究事業

(iii) 小児治験ネットワークとの連携・体制強化

- ・小児治験ネットワーク体制の強化、産学官患からなる小児医薬品開発推進のコンソーシアムの立ち上げ事務局機能を担当
- ・国内小児治験について、小児治験ネットワーク等につなげ、被験者の組み入れを加速化

(iv) 小児治験に関する普及啓発・研修の実施

- ・保護者、患者会：DCTを含む小児治験の普及啓発による患者参画の推進（関係学会と連携）
- ・医療従事者：小児用医薬品治験に関する理解、DCT治験に関する知識を広めるための講習会を開催
- ・製薬企業：小児治験ネットワーク及び本支援スキームの普及啓発の強化
- ・関係学会：治験登録促進の呼びかけ、DCTの理解・普及啓発

等

3 実施主体等

◆実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター ◆補助率：10/10 ◆対象経費：補助金（人件費等）

拡充

臨床研究・治験推進研究事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

令和7年度概算要求額 38億円（32億円）※（）内は前年度当初予算額

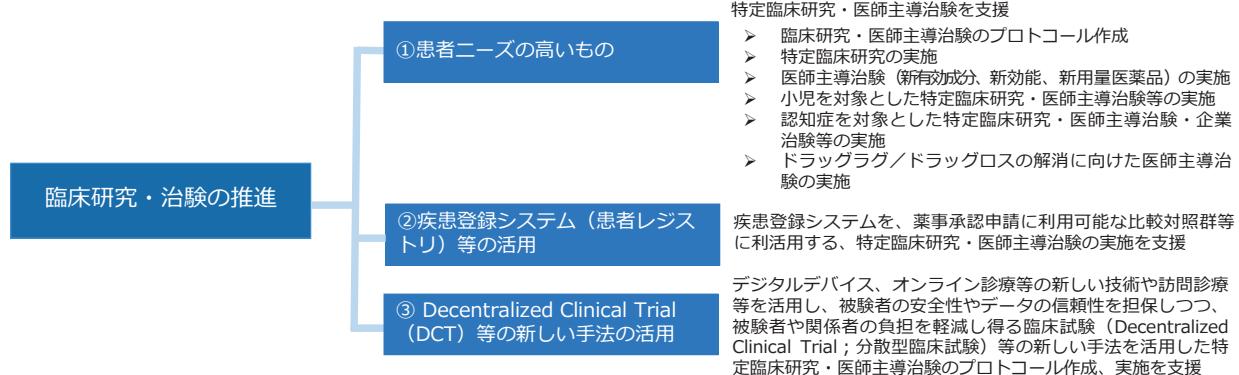
1 事業の目的

- 有望な医薬品シーズがアカデミアや企業で見いだされても、その後の臨床研究や治験を効率的に実施しなければ、早期の薬事承認に繋がらない。
- 日本で生み出された基礎研究の成果を薬事承認につなげ、革新的な医薬品を創出するため、科学性及び倫理性が十分に担保され得る質の高い臨床研究・治験を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- ドラッグラグ／ドラッグロスを解消すべく、企業による開発が進まない医薬品についてはアカデミア主導での開発を進める必要があり、関係学会の協力の下で実施される医師主導治験の実施を支援する。
- 医薬品の小児適応に係る研究開発は、ニーズは高いが採算性が低く、企業による開発が進みにくい。医療安全の観点からも、小児での有効性・安全性が確立していない医薬品についてエビデンス構築が求められていることから、小児を対象とした臨床研究・医師主導治験等を促進する。

＜支援に係る主なコンセプト＞



3 実施主体等

◆補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） ◆補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

拡充

推進枠

PMDA小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業

医薬局
医薬品審査管理課
(内線2746)

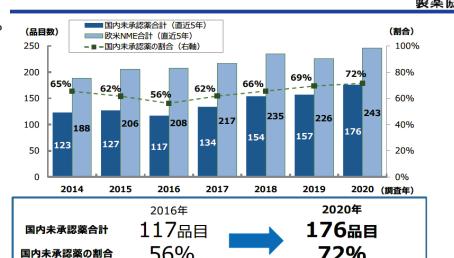
令和7年度概算要求額 1.4 億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、希少疾病用・小児用等の医薬品を中心に、欧米では承認されている医薬品が日本で開発されない、**ドラッグ・ロスの拡大**が指摘されている。
- 我が国にとって医療上必要な医薬品の導入を促進するため、厚労省の検討会（※）において**薬事規制の大幅な見直し**を進めるとともに、その実行のため、**令和6年度より「PMDA小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター」を設置し**、以下の対応を進めている。

- ①希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大
- ②小児用薬の開発計画の策定を企業に促しPMDAが確認する仕組みの対応の促進
- ③「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における評価の加速化
- ④PMDA相談手数料の企業等への補助

増加する国内未承認薬



（※）創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会（令和6年4月報告書とりまとめ）

- 令和7年度は、①見直しに伴う**希少疾病用医薬品の指定増加等に対応するための審査体制の強化**を行うとともに、②**未承認薬等検討会議において学会等の要望を待たずに国が主導的に評価・開発要請を行う新たなスキーム**を導入する。

2 事業の概要・スキーム



小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター

- ①希少疾病用医薬品指定・指定見直しの相談・審査
- ②小児用医薬品開発計画の確認・進捗管理
- ③未承認薬検討会議評価の加速（調査、評価書作成等）

PMDA相談手数料の補助

対象：上記①・②に関して企業が支払う相談手数料。未承認薬等検討会議での開発公募品や医師主導治験による開発品。

3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- 相談手数料の補助（企業、アカデミア等）
- 体制確保の人事費：補助率50／100等

クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業

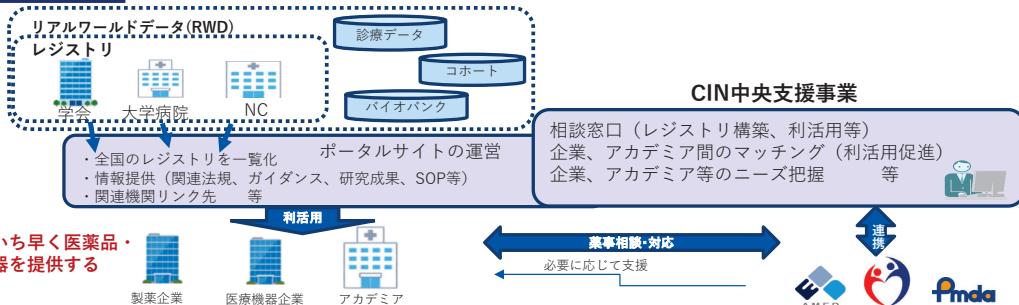
医政局研究開発政策課（内線2542）

令和7年度概算要求額 32百万円 (32百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ＜背景＞ ○ 医薬品等の開発コストを抑える観点から、レジストリを活用した臨床開発手法が注目されている。
 ○ 業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。
 ○ これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- ＜課題＞ ○ ワンストップサービス拠点における、ポータルサイトのレジストリ情報や各種資料等の継続的な更新が必要。
 ○ 業界・学会・アカデミアなどから、レジストリ構築、運営等に関する相談機関がほしいとの要望。
 ○ これら中央支援業務を一元的に管理する拠点を設置し、レジストリの利活用を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定
 ◆ 事業実績：レジストリフォーラム開催 1回、レジストリ相談件数 企業5件（重複あり）・学会3件・アカデミア1件（令和5年度）

クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

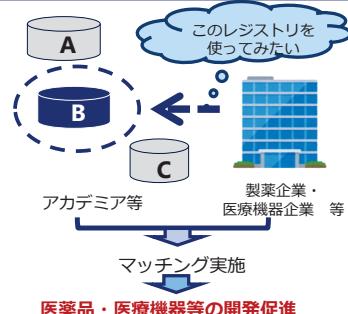
令和7年度概算要求額 59百万円 (59百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ＜背景＞ ○ 我国では、患者数が少なく治験が難しい小児領域や希少疾病領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいないといえない。一方で、希少疾病・難病及び小児分野等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
 ○ これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- ＜課題＞ ○ 依然として業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。
 ※製薬協 政策提言2021（2021年2月 日本製薬工業協会）
 ○ 企業が研究開発に活用できるレジストリが少ないため、環境を整備し、レジストリの利活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- (1) レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施し、希少疾病・難病及び小児分野等の医薬品・医療機器開発におけるレジストリの利活用をさらに促進、加速させる。
- (2) 企業ニーズに応じたレジストリの改修・新規構築費用を補助する。
 (国：企業拠出 = 1 : 1)



3 実施主体等

- (1) 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定 ◆事業実績：マッチング数2件（令和5年度）
 (2) 実施主体：公募により選定 ◆補助率：1/2 ◆事業実績：レジストリ改修数3件（令和5年度）

➤創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化

新規

推進枠

創薬力強化のための早期薬事相談・支援事業

医薬局
医薬品審査管理課
(内線2746)

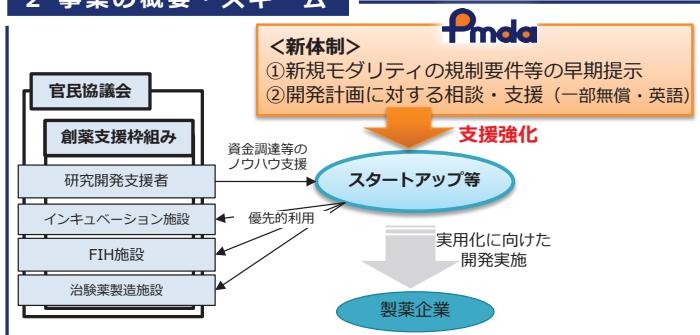
令和7年度概算要求額 68百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 将来のドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスを防ぎ、治療薬の開発を待ち望む患者・家族の期待に応えるため、我が国の創薬力の強化が喫緊の課題。
- 特に、国内発の新規モダリティ等の革新的シーズの実用化を推進するためには、有効性・安全性評価等の薬事の視点が重要であることから、PMDAが、各種規制要件や留意事項を早期の段階で示すとともに、アカデミア、スタートアップ等に対し開発の早期段階から相談・支援のパートナーとして伴走することが求められる(※)。
- このため、国内発の革新的シーズの研究開発に対し、積極的に相談・支援を行うためのPMDAの新たな体制を拡充し、①新規モダリティの規制要件等の早期提示、②個別スタートアップ等の開発計画への相談・支援を強化する。特に、国が支援対象として認定したシーズに対して、PMDAの相談手数料を無償化するとともに、英語での相談・資料提出にも柔軟に対応する。

(※) 「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間取りまとめ

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- ・新体制の人事費：補助率50／100
- ・相談手数料の補助（相談の無償化）
- ・通訳費、翻訳費（英語相談に対応）

➤リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進

推進枠

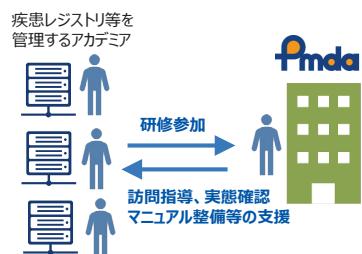
リアルワールドデータ活用促進事業

医薬局
医薬品審査管理課
(内線2746)

令和7年度概算要求額 33百万円 (33百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 疾患レジストリ、医療情報データベース等のリアルワールドデータ（RWD）を薬事申請で活用するには、高い水準でのデータの信頼性確保が求められる。しかし、現状では、疾患レジストリ等の保有者（アカデミア）における知識・経験の蓄積が不足し、薬事申請に活用された事例は極めて少数に留まる。
- そのため、薬事活用に意欲のある疾患レジストリ等の保有者を選定し、PMDAがデータの信頼性確保の取組を集中的に支援することで、RWDの活用を促進する。
- 令和7年度は、RWDの更なる活用促進のため、公的データベース(※)の信頼性確保を支援を実施する。



※「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」において、公的DBの仮名化情報の活用を進めることとされた。

2 事業の概要・スキーム

● RWDの信頼性確保を推進

- 疾患レジストリ等の保有機関や次世代医療基盤法の認定事業者を複数選定し、PMDAと双方向の交流を行い、薬事水準の信頼性確保の方策等を指導
- ✓ PMDA職員による研修会、訪問指導、レジストリ等の実態確認、マニュアル整備の支援等
- ✓ 公的データベースの信頼性確保を支援

3 実施主体等

- 疾患レジストリ等の保有者（4機関程度）
 - ・人事費
 - ・マニュアル等の作成費用
- PMDA
 - ・人事費：補助率50／100
 - ・旅費（訪問指導等）
 - ・研修会開催費等

新規

推進枠

リアルワールドデータの活用等によるプログラム医療機器実用化促進事業

医薬局
医療機器審査管理課
(内線2901)

令和7年度概算要求額 16百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療機器は、改良や改善が頻繁かつ多様な内容で行われる性質があり、開発をより効率的に行う観点から、従前より、市販後データにより臨床的意義を評価するリバランスに関する考え方を示しており、令和5年11月には、プログラム医療機器において、その特性等を踏まえた二段階承認の考え方を示してきた。
- 他方、医療機器開発では、リアルワールドデータが世界的に活用されており、患者数の限界等で比較臨床試験が実施できない場合の対照データとなるなど、医療機器のより一層の開発促進に繋がると考えられている。加えて、プログラム医療機器では、その特性から二段階承認がより活用されると見込まれており、第2段階での臨床評価等にも、リアルワールドデータの活用が期待されている。
- しかしながら、薬事に活用するデータは信頼性が要求されるため、この点が製造販売業者の障壁となっている。特に、プログラム医療機器では、薬事規制に明るくないベンチャー企業やアカデミアの参入も多いと考えられるため、開発の成功事例の共有など、普及啓発を図ることが急務である。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

リアルワールドデータを活用してプログラム医療機器の開発を実施又は検討している製造販売業者と、データを保有している大学や研究機関、学会、医療機関等のアカデミアを対象に、

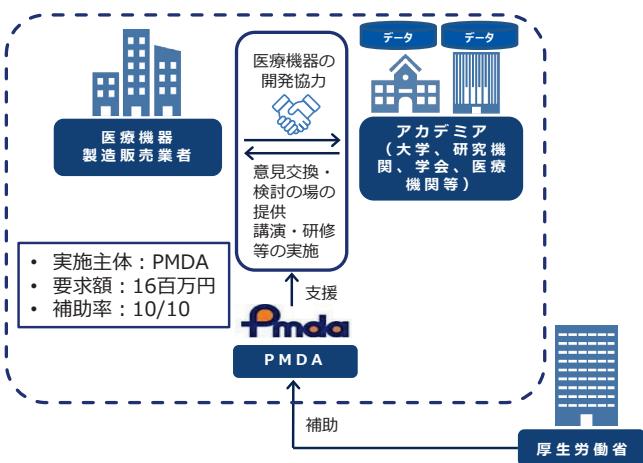
①プログラム医療機器の承認申請に使用するデータの信頼性確保に向け、海外の事例も参考に、必要な情報や留意点に関する意見交換・検討の場を設置。

ここでの議論を踏まえ、薬事承認に向けたポイント等を纏めたガイドライン(仮)を作成し、普及啓発を図る。

②これまで製造販売承認に至った事例の紹介やノウハウを共有するため、企業における経験者や専門家等を広く招聘し、講演や研修等を実施。



これらの取組を通じて、プログラム医療機器の開発を促進する。



プログラム医療機器の実用化促進事業

医薬局
医療機器審査管理課
(内線2901)

令和7年度概算要求額 39百万円 (46百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

(1) SaMDの海外調査及び国内制度整備

- ① 国内のSaMDの早期実用化を検討するため、米国FDAのSaMD薬事制度（Pre-cert制度、PCCP制度等）及び米国一般用SaMDの販売制度に係る実態を調査するとともに、SaMD産学官連携フォーラム等の開催による産学官で意見交換を行う。
- ② SaMDの二段階承認の仕組みの導入に向けた評価データの信頼性を確保する要件等の課題を検討するとともに、「医家向けSaMD」申請資料等の使用による一般消費者向けに使用目的や仕様等を変更した「家庭向けSaMD」の薬事承認の在り方等について検討する。

(2) 参照国での日本のSaMDの審査結果の受け入れ促進

- ① 医療機器の参照国（東南アジア諸国等）において、日本発SaMDに関するPMDAの審査結果等の受け入れが実質的に進んでいない課題がある。
- ② 海外審査当局が日本のSaMDの承認審査結果や認証結果等を広く参照できるよう、PMDAで審査報告書、認証基準、認証基準策定の考え方等の英語版を公表する事業、及び海外規制当局間でバイ会議等の調整を行う事業を行う。
- ③ ②を実施するため、国からPMDAに対して嘱託職員1名分を確保する予算を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) SaMDの海外調査及び国内制度整備

- 厚生労働省 → 国衛研
委託 ↓
医療機器センター
- 米国の諸制度の現状調査（米国FDAのPre-Cert制度及びPCCP制度に係るガイドライン等）及び米国一般用SaMD販売制度の調査
 - SaMD産学官フォーラム等の開催 等
 - 家庭向けSaMDの承認審査の考え方（医家向けSaMDからの転用を含む）の検討
 - SaMD二段階承認に求められる評価データの信頼性要件の検討 等

- (1) SaMDの海外調査及び国内制度整備
① 実施主体：国衛研・医療機器センター
② 委託金額：2,989万円

(2) 参照国での日本のSaMDの審査結果の受け入れ促進

- 厚生労働省 ↓
補助
PMDA
- PMDAによる審査報告書（英語）、SaMD認証基準（英語）、SaMD認証基準策定の考え方（英語）等の策定及び海外向け情報発信を補助する。
 - 海外審査当局との会議等を開催するなど審査結果の相互理解を促す。
 - PMDAの嘱託職員1名の確保を補助する。

- (2) SaMDの国際評価支援
① 実施主体：PMDA
② 補助金額：929万円
③ 負担割合：国 10/10

➤革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化

新規

推進枠

優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業

医政局医薬産業振興・
医療情報企画課（内線4467）

令和7年度概算要求額 10 億円（-）※()内は前年度当初予算額

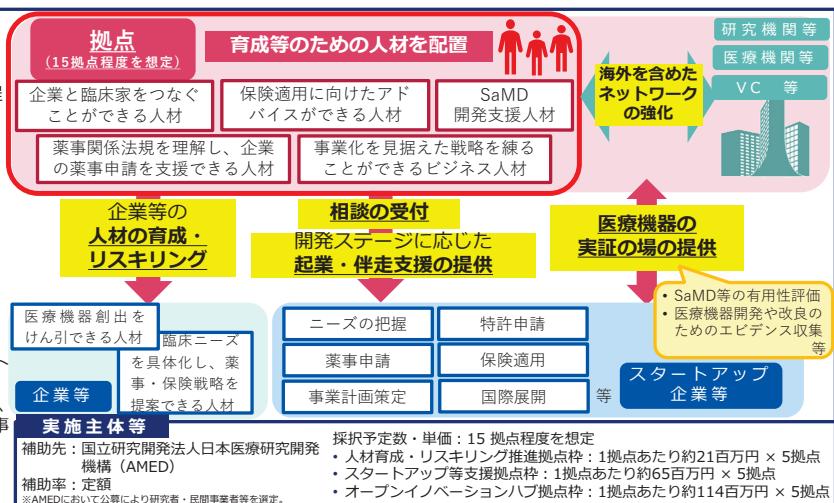
1 事業の目的

世界の医療機器産業市場は今なお成長を続ける産業のひとつである。一方で、医療機器の貿易収支は約1.8兆円の輸入超過となっており、特に治療デバイスの多くは輸入に依存している状況である。将来にわたり国民に安定的に質の高い医療が提供される環境を整備するためには、命に近い治療用医療機器（クラスIII・IV相当）や従来診断が困難だった疾患に対する革新的な診断用医療機器を我が国において創出できる体制の整備が重要である。第2期医療機器基本計画（令和4年5月31日閣議決定）に基づき、医療機器産業等の人材を育成・リスクリングし、医療機器の創出を一貫して把握した高度人材の育成及び医療機器スタートアップ企業の振興ができる拠点の整備を進める必要がある。SaMDをはじめとした医療機器の実用化においては事業化を見据えたエビデンス収集が重要となるが、特に異業種やスタートアップ企業では経験がなく、デバイスの臨床上の有用性を実証できないケースが多くある。本事業では、これらの課題を解決し、優れた医療機器を創出できるオープンイノベーションエコシステムを構築するため、医療機器産業振興拠点の充実・強化を図る。

2 事業の概要、実施主体等

事業概要・スキーム

- 日本全国から医療機関等と密な連携等が可能な15程度の人材育成・リスクリング推進拠点（大学・NC・民間団体等）を選定し、医療機器の創出の種々のステージにおいて必要となる専門家を配置する（ほか、外部機関とのネットワーク構築を行う）。
- 企業等から人材を受け入れ、専門家が研修や支援、相談等を実施し、治療用医療機器（クラスIII・IV相当）や革新的な診断用医療機器、SaMDをはじめとした医療機器の創出のため、医療機器創出に携わる企業などの人材の育成・リスクリングを行う。加えて、企業の海外展開に当たって必要となる海外を含めた関係機関等とのネットワークの強化を行う。
- スタートアップ等支援拠点を5程度選定し、スタートアップ企業等に対して各種支援を提供し、開発入力データに応じた起業・伴走支援を実施する。加えて、オープンイノベーションハブ拠点を5程度選定し、事業化を見据えたエビデンス収集等を目的とし、医療機関と連携して臨床上の有用性を実証できる場を提供する。



➤再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進

拡充

再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト 再生医療等実用化基盤整備促進事業

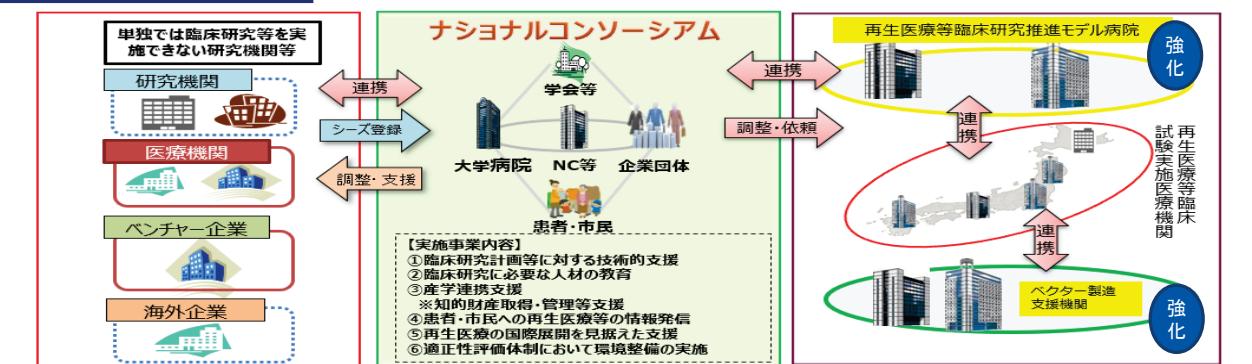
医政局研究開発政策課（内線4162）

令和7年度概算要求額 6.5億円（3.5億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 関係学会を中心とした連合体（ナショナルコンソーシアム）による再生医療の実用化を推進及び再生医療の知識・経験を有する再生医療臨床試験実施拠点機関をハブとした研究基盤の体制整備等を実施してきた。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024について（令和6年6月21日閣議決定）」において、iPS細胞を活用した創薬や再生医療等の研究開発の推進及び同分野に係る産業振興拠点の整備、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）」では、iPS細胞等の再生医療・創薬・細胞医療・遺伝子治療の取組を推進するとされている。また、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案を2024年通常国会に提出し、遺伝子治療に法の適用範囲を拡大した。これらのことから、再生医療等に関する臨床研究支援等のさらなる研究基盤の強化が求められている。
- そのため、拡大が見込まれる再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究等にも対応できるよう、令和7年度からは再生医療等臨床研究推進モデル病院及びベクター製造支援機関等の機能・規模の拡充を実施する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募より研究者・民間事業者等を選定

○研究開発によるイノベーションの推進
➢がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進

拡充 **推進枠** **がん・難病の全ゲノム解析等の推進**

医政局 研究開発政策課（内線4041、4035、4539）
健康・生活衛生局 がん・疾病対策課（内線4607）
健康・生活衛生局 難病対策課（内線2353）

令和7年度概算要求額	がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業 革新的がん医療実用化研究事業 難治性疾患実用化研究事業	19億円 約106億円の内数 約103億円の内数	(16億円) ※令和5年度補正予算額 43億円 (約89億円の内数) (約85億円の内数)
------------	--	--------------------------------	---

※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和4年9月策定）を着実に推進し、国民へ質の高い医療を届けるため、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析及びマルチオミックス解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、民間企業やアカデミア等へその本格的な利活用を促し、診断創薬や新規治療法等の開発を開始する。また、解析結果等の速やかな日常診療への導入や、出口戦略に基づいた新たな個別化医療の実現についても更に推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

事業実施準備室を国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部内に設置（令和5年3月24日）。
厚生労働省が主体となって、組織、構成等の検討を継続。全ゲノム解析等に係る計画の推進を通じた情報基盤の構築や患者への還元、解析結果の利活用に係る体制整備を推進。

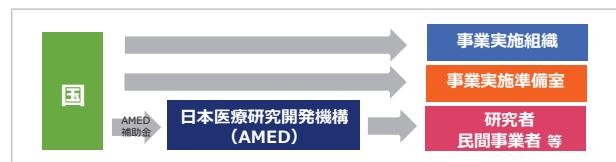
■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、事業実施準備室と連携し、全ゲノム解析を通じてゲノム医療を一層推進できるように、全ゲノム解析の実施基盤の構築や創薬等への活用、新たな個別化医療の導入に係る研究開発を行う。

◆これまでの事業実績

令和2年度から令和5年度までに行なった、
全ゲノム解析のデータ格納症例数は

約25,000症例



➢臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化

拡充

臨床研究・治験推進研究事業 (アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業)

医政局研究開発政策課
(内線4165)

令和7年度概算要求額 7.0億円の内数 (5.9億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- アジア諸国における国際的な技術水準を確保する治験実施拠点整備の必要性については、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）においても言及されてきたところであるが、今般のCOVID-19拡大に伴い、迅速かつ質の高い、グローバルな臨床研究・治験体制構築の必要性が改めて明らかになった。
- これを受け、日本主導の国際共同治験の強化へつなげ、治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を進める。
- 具体的には、ソフト面（現地教育研修）及びハード面（現地拠点構築）の整備や、安定的に臨床研究・治験が実施可能な基盤の構築に当たっての持続性や実施体制の拡大を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（令和3年6月1日閣議決定）において、日本発の国際共同治験が迅速に実施可能となるよう、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを充実させることとされている。
- 一方、ワクチン開発については、試験対象者が健康成人であることや、治療薬に比べて必要症例数が格段に多い（数千例から数万例規模）といった特殊性がある。
- こうしたことから、これまで感染症治療薬の領域で構築した基盤等を活用・発展させる必要があり、ワクチンに特化した研修の実施等により、円滑なワクチン開発に寄与する基盤へと充実を図る。
- 基盤の継続性の確保、臨床研究中核病院を中心とした国内における臨床研究支援人材育成強化に取り組むとともに、国境を越えた分散型臨床試験の体制整備、感染症緊急事態に対応した体制整備、現地拠点の更なる強化を推進することにより、日本主導のアジア地域における国際共同臨床研究・治験の実施体制の強化を図る。



3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定
事業実績：2課題採択（令和6年度）

拡充

推進枠

アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業

医薬局
総務課国際薬事規制室
(内線4224)

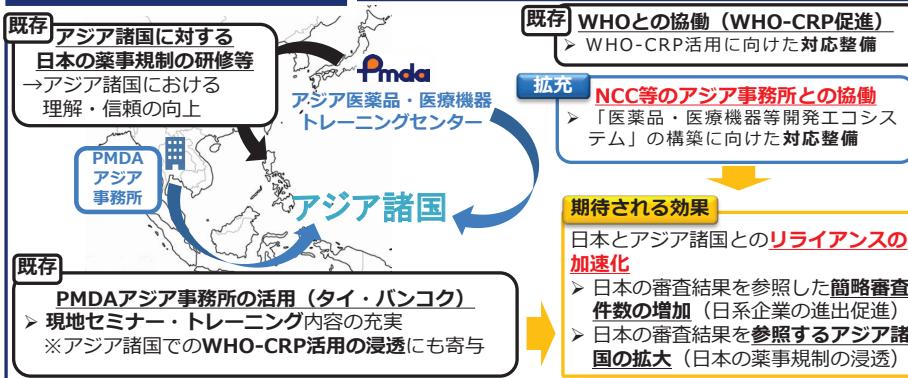
令和7年度概算要求額 2.5億円 (2.3億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 21百万円

1 事業の目的

- 「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」(令和2年7月14日健康・医療戦略推進本部決定)等に基づき、**アジア地域における薬事規制の調和とリライアンス**(日本の審査結果を参照した相手国での簡略審査)の推進が求められている。これまで、PMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局担当者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施してきた(2016~2023年度までに69の国/地域及びWHOからのべ3,155人(うちアジア諸国から2,736人)の規制当局担当者が参加)。これにより日本の薬事規制に対する理解・信頼が向上し、日本の審査結果を参照する制度(簡略審査制度)を導入するアジア諸国が毎年増加している。これを更に進めるため令和6年7月にタイ・バンコクに設立したPMDAアジア事務所を活用し、現地ニーズの直接把握を通じた規制当局向けトレーニングの充実を行う。
- また、同様にバンコクに海外事務所を設置しているNCC等と連携し、ますタイに臨床開発環境整備・薬事規制能力強化のための並走・循環型支援システム「医薬品・医療機器等開発エコシステム」の構築をすすめ、日本の医薬品・医療機器へのアクセスを推進する。あわせて、**アジア諸国におけるUHC達成に貢献することを目標としてこのエコシステムをインドを含む他のアジア諸国に展開するため、必要なニーズ調査を実施する。**
- さらに、WHOがリライアンス推進のため実施している途上国が先進国の審査結果を参照して簡略審査を行えるよう、個別製品毎にWHOがコーディネートするプログラム(**WHO-CRP**)について、WHOと連携し、WHOによる規制当局の認定を含む取り組みを実施し、日本の医薬品・医療機器の利活用を促進する。

目的 ・タイを皮切りに「医薬品・医療機器等開発エコシステム」の構築を進め、医薬品・医療機器のアクセスを推進する。
・WHO-CRPの活用をアジア諸国に普及させることにより、アジア諸国とのリライアンスの加速化を目指す。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- PMDA
 - PMDAアジア事務所の運営のための所要経費(事務所家賃、人件費(常勤・現地採用職員)等)
- (国: PMDA = 1 : 1 で負担)

▶ A.I.を活用した創薬に向けたプラットフォームの整備及び活用促進

拡充

推進枠

AI創薬指向型・患者還元型・リアルタイム情報プラットフォーム事業

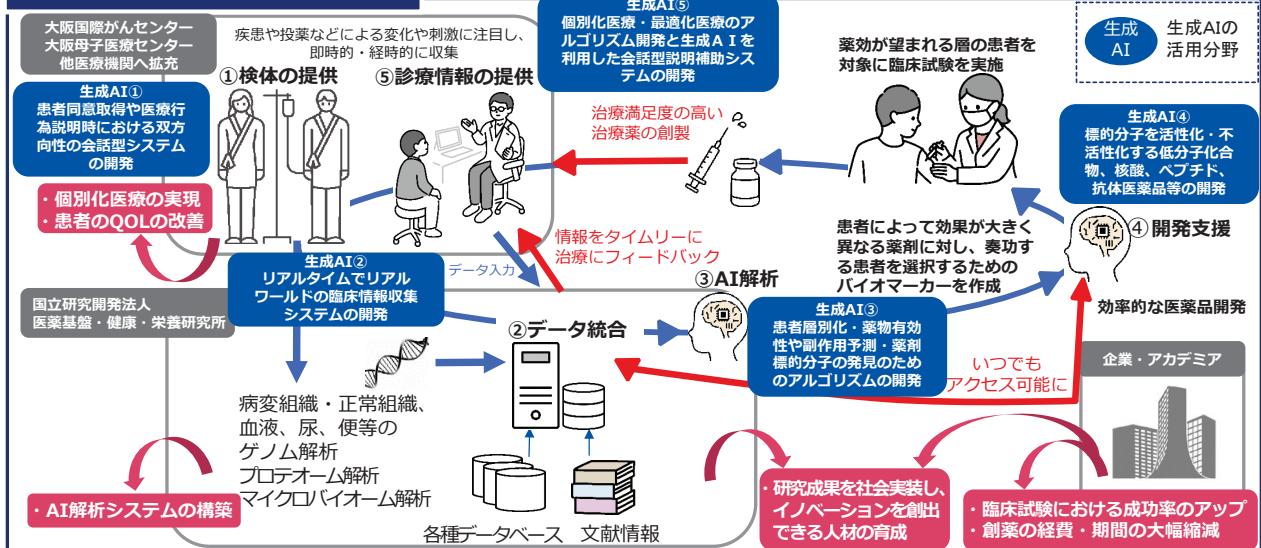
大臣官房厚生科学課(内線3823)

令和7年度概算要求額 5.1億円 (2.2億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 患者個別化医療実現のための創薬研究を推進するため、医療機関と連携して詳細な臨床情報と患者検体をリアルタイムに収集し、ゲノム解析、プロトコーム解析、マイクロバイオーム解析など質の高いデータのAI解析により、患者還元型・臨床指向型AI創薬研究に資するプラットフォームを構築する。
- R6年度中に生成AIを用いて、臨床情報収集システムの開発、各種アルゴリズムの開発、双方向会話型システムの開発を行い、プラットフォームの充実を図るとともに創薬研究に資する情報・試料の集積システム構築を行う。令和7年度は構築したプラットフォームを他の医療機関に展開しながら、個別化医療を実現するためプラットフォームの試料・情報・AI解析技術を用いた創薬研究を加速させる。

2 事業スキーム・実施主体等





医薬品プロジェクト 創薬支援推進事業

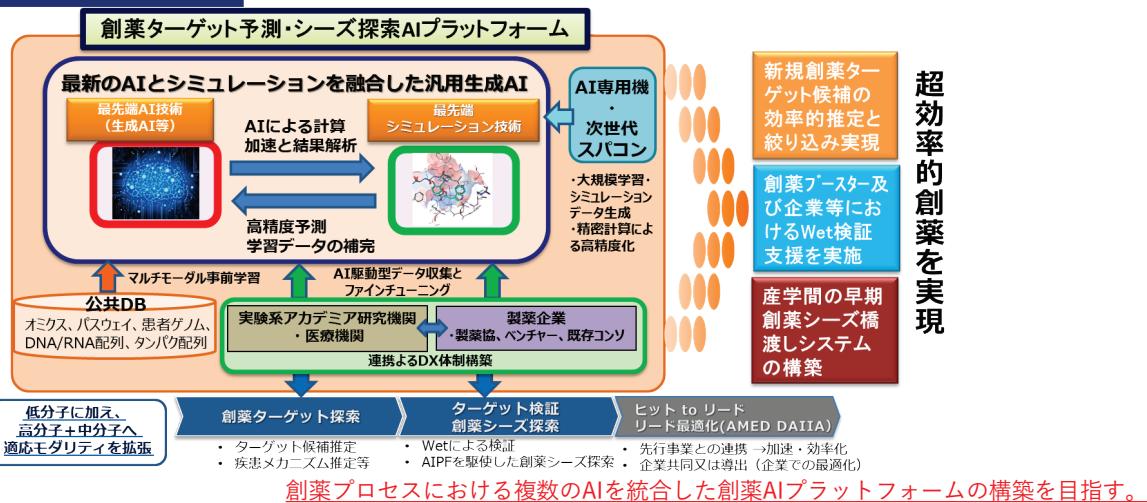
医政局研究開発政策課（内線4150）

令和7年度概算要求額 41億円の内数（35億円の内数）※()内は前年度当初

1 事業の目的

最新のAIとシミュレーションを融合した汎用生成AIに基づく“創薬ターゲット予測・シード探索AIプラットフォーム”を構築し、産学連携体制による効率的なデータ収集と予測精度の向上を図り、近年の創薬ターゲットの枯渇に対応すると共に、超効率化創薬を実現する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

▶日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進



日本医療研究開発機構（AMED）における研究の推進（医療研究開発推進事業費補助金等）

大臣官房
厚生科学課
(内線3809)

令和7年度概算要求額 527億円（443億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。

国

定額補助

日本医療研究開発機構（AMED）

委託等

研究者/民間事業者等

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

3 令和7年度概算要求の内容

1. 医薬品プロジェクト	187.5億円	小計 525.9億円
2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト	17.9億円	うち医療研究開発推進事業費補助金 395.7億円
3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	64.1億円	うち保健衛生医療調査等推進事業費補助金 130.2億円
4. 感染症プロジェクト	73.3億円	革新的な研究開発推進基金補助金 1.2億円
5. データ利活用・ライフコースプロジェクト	173.9億円	
6. シーズ開発・基礎研究プロジェクト	2.2億円	
7. 橋渡し・臨床加速化プロジェクト	7.0億円	合計 527億円



厚生労働科学研究の促進（厚生労働科学研究費補助金等）

大臣官房厚生科学課
(内線3809)

令和7年度概算要求額 109億円（91億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全（労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健全安全・危機管理対策）、適切な保健福祉サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行う。

国

定額補助

研究者/民間事業者等

3 令和6年度概算要求の内容

I. 行政政策研究分野	II. 疾病・障害対策研究分野	III. 健康安全確保総合研究分野	合計（I+II+III）	109億円
(1) 行政政策研究経費		8.0億円	(1) 地域医療基盤開発推進研究経費	3.9億円
(2) 厚生労働科学特別研究経費		4.6億円	(2) 労働安全衛生総合研究経費	1.5億円
	(1) がん対策推進総合研究経費	7.3億円	(3) 食品医薬品等リスク分析研究経費	17.0億円
	(2) 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費	29.1億円	(4) 健康安全・危機管理対策総合研究経費	2.0億円
	(3) 長寿・障害総合研究経費	11.3億円		
	(4) 感染症対策総合研究経費	23.9億円		
			(うち、厚生労働科学研究費補助金	68億円)
			(うち、厚生労働行政推進調査事業費補助金	41億円)

○医薬品等の安定供給の推進

➤医薬品の供給状況把握のための体制整備



医薬品安定供給・流通確認システム（仮称）の開発

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
(内線2536、4472)

令和7年度概算要求額 3.9億円（-）※()内は前年度当初予算額

※デジタル庁計上

1 事業の目的

- 昨今の医薬品の供給不足を踏まえ、令和6年4月1日より、医療用医薬品の供給情報の速やかな医療機関等への共有を目的とする「供給状況報告」と、今後の供給不足が生じるおそれがある場合に早期報告により当該不足を未然防止することを目的とする「供給不安報告」を開始したところ。
- 本事業は「供給状況報告」の内容をより迅速に医療現場・国民等に提供することで、適正な医療の確保、関係者の負担軽減、供給状況の早期改善を図ることを目的とする。

2 事業の概要

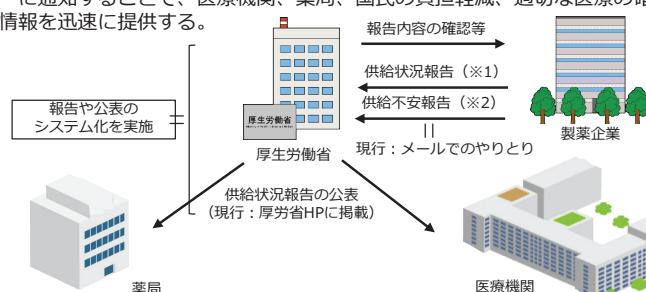
- 「供給状況報告」と、「供給不安報告」について、現状、製薬メーカーよりメールでの報告を受け付けている。本事業においては、両報告の内容をデータベース化し供給状況の経年比較をより円滑に行い、安定供給確保策を迅速に立案するため、また、両報告の事務処理に係る国及び製薬メーカーの負担を軽減するため、報告の受付・集計分析機能を有する情報システムを構築する。加えて、「供給状況報告」の内容を掲載するポータルサイトを構築し、出荷状況に変更（例：限定出荷から通常出荷へ出荷状況が改善）のあった医薬品の情報を医療機関、薬局、代替薬を製造する製薬メーカーに通知することで、医療機関、薬局、国民の負担軽減、適切な医療の確保、製薬メーカーの限定出荷（他社品の影響）解除に資する情報を迅速に提供する。

(※1) 供給状況報告

全ての医療用医薬品約18,000品目にかかる出荷状況（通常出荷、限定出荷、供給停止）、②出荷量の状況（増加、通常、減少、出荷停止）、③限定出荷の解除見込み時期、等を日々製薬メーカーから国が直接受け付け、報告内容を含む全ての医療用医薬品の供給状況一覧を毎日HPに公表。

(※2) 供給不安報告

製造販売業者が把握した供給不足が生じるおそれ（原薬や部素材の調達トラブル、製品不良によるメーカー判断での出荷停止、自然災害による製造所の被災等）について、国が早期に報告を受け付け（非公表）、必要に応じて関係学会や代替薬を製造する製薬メーカーとの調整等を実施し、供給不足の未然防止を図る。



3 実施主体等

民間事業者（委託）

新規

医薬品の供給情報等の把握等の体制整備等事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線2536）

令和7年度概算要求額 2.7億円（-）※（）内は前年度当初予算額

※デジタル庁計上

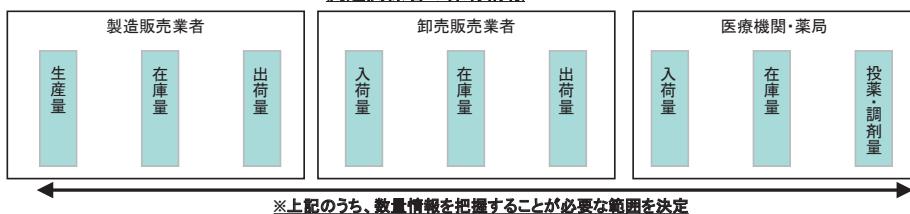
1 事業の目的

- 製造販売業者による医薬品の品質問題に伴う医薬品の供給量の減少、新型コロナウイルスの流行等による医薬品の需要増加により、令和2年頃から後発医薬品をはじめ多数の医薬品に供給不足が発生し、今なお、その状況が続いている。
- 医薬品の供給量がどの程度不足しているのか、卸や医療機関等の在庫に偏在がないか等、現状、国は実態の把握ができていない。
- 特に医療上必要性が高い医薬品について、製造販売業者の生産量・在庫量、販売量、卸・医療機関等の入荷量・在庫量・販売量など実態がどのようにになっているかを迅速に把握することができるようになるとともに、医療現場における供給不安を解消するためには、速やかに供給が不足している医薬品の情報提供が行えるようにする体制を整備していく必要がある。
- 令和6年3月にコンサルタント業者に委託し、医薬品に関する情報をどのように取得・収集するか（既存のシステム等から入手する又は新たに収集する方法を作り出す。）、また、情報内容を収集・整理・閲覧するための体制整備の方法（新システムの構築または既存システムの連携、その他）を7月までに取りまとめる予定であり、その報告書を踏まえ、どのような体制とするか決定する。

2 事業の概要・スキーム

- 医薬品の需給情報を把握するために、必要な体制を構築する仕様書等を外部に委託して作成する。例えば、システム開発が必要な場合または既存のシステムを活用・連携させが必要な場合には、システム開発またはシステム改修等に必要となる要件定義書等を作成する。

流通関係者の保有情報



3 実施主体等

実施主体：委託事業（株式会社）

▶抗菌薬の安定供給に向けた体制整備

新規

推進枠

抗菌薬安定確保事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線2657）

令和7年度概算要求額 3.6億円（-）※（）内は前年度当初予算額

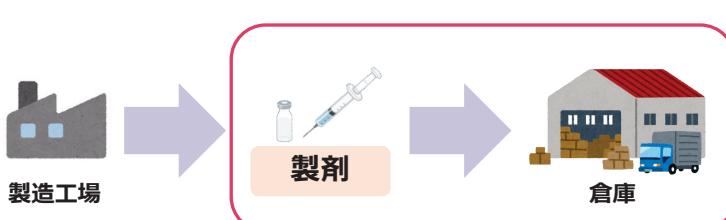
1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染症対応に必要な抗菌薬の確保に万全を期す必要があるが、注射用抗菌薬の大多数を占めるβラクタム系抗菌薬は、その原材料及び原薬をほぼ100%中国に依存しており、供給途絶リスクを考慮すると国内製造体制構築が急務となっている。このため、令和4年度補正予算にて抗菌薬原薬国産化支援基金を創設し、国内安定供給体制の強化を図るために、2030年（令和12年）までに供給途絶時においても、医療現場に切れ目なくβラクタム系抗菌薬を安定供給できる体制を整備するための支援を実施しているところである。
- 一方、2030年までに中国からβラクタム系抗菌薬原薬の供給が途絶した場合、国内在庫により対応せざるを得ず、平時よりβラクタム系抗菌薬の製剤を備蓄することで国内在庫を確保することは、経済安全保障の観点からも重要である。



2 事業の概要・スキーム

平時よりβラクタム系抗菌薬の製剤を備蓄する企業に対して、備蓄に係る費用を補助する



3 実施主体等

- ・ βラクタム系抗菌薬の製剤について、備蓄により国内在庫を確保することで、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等

※補助率：上記費用の1/2
(国1/2、事業者1/2)



▶海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援

新規

推進枠

医薬品安定供給支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4472）

令和7年度概算要求額 51百万円（-）※（）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 13百万円

1 事業の目的

- 現在、我が国において、抗菌薬等の比較的安価な医療用医薬品を中心として、その製造に当たり、採算性等の関係で、原薬等の多くを海外から輸入している現状がある。
- **医療上必要不可欠な医薬品のうち、海外依存度の高い原薬等**について、医療提供体制の確保に支障が生じることがないよう、国内における医薬品の安定供給体制を強化する必要がある。

2019年に、海外での製造上のトラブルにより原薬等を輸入することができず、一部の抗菌薬について、長期にわたり安定的な供給が滞り、医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生した。
また、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、海外での原薬等の製造停止・輸送の遅延等の発生や、新型コロナウイルス感染症の治療等に使用する医薬品の需要が世界的に急増した影響を受けて、一部の医薬品について国内での供給不安が生じた。



2 事業の概要・スキーム

- ・ 海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、国内での安定供給を確保するため、**供給リスクの低減に取り組む製薬企業等**を支援する。



3 実施主体等

- ・ 海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬・原料等について、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等

※補助率：上記費用の1/2
(国1/2、事業者1/2)



4 事業実績等

- ・ 令和4年度 交付実績 1事業者 ※対象原薬等の在庫の積み増し費等に係る補助
- ・ 令和6年度 交付実績 4事業者 ※対象原薬等の代替供給源の探索費等に係る補助

新規

推進枠

医薬品供給リスク等調査及び分析事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4472）

令和7年度概算要求額 85百万円（-）※（）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 81百万円

1 事業の目的

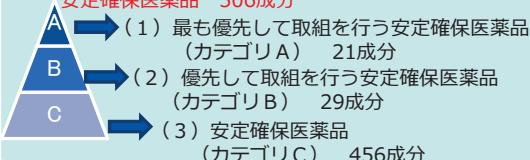
- 我が国の安全保障上、国民の生命を守るために、切れ目のない医療供給のために必要で、安定確保について特に配慮が必要とされる医薬品を「安定確保医薬品」として令和3年3月に選定を行った。分類から3年が経過し、医療の進歩とともに治療ガイドラインの改定などが行われていることから、医薬品の医療上の重要性や治療の位置づけなどを踏まえた情報の更新に向けて検討を行う。
- また、変化するサプライチェーンの潜在的供給不安の継続的な監視、脆弱なサプライチェーン構造に起因する供給リスクに応じた対応、関係者間の情報共有と連携を目的として、令和5年度補正予算において事業者向けの「供給リスク管理マニュアル」や、各主体の役割を整理した「供給途絶時等の行動計画」を作成する予定としている。これらについて周知及び活用状況の調査を行う。

2 事業の概要・スキーム

事業①：安定確保医薬品リスト更新検討

海外（FDA等）で用いられている必須医薬品リストの考え方を取り入れた上で、関係学会のヒアリングを行なながら安定確保医薬品を選定するための方法等について調査

安定確保医薬品 506成分



事業②：供給リスク管理マニュアル等の周知

・ 令和6年度に事業者向けの「供給リスク管理マニュアル」や各主体の役割を整理した「供給途絶時等の行動計画」を作成する方針



供給リスク管理マニュアル等について企業向け説明会の開催及び活用状況のフォローアップ

3 実施主体等

民間事業者（委託）

4 事業実績等

- ・ 令和6年度交付実績 1事業者

新規**推進枠**

医療機器等のサプライチェーンリスク評価及び安定供給確保事業

医薬産業振興・医療情報企画課
(内線4466)

令和7年度概算要求額 80百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

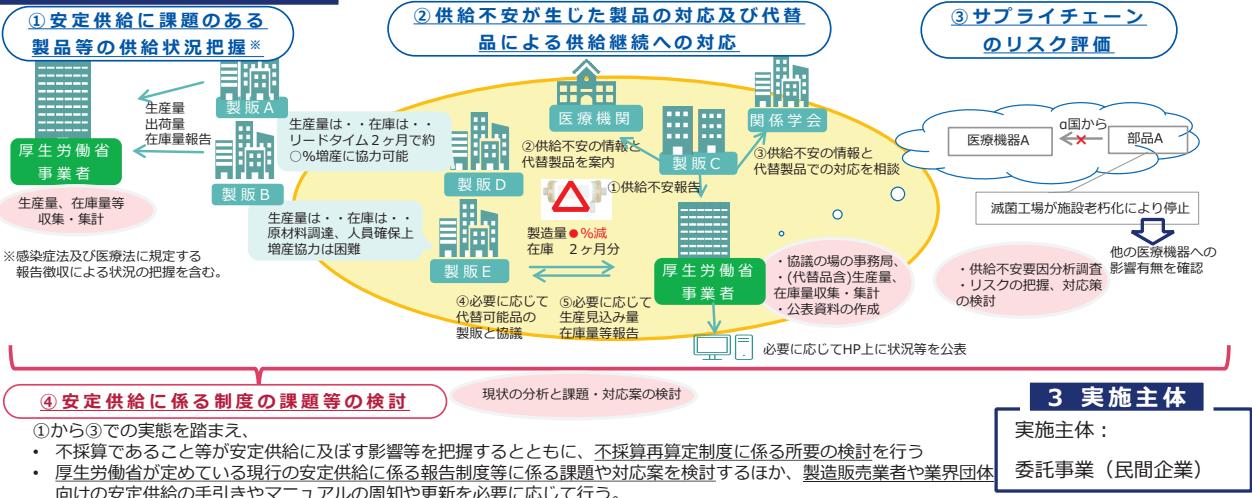
1 事業の目的

物価高騰、大幅な為替変動、サプライチェーンの複雑化、多発する災害等を背景として、これまで安定供給に問題のなかった医療機器も含め突如として国民に必要不可欠な医療機器が供給不安をきたす事例が増加してきた。これらの医療機器の供給を維持するために、

- 個別事例について、関連学会、業界団体、代替製品を取り扱う製造販売業者の協力を得ながら、代替製品の在庫状況や生産状況や出荷状況等を把握し、必要に応じて代替製品の増産に取り組みながら対応することや供給不安を生じる要因を分析し課題解決策を検討すること
- 個別事例における課題等を踏まえて、安定供給に係る政策上の課題の検討と対応案の立案を行うこと

が必要である。またこれらは、経済安全保障上の観点でリスク点検・評価を行う上でも重要である。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

実施主体：
委託事業（民間企業）

献血血液や血漿分画製剤の確保対策

推進枠

献血血液の確保対策事業

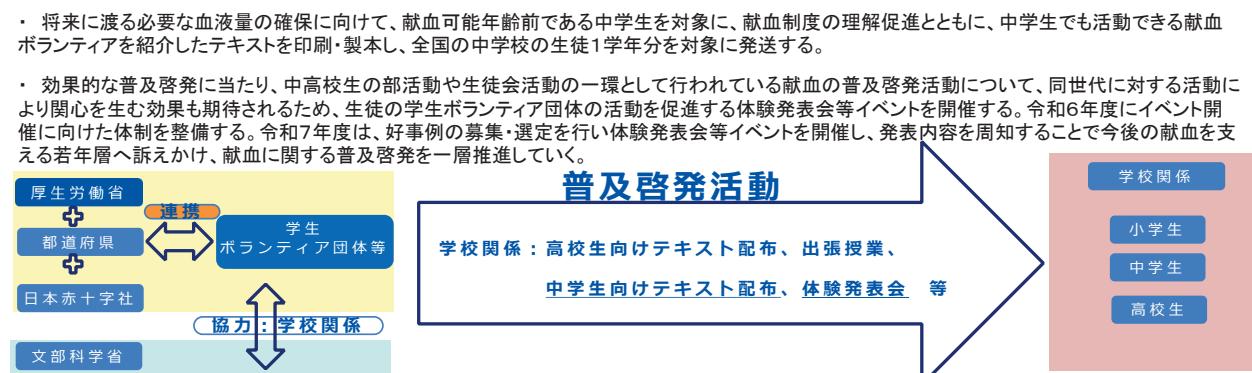
医薬局血液対策課（内線2906、2908）

令和7年度概算要求額 20百万円 (20百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 毎年、医療需要に応じた血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にあり、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。将来に亘る必要な血液量の確保に向けて、今後の献血を支える若年層へ献血に関する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学校からの献血教育の推進に向けて、厚生労働省では中学生用テキストを作成するとともに、中高校生を対象にした同世代に対する普及啓発活動の発表会等イベントを開催する事業を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：国

新規

推進枠

血漿分画製剤生産体制整備事業

令和7年度概算要求額 1.5億円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

血液法の基本理念において「血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。」と規定されている。

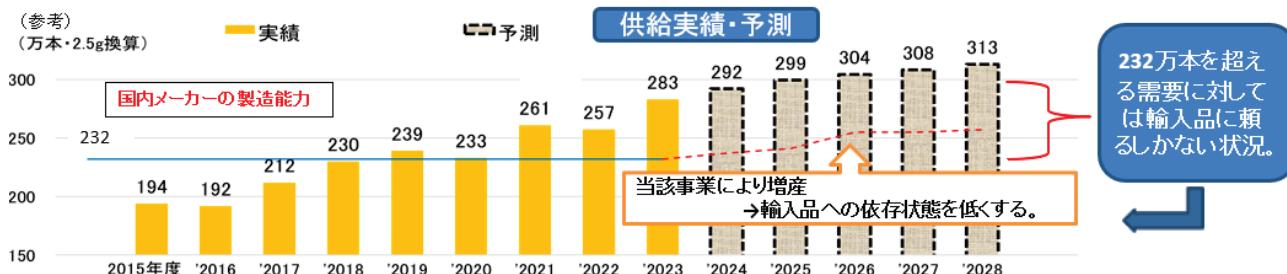
血液製剤（血漿分画製剤）のうち免疫グロブリン製剤については、その医療需要が年々増大し続けたことにより、**国内メーカー（3社）の製造量が限界に達し、令和5年4月より限定出荷**になるなど安定供給に不安が生じている。現有的製造能力では、これ以上の増産は困難であるため、不足分を輸入で補填している状況（国内自給率は令和4年度の83%から令和5年度は75%と8ポイント低下）であるが、**海外における医療需要もまた増大しているため輸入量の確保も今後難しくなることが予想されている。**

国内3社の製造設備の老朽化が進み現有的製造能力を維持することが困難になりつつある中、武田薬品の大阪工場が2030年頃に稼働予定であり、これにより大幅な製造能力の拡大が見込まれるが、それまでの間も医療需要は増加し続けると予測されており、**国内自給率を維持するためにも各社の現行の生産体制を早急に強化する必要がある。**

現有的製造能力をフル稼働させ続け、2030年度までの間ににおける国内自給率の低下をできる限り食い止めるため、当該事業により、増産を図る。

2 事業の概要・スキーム

国内献血を原料とした血漿分画製剤のうち、現在、限定出荷状態で今後の適応拡大により供給不安が発生する恐れがある免疫グロブリン製剤について、厚生労働省が国内事業者に対して増産に必要な人件費を補助（1/2）する。



▶後発医薬品の信頼確保・安定供給のための体制・取組の強化や産業構造改革

拡充

推進枠

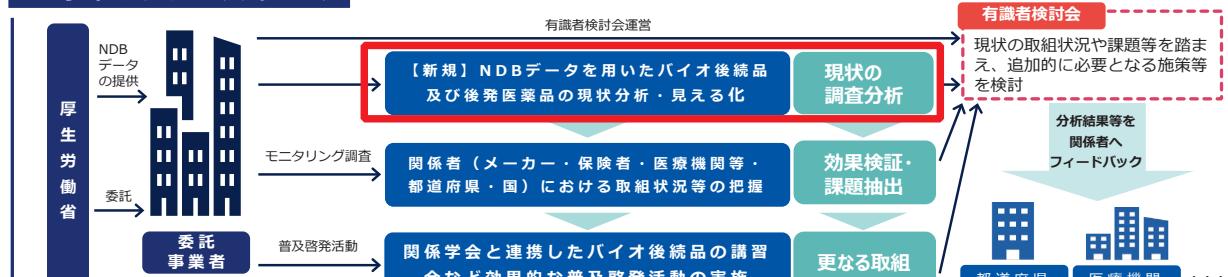
バイオ後続品及び後発医薬品の普及促進のための総合対策検証事業

令和7年度概算要求額 92百万円（60百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- バイオ後続品は、バイオ先発品とほぼ同じ有効性、安全性を有し、後発医薬品と同様に医療費適正化の効果を有することから、後発医薬品と併せて普及・使用を促進する必要がある。特に、バイオ後続品は品目により普及割合が異なり、その要因は多様であるとともに、医師や患者等の認知度向上が課題である。
- こうしたことから、バイオ後続品及び後発医薬品について「新経済・財政再生計画改革工程表 2023」に示された使用割合等の目標の達成に向け普及・促進に向けたロードマップを令和6年度に策定予定である。
- そこで、本事業ではアンケートやNDBデータ等を用いた現状分析等を行うことで目標の達成状況を把握し、当該ロードマップに基づき普及啓発活動等を行うことで、都道府県を含めた関係者におけるバイオ後続品及び後発医薬品の普及促進のための取組をより一層加速することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム



- 令和6年度に作成予定の「(仮)信頼確保を前提とした後発医薬品の使用促進のためのロードマップ」及び「(仮)バイオ後続品の普及促進のための総合対策」に基づきバイオ後続品及び後発医薬品の普及・促進を行うにあたり、施策の効果検証と更なる取組の検討を行う。

3 実施主体等

委託事業（民間事業者）

4 事業実績

バイオシミラー講習会参加人数：80名（令和5年度）

拡充

推進枠

GMP管理体制強化等事業

医薬局監視指導・麻薬対策課
(内線2770)

令和7年度概算要求額 1.6億円 (69百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度に、後発医薬品メーカーにおいて、製造工程中における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生し、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となつた。現時点においても、依然として行政処分事例が発生している。
 - 当該事案では、製造記録の二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の査察体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
 - 第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
 - 国と都道府県の薬事監視の情報共有を含めた連携体制が必ずしも十分に整備されているとは言いがたいことも指摘されている。
- 医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県の調査員の調査能力向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようになるとともに、医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスを向上させることを目的とする。**

2 事業の概要・スキーム、3 実施主体等

- 国内のGMP査査能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、PMDAの調査員及び外部専門人材の確保を行う。加えて、製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、GMPに関する全ての関係者を対象とした講習会を開催（令和4年度～）。**GMPに関する講習会の回数を増やし、医薬品メーカーにおける品質確保等に係るコンプライアンス意識や品質文化（クオリティ・カルチャー）の更なる醸成等を図る。【令和7年度拡充】**
- 国と都道府県の薬事監視の速やかな情報共有を含めた連携体制を整備し、薬事監視の質的な向上を図るため、全国のGMP調査における不備事項を収集・分析等する体制を構築。都道府県の調査水準の向上及び均てん化を図るとともに、業界に実践的な啓発活動を行う（令和6年度～）。
- GMP調査における不備事項の収集・分析や無通告立入検査の実施に重要な製造管理・品質管理上リスクの高い製造所の抽出作業をシステム化し、迅速化を図るとともに、複雑な分析を可能とする。【令和7年度拡充】**

実施主体等

事業実績

厚生労働省

PMDA、補助率：10/10 PMDAによる都道府県GMP調査体制への支援（令和5年度）
 ・都道府県GMP調査への同行：2件
 ・都道府県GMP調査員への研修機会の提供：延べ281人 等



拡充

リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業

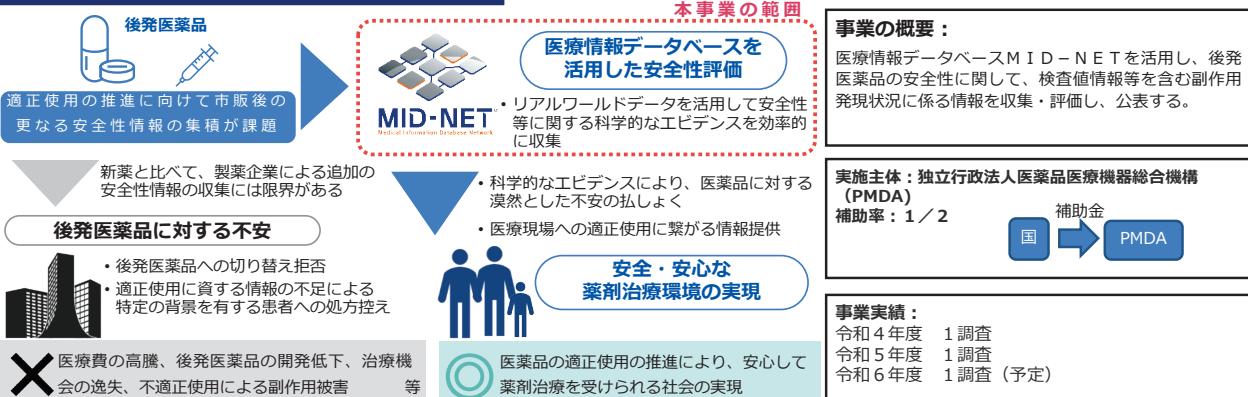
医薬局医薬安全対策課
(内線2751、2749)

令和7年度概算要求額 53 百万円 (11百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 後発医薬品の普及は医療費の削減において重要であり、引き続き推進していく必要があるが、品質管理問題に端を発し、その安全性に対して国民の信頼が揺らいでおり、普及を推進する上で大きな障壁となっている。
- 国民の後発医薬品への懸念は、先発医薬品と比べてその安全性が遜色ないかという点が大きい。安全性の確保については、適切な製造管理のみならず、添付文書改訂時の医療機関への周知活動等リスク最小化に関する取組みの実施等、種々の因子が影響するが、同一成分を多数の製造販売業者が上市する後発医薬品の特徴からも、製造販売業者による横断的な対応には限界がある。
- リアルワールドデータを用いて、実臨床における後発医薬品の副作用の発生状況を製造販売業者横断的に監視することで、客観性の高い安全性情報を入手・解析し、科学的根拠に基づきその安全性について説明することも重要である。
- 後発医薬品は数量ベースで80%を超える抗がん剤、抗血栓薬、糖尿病治療薬などの使用者が多い領域も含め引き続き多数の新規成分が上市されていることから、品目数を増やし、調査を加速することで、後発医薬品の信頼性の回復に資する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



ジェネリック医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の体制強化事業

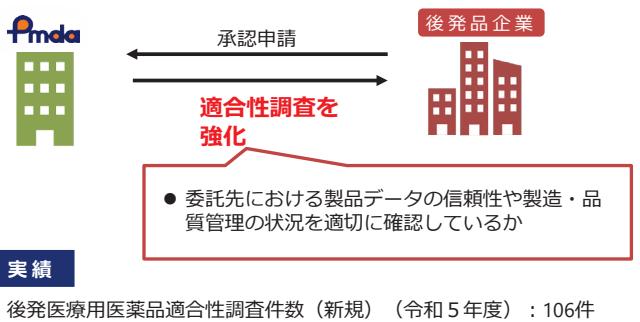
医薬局
医薬品審査管理課
(内線2737)

令和7年度概算要求額 12百万円 (12百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年の医薬品の品質不良・供給不安については、後発品市場において、共同開発(※)や外部への製造委託などの導入・活用による多数企業の参入が進み、少量多品目生産構造が生じたことが一因と指摘されている。
(※) 製造販売申請に必要な品質試験等のデータについて、ある企業が取得したデータを他の複数企業間で共有し、同じデータを用いて各社が申請を行うこと。後発品については、平成17年の改正薬事法施行にあわせ、認められるようになった。ただし、委託元の企業自身が、委託先のデータの信頼性や製造・品質管理の体制について、十分に把握し、責任を負うことが必須。
- 本事業では、品質・供給問題の発生を未然に防止するため、後発品の承認審査に当たり、以下の確認を実施する。
 - ・適合性調査において、開発・製造を他社に委託する製品について、委託元(申請者)が委託先における製品データの信頼性や製造・品質管理の状況を確認するための体制や実際の確認状況について、確認する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：
・人件費：補助率50／100

○医療・介護分野におけるDXの推進等

➢電子カルテの導入と情報の標準化等による全国医療情報プラットフォームの構築、オンライン資格確認等システム等の基盤強化及び保健医療介護情報の活用促進

新規

電子カルテ情報等分析関連サービス構築事業

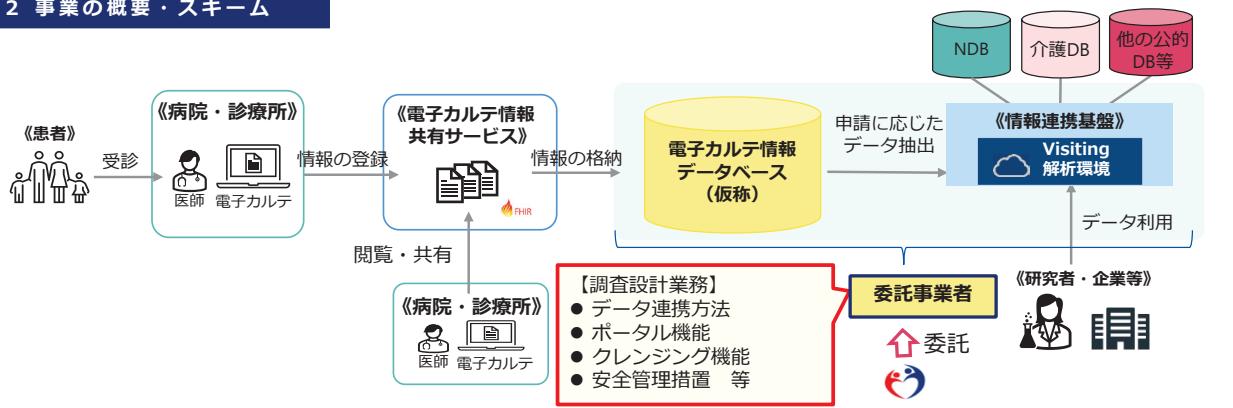
医政局特定医薬品開発支援・
医療情報担当参事官室
(内4676)

令和7年度概算要求額 6.2億円 (ー) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療等情報の二次利用については、「医療DXの推進に関する工程表」において取組を進めることとされているほか、「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)においても、制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を進めることとされている。
- これを踏まえ設置された「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」では、公的DB等を一元的かつ安全に利用・解析できる「情報連携基盤」を構築し、令和7年度から本格稼働する「電子カルテ情報共有サービス」で共有される医療等情報の二次利用を可能とする必要性が指摘された。
- これを踏まえ、新たな「情報連携基盤」と「電子カルテ情報データベース」の構築に向けた仕様書を作成するため、様々なDBとのデータ連携方法、利活用を支援するポータル機能、データのクレンジング機能、安全管理措置等を含めた調査設計を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：委託事業（民間事業者）

新規**推進枠**

保健医療情報拡充システム開発事業

医政局参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）付医療情報室（内線4672）

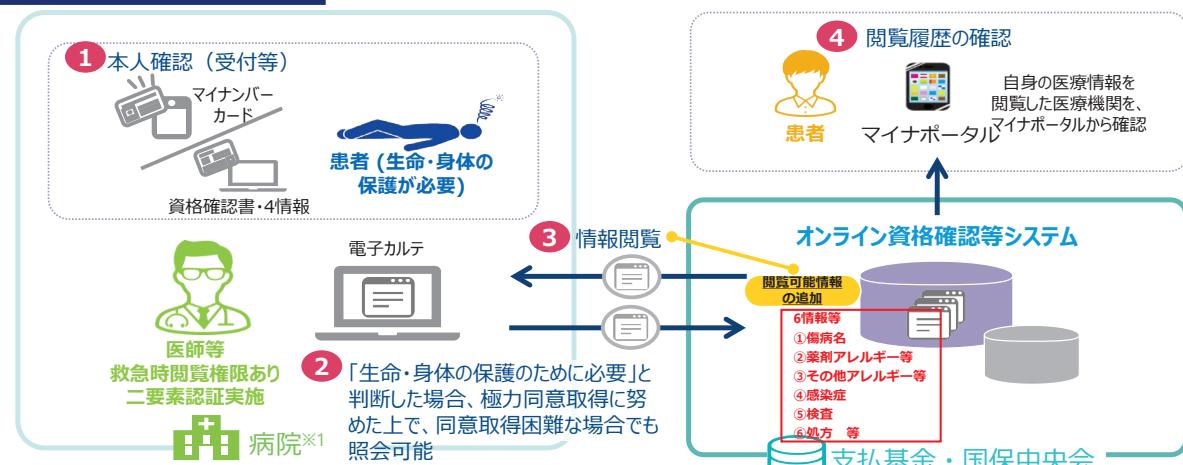
令和7年度概算要求額 5.5億円（-）※()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 3.4億円

1 事業の目的

救急時に意識不明等で患者の意思確認ができない状態でもマイナンバーカード等を用いて医療情報の閲覧を可能とし、適切な医療を提供できるようにする取組み（Action1救急）を進めている。

一方で、救急時の医療情報の閲覧はレセプトデータのみであるため、電子カルテ共有サービス開始を見据え、傷病名等の6情報等を閲覧できる仕組みを新たに構築し、機能強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：社会保険診療報酬支払基金

新規**推進枠**

自治体検診DX推進モデル事業

健康・生活衛生局健康課
内線（2940）

令和7年度概算要求額 10億円（-億円）※()内は前年度当初予算額

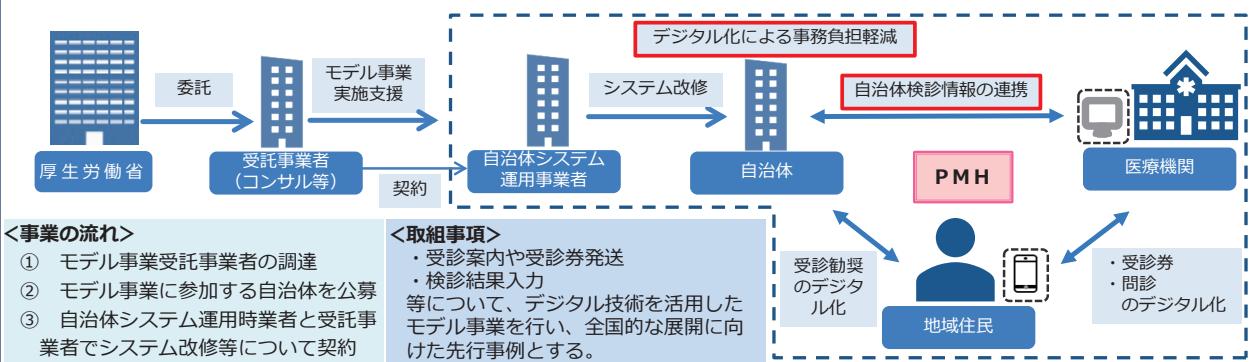
1 事業の目的

- ◆ 「医療DXに関する工程表」（令和5年6月2日）において、全国医療情報プラットフォームを構築することとされ、自治体検診情報についても、これと連携する仕組みを構築することにより、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有可能にし、自治体システム標準化の取組の状況を踏まえながら、連携を開始することとされている。
- ◆ 「地方公共団体等における必要な保健医療情報を安全に共有できる仕組みの構築に向けた調査研究等一式」（令和5年度委託事業）において、自治体検診情報の全国医療情報プラットフォームとの連携に際しては、PMHの活用が効果的・効率的であると示された。
- ◆ 一方で、現状の紙を中心とした運用と、PMHを活用したスキームでは、自治体検診事務が大きく異なる。

自治体におけるPMHの活用の全国的な展開を円滑に進めるため、自治体検診のデジタル化に係るモデル構築を図る

2 事業の概要・スキーム、実施主体

- 予防接種、母子保健の先行実施の実施状況を踏まえつつ、自治体検診DXにおけるPMH導入に向けたモデル事業を実施する。



介護関連データ利活用に係る基盤構築事業（市町村分）

老健局老人保健課（内線3944、3800）

令和7年度概算要求額 0.7億円（1.5億円）

1 事業の目的

- 介護予防から要介護認定、介護給付に至るまでの情報を一体的に利活用するためのデータ基盤の整備・活用に要する経費を補助することにより、もって、保険者等に対して適切な介護保険事業の実施を促進する。

2 事業の概要

- 市町村介護保険事務システムについて、令和3年度から新たに市町村が収集する基本チェックリスト情報、主治医意見書情報、認定調査票情報のほか医療保険の個人単位医療被保険者番号情報等を、国保連合会の介護保険審査支払等システムに送付することができるよう、入出力にかかる所要の改修を行う。

3 実施主体等

- 補助先 市町村
(特別区、広域連合・一部事務組合の保険者を含む)
- 補助率 1/2

○事業スキーム



▶電子処方箋の更なる全国的な普及拡大

新規
推進
枠

電子処方箋の有効活用のための環境整備事業

医薬局総務課
(内線2195)

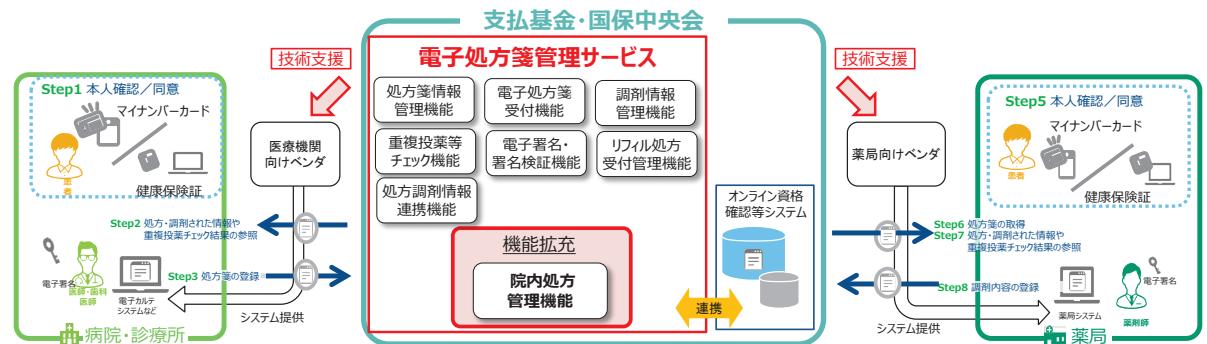
令和7年度概算要求額 1.2億円（-）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 電子処方箋は令和5年1月から運用開始している。電子処方箋管理サービスの機能拡充（院内処方管理機能）を行うことで、医療機関・薬局において同サービスを利用するメリットが向上し、国民の電子処方箋の利用数が増加することで、国民医療の質向上への貢献が期待できる。

2 事業の概要・スキーム

- 電子処方箋管理サービスの機能拡充（院内処方管理機能）を行うため、システム改修や技術支援等を行う。
 - ・同サービスの追加開発・改修費用、開発稼働準備支援等、医療機関・薬局向けベンダ用の技術支援ポータルサイト運営
 - ・医療機関・薬局向けに電子カルテ・レセコン等を提供するベンダに対し、新機能の連携テスト等の技術支援



3 実施主体等

実施主体：社会保険診療報酬支払基金 補助率：定額(10/10)

新規**推進枠**

電子処方箋の利活用促進事業

医薬局総務課
(内線2195)

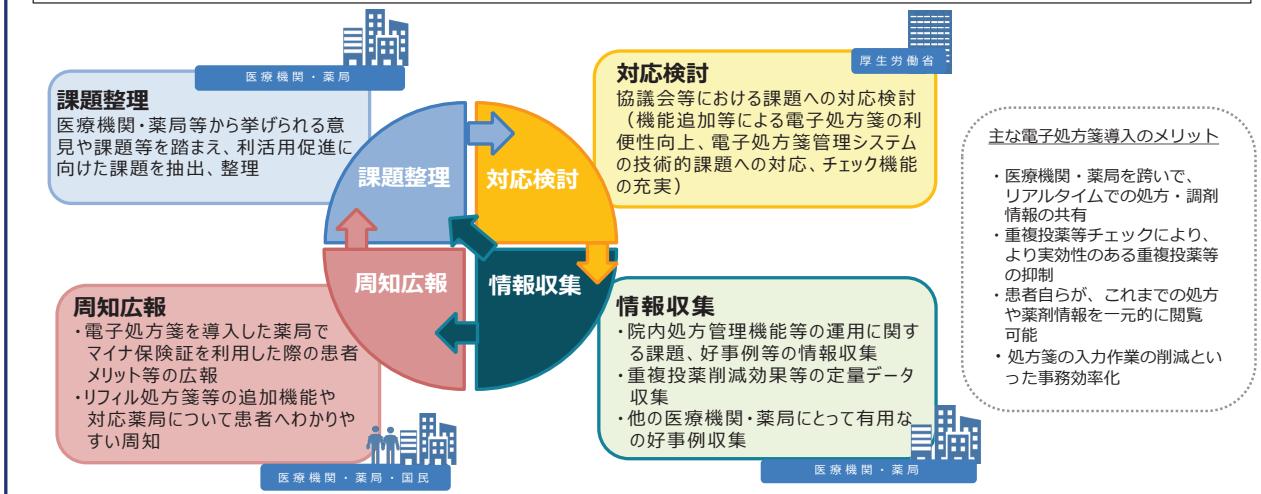
令和7年度概算要求額 83 百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

医療機関・薬局等へ電子処方箋の利活用促進支援や周知広報を行うことで、電子処方箋の利活用の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

医療機関・薬局等から電子処方箋に関する意見や課題等を収集・整理し、医療機関・薬局、国民に向けて利活用を促進するのに効果的な周知広報等を実施する。また、令和6年度に機能拡充される院内処方管理機能等の運用に関する課題や好事例等の収集を行い、追加機能のメリットを積極的に発信する。



3 実施主体等

実施主体：民間団体等

診療報酬改定DXの取組の推進

新規**推進枠**

診療報酬改定DX（施設基準の届出の電子化推進）

保険局医療課（内線3620）

令和7年度概算要求額 6.0億円 (-) ※()内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上

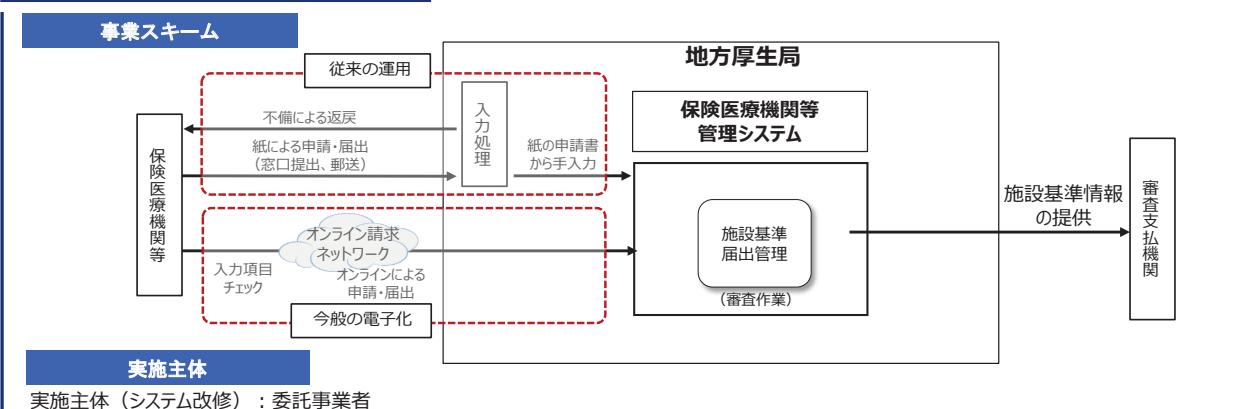
1 事業の目的

診療報酬改定DXに係る共通算定モジュールの開発等にあわせて、現在は主に紙（窓口提出、郵送）により行われている保険医療機関等による施設基準等の届出の電子化を推進することにより、保険医療機関等の作業の軽減及び効率化を図る。

2 事業概要

保険医療機関等による施設基準等の届出をオンラインで行うことができるよう、保険医療機関等管理システムの改修を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充

老健局老人保健課（内線3944、3800）

拡充

科学的介護データ提供用データベース構築等事業

令和7年度概算要求額 5.5億円（4.7億円）※（）内は前年度当初予算額（国庫債務負担行為（令和6年度～8年度））※令和5年度補正予算額 86百万円 ※デジタル計上
※顕名LIFEの工程管理は、新規国庫債務負担行為（令和7年度～9年度）

1 事業の目的

- 介護サービスの質向上に向けて、令和3年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）を活用したPDCAサイクルを推進するため、取得したデータの分析結果等について、介護事業所に提供を行っている。
- LIFEシステムは令和7年度以降、介護情報基盤の運用開始に伴って顕名データを収集し利活用するLIFEシステム（顕名LIFE）に変更になる予定。これを踏まえ、本事業では、既存の匿名データを収集するLIFEシステム（匿名LIFE）の運用・保守及び顕名LIFEの工程管理を実施する事業として位置づける。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 事業の概要

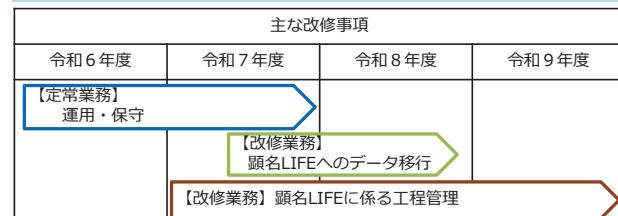
- ・匿名LIFEについて令和7年度において引き続き運用・保守を行う。
- ・令和7年度以降に運用の開始が予定されている、国保中央会所管の顕名LIFEへの移行に向けた改修やデータ移行を行う。
- ・【拡充】顕名LIFEの開発に係る要件定義、関係者調整等の工程管理を行う。

○ 所要額

- （項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費
（目）情報通信技術調達等適正
・効率化推進委託費：553,081千円

○ 実施主体：株式会社等

○ 事業スキーム



介護・障害福祉分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進

新規

推進枠

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（仮称）

障害保健福祉部障害福祉課
(内線3091、3092)

1 事業の目的

令和7年度概算要求額 8.2億円（一）※（）内は前年度当初予算額

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- ・「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」「障害福祉分野のICT導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する際の経費等を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

2 据助対象等

【介護ロボット】

- ・日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援のいざれかの場面において利用する介護ロボット
- ※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象
- 【ICT】
- ①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- ②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- ③通信環境機器等（Wi-Fi・ルーターなど）
- ④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。

※補助対象となるソフトウェアについて、記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り、補助対象としている。

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

- ・介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する場合に必要な経費
- ・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費
- Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等

【補助要件（例示）】

- ・取組計画により、職場環境の改善を図り、職員へ還元する事が明記されていること
- ・本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること
- ・体験会・研修会へ参加すること

3 据助率等

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援：国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進（体験会・研修会）：国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/2

【介護ロボット】対象施設

対象施設	補助基準額
障害者支援施設	1施設あたり 上限210万円
グループホーム	1事業所あたり上限150万円
その他事業所	1事業所あたり上限120万円

※ 見守り・コミュニケーションの通信環境等の整備費用：上限750万円

【導入支援の対象施設・事業所】

障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設

【ICT】

対象施設	補助基準額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所	1事業所あたり上限100万円

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

対象施設	補助基準額
グループホーム、障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援	1事業所あたり上限1,000万円

4 実施主体等



拡充

推進枠

介護テクノロジー開発等加速化事業（旧：介護ロボット開発等加速化事業）

老健局高齢者支援課（内線3969）

令和7年度概算要求額 9.2億円（4.9億円）※（）内は前年度当初予算額（参考）令和5年度補正予算：3.9億円

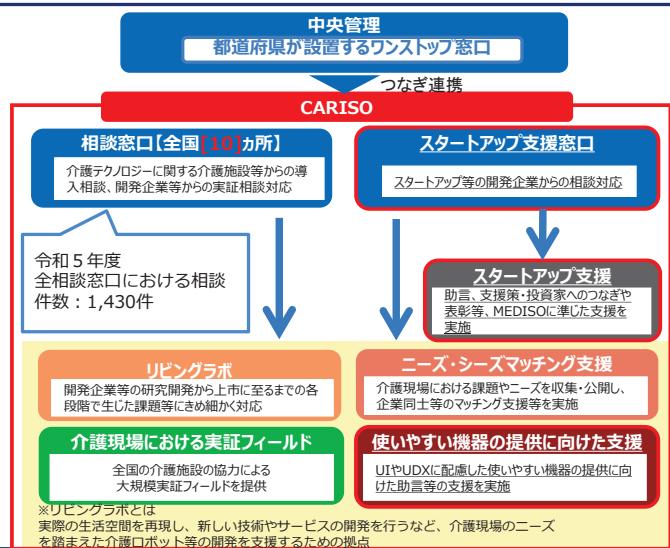
（※）下線は令和7年度拡充分

1 事業の目的

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- 本事業では、①介護施設・開発企業双方からの介護テクノロジーに関する相談窓口や開発実証を行う等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」を運営するとともに、②介護ロボット等の導入効果に係る大規模実証、③介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信を行う。
- また、R6年度まで本事業で設置していたリビングラボを発展的に見直し、CARISO（CARe Innovation Support Office）を立ち上げ、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置を含め、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 介護テクノロジーの開発・実証・普及のプラットフォーム事業（CARISOの立ち上げ）
 - 相談窓口の整理（全国15→10箇所）とスタートアップ支援窓口の設置
 - 投資家とのつなぎや表彰等、MEDISOに準じた支援や、使いやすい機器の提供に向けた支援を実施
 - 地域における介護生産性向上総合相談センター（基金事業）の支援事業（中央管理事業）
 - 2025年大阪万博での効果的な取組の情報発信に係る展示の実施
- 効果測定事業
 - 生産性向上の取組に係る効果測定事業（実証施設数100施設程度）
- 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業
 - 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。



拡充

介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老健局高齢者支援課（内線3875、3876）

令和7年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（97億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※下線部は、令和7年度の時限措置で拡充（令和6年度を時限とするものについては、7年度までの延長を要求）。太字は更に今回変更する部分。

2 拠点 対象

[介護ロボット]

- 「介護テクノロジー利用における重点分野」（令和7年度より改定）に該当する介護ロボット
- [ICT]
 - 介護ソフト、タブレット端末、インカム、クラウドサービス、業務効率化に資するバックオフイスソフト（転記等の業務が発生しないことの環境が実現できている場合に限る）等（パッケージ型導入）
 - 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
 - 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
 - 上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費

3 拠点 要件等

介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること

第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること

（入所・泊まり・居住系）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること

【介護ロボット】

【ICT】

【パッケージ型導入】

区分	補助額	補助台数	補助額	補助台数	補助額	補助台数
○移動支援	上限100万円	必要台数	● 1~10人 100万円	必要台数	上限1,000万円	必要台数
○入浴支援			● 11~20人 160万円			
○上記以外	上限30万円		● 21~30人 200万円			
			● 31人~ 260万円			

補助率 以下の要件を満たす場合は3/4を下限（これ以外の場合は1/2を下限）

4 実施主体、実績

事業	R1	R2	R3	R4
介護ロボット導入支援事業（※1）	1,813	2,297	2,720	2,930
ICT導入支援事業（※2）	195	2,560	5,371	5,075



共通要件	<ul style="list-style-type: none"> 職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金への還元することを導入効果報告に明記 第三者による業務改善支援を受けること
介護ロボット	<ul style="list-style-type: none"> 見守り・インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用すること（入所・泊まり・居住系に限る） 従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと 利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること
ICT	<ul style="list-style-type: none"> （在宅系）・ケアプランデータ連携システムを利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること （それ以外）以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること 文書量半減を実現させる導入計画となっていること
パッケージ型導入	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット・ICTの要件をいずれも満たすこと。ただし、ICT（それ以外）に記載の要件は全て満たすこと

介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老健局高齡者支援課 (內線3875)

令和7年度概算要求額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（97億円の内数）

1 事業の目的

- ・都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
 - ・このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上にワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなげる。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ・都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICTの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

【実施事項(必須)】

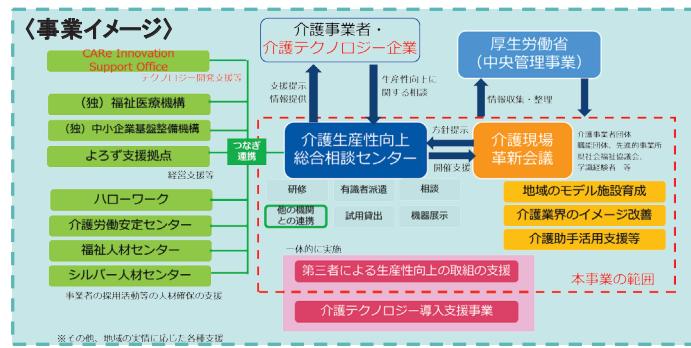
- (1) 介護現場革新会議の開催
 - (2) 介護生産性向上総合相談センターの設置
(介護ロボット・ICT等に係る相談窓口事業)
 - (3) 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携

【実施事項(任意)】

 - (4) 介護事業所の見える化に関する事業
 - (5) その他地域の実情に応じた各種支援事業



令和5年度センター設置実績：5道県



※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和6年4月から施行

介護事業所における生産性向上推進事業

老健局高齡者支援課 (內線3937)

令和7年度概算要求額 1.4億円（1.4億円）※()内は前年度当初予算額

(※) 下線は令和7年度拡充分

1 事業の目的

- これまででも、国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進している。
 - デジタル化財政改革会議で、介護現場におけるデジタル化を加速化するために、生産性向上方策の周知件数の増、デジタル中核人材の養成人材の増がKPIとして示されている。
 - このため、生産性向上に係るセミナー、気運を盛り上げるためのフォーラム、デジタル活用に特化した人材養成研修を着実に実施する。
 - 加えて、R6年度より開始する「生産性向上推進体制加算」や補助金により事業所より収集した取組効果のデータを、さらに有効活用しフィードバックする方策について検討する。

2 事業の概要

- ①生産性向上に係るセミナー等の実施
介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナーや、セミナーハンズオン実習会、生産性向上の気運を高めようためのコラムを月刊化、生産性向上の取組の普及・加工連化を図る

②ICTの効果的取組の横展開に関する調査研究

生産性向上推進体制算定や補助金により事業所より収集した取組効果データを適用しフィードバックする方策を検討する。

③ 「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」に係る事務局の設置

「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」について、都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営等、事務局としての業務を実施するとともに、表彰を通じた好事例の普及促進を図る。

3 実施主体等



（実績）公募により選定した2者が上記事業を実施

4 事業実績等

令和5年度 セミナー参加事業所（法人）数 2,146

拡充

推進枠

ケアプランデータ連携システム構築事業

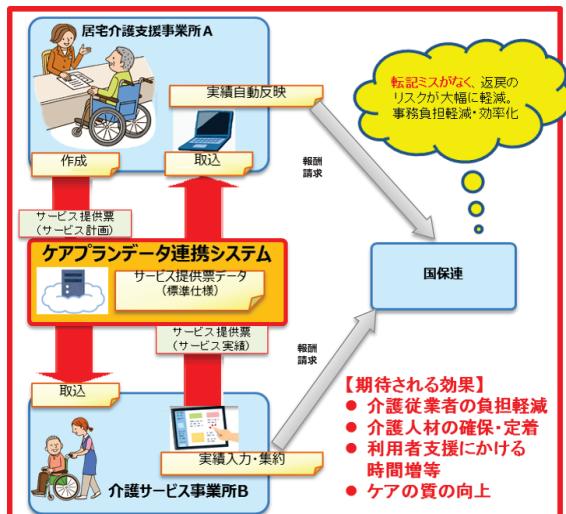
老健局高齢者支援課（内線3937）

令和7年度概算要求額 2.6億円（1.7億円）※()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額：2.1億円

1 事業の目的

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築（令和5年度本格運用開始）。
- 令和5年度から継続して、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るために予算を要求するとともに、先行運用の結果を踏まえ、ユーザーのニーズを踏まえたシステム機能追加のための費用を要求する。

2 事業の概要・スキーム



【主なシステムの改修】

- サーバーOSの更新に伴う対応
- ケアプランデータ連携標準仕様Ver4.0追加対応（第3表CSVのPDF変換機能）
- トライアル機能の追加

3 実施主体等



4 事業実績等

利用事業所数7,624（令和6年6月7日時点）

医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化

拡充

推進枠

医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業

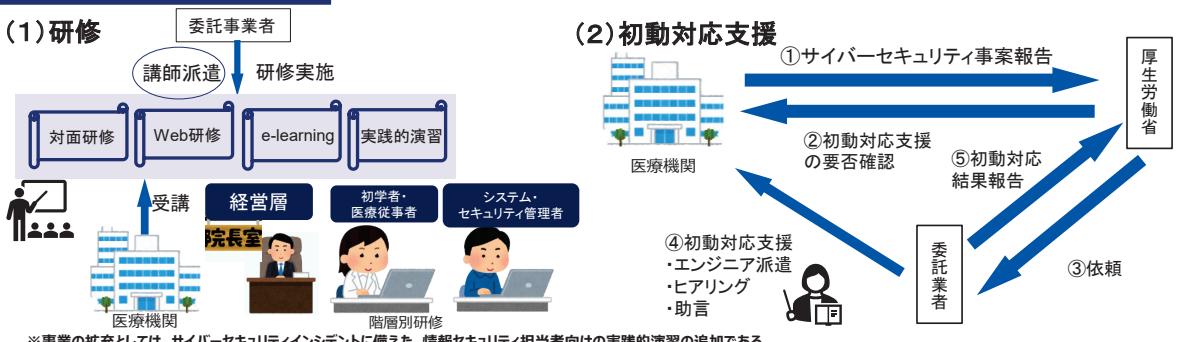
医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室（内線4497）

令和7年度概算要求額 1.1億円（1.0億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めてきているところである。昨今のサイバー攻撃の増加やサイバー攻撃により長期に診療が停止する事案が発生したことから実施した緊急的な病院への調査では、自主的な取組だけでは不十分と考えられる結果であった。
- 医療機関の医療情報システムがランサムウェアに感染すると、保有するデータ等が暗号化され、電子カルテシステム等が利用できなくなることにより、診療を長時間休止せざるを得なくなることから、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の充実は喫緊の課題となっている。
- 医療機関のサイバーセキュリティ対策の徹底を図るべく、医療従事者や経営層等へのセキュリティ対策研修の実施、及び医療機関においてサイバーセキュリティインシデントが発生した際の初動対応支援を実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

委託先：委託事業（民間事業者）

4 事業実績等

- ◆ 研修受講者数：約9000人（約3500人）◆ 初動対応支援数：2件（3件）
- ※ 令和5年度実績 括弧は令和4年度
- ※ 令和5年度実績 括弧は令和4年度

新規**推進枠**

医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業

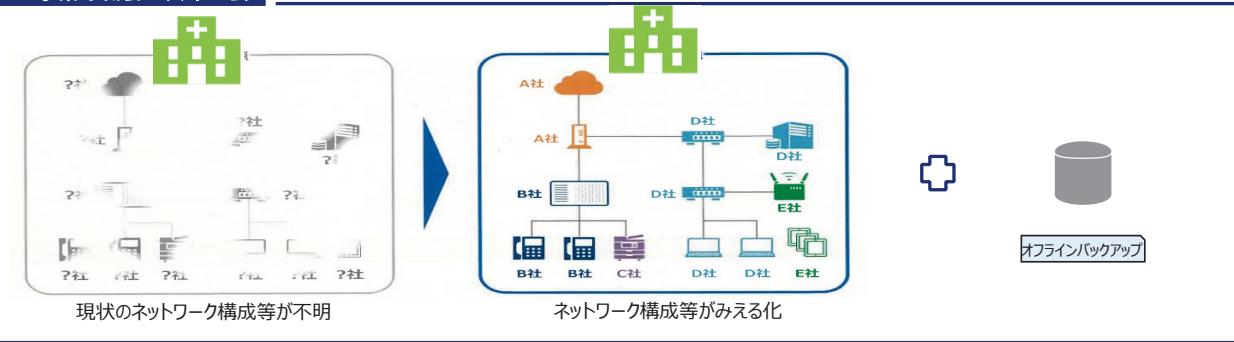
医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
(内線4497)

令和7年度概算要求額 3.5億円 (－) ※()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 35億円

1 事業の目的

- 厚生労働省では、医療機関に対して委託先事業者と連携し、全ての外部ネットワーク接続点を確認することを求めているところ。
- 中・大規模病院は多数の部門システムで構成されているため、各システムを提供する事業者と個別に連携しても、全てのネットワーク接続を俯瞰的に把握することは困難である可能性がある。
- ランサムウェア対策にはオフラインバックアップが有効であることを踏まえ、厚生労働省では、医療機関に対して、オフラインでのバックアップデータの保存を求めている。
- 医療機関におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

補助先：専門機関等

➤ 医療安全の更なる向上・病院等の事務効率化に資する医薬品・医療機器等の製品データベースの構築の推進

新規**推進枠**

医療安全の更なる向上・物流DXの推進に資する製品DBの構築事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
(内線4159)

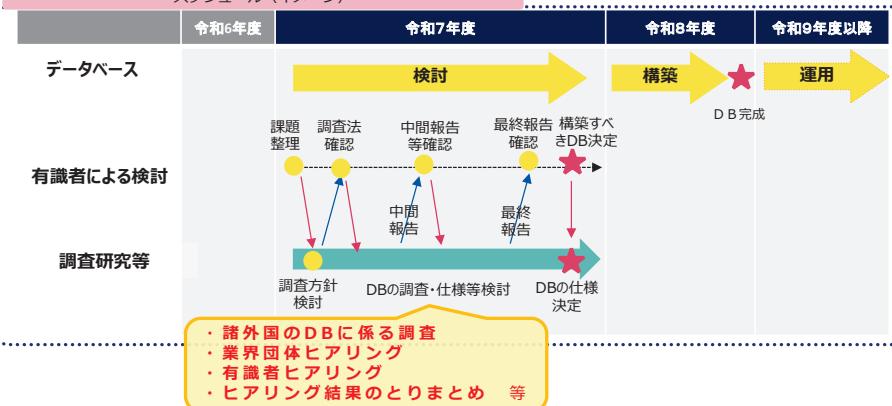
令和7年度概算要求額 1.9億円 (－) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 諸外国において、医療安全等の観点から「医療機器等の識別のためのバーコード表示」と「製品データベースの構築」が併せて進められている。日本においても令和4年12月にトレーサビリティ向上を目的とした医薬品・医療機器の包装へのG S 1標準コードの表示が薬機法で義務化され、医療安全の更なる向上と物流の効率化が期待されている。一方、諸外国と異なり国による製品データベースの構築はなされておらず、民間による任意の取組に留まっており、医療機関等におけるG S 1標準バーコードの有効活用が進まない要因となっている。
- 本事業においては、G S 1標準バーコードの更なる有効活用を推進するため、製品情報をリアルタイムでアップデートできる製品データベースの構築を行い、取り違えの防止や回収ロットの特定などの医療安全の更なる向上、医療機関等における在庫管理業務や受発注業務等の業務効率化につなげる。
- 令和7年度においては製品データベースとして必要とされる情報・要件の検討のため有識者による意見を踏まえ検討する。

2 事業の概要・スキーム

スケジュール (イメージ)



➤ 製品データベース構築に向け、諸外国における製品データベースの状況等の調査を実施する。

➤ 有識者による意見を踏まえ、製品データベースに必要な情報・要件等を検討する。

➤ 製品データベースに必要な要件を決定し、仕様の案を作成する。

3 実施主体等

実施主体：委託事業（民間企業）

整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修



国保総合システムの最適化及び審査領域の共同開発・共同利用に関するシステム開発

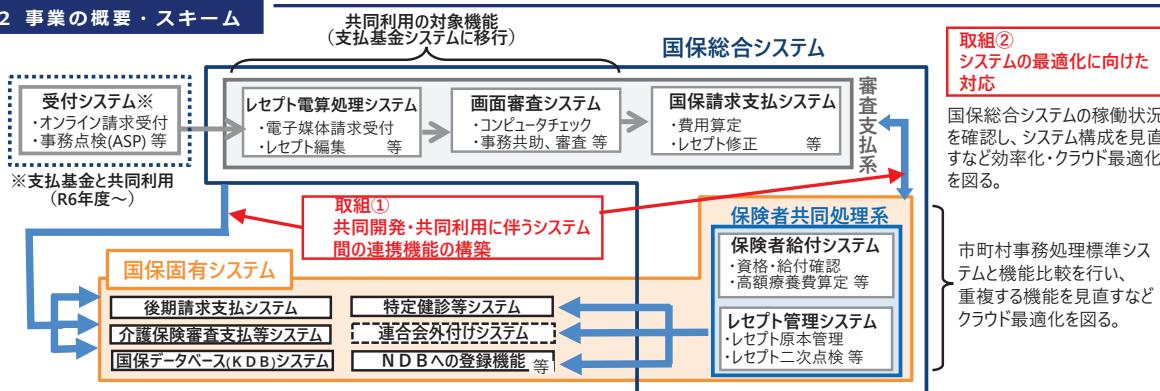
保険局 国民健康保険課（内線3259）
高齢者医療課（内線3229）

令和7年度概算要求額 32億円（-億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度第1次補正予算25億円

1 事業の目的

- 国保総合システムについては、「審査支払機能に関する改革工程表」等を踏まえ、システムを整合的かつ効率的なものにしていく必要がある。このため、ハードウェアの保守期限を踏まえて行われている2024年のシステム更改以降も、システム障害等のリスクを生じさせないよう留意しつつ、システムの最適化及び審査支払領域に係る支払基金との共同開発・共同利用を段階的に進める必要がある。
- 本事業では、審査支払機関の改革を推進するため、国保総合システムの最適化及び共同開発・共同利用に向けて、以下の取組に着手・実施する。
 - 取組①：共同開発・共同利用に伴うシステム間の連携機能の構築
 - 取組②：システムの最適化に向けた対応
 - （システム構成の見直しや他のシステムとの重複機能の見直しなどにより、クラウド最適化を図る。）

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

● 実施主体：国民健康保険中央会 ● 補助率：国 10/10

○ 医師偏在対策・地域医療構想・かかりつけ医機能等の推進

➢ 地域医療介護総合確保基金等による医師偏在対策への支援、地域医療構想の推進

地域医療介護総合確保基金（医療分）

医政局地域医療計画課（内線2771）

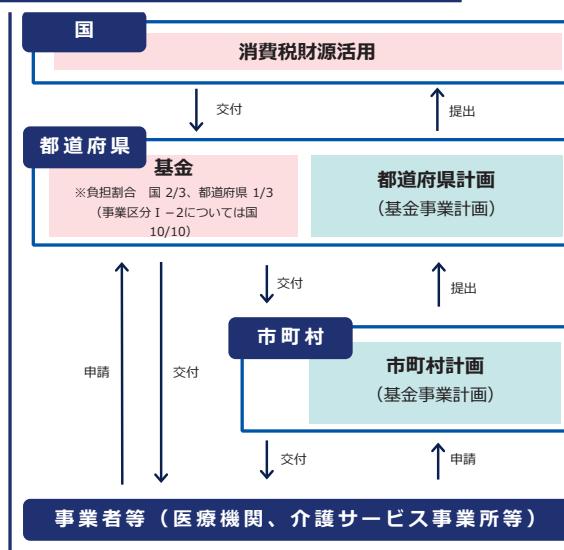
令和7年度概算要求額 733億円（733億円）※（）内は前年度当初予算額

※国負担：医療分 733億円
※公費：医療分1,029億円

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - ・医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間）/ 事業の内容・費用の額など事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の能力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

- ◆ 令和5年度交付決定額：522億円（47都道府県で実施）

入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業

医政局地域医療計画課（内線2661）

令和7年度概算要求額 4.4億円 (3.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

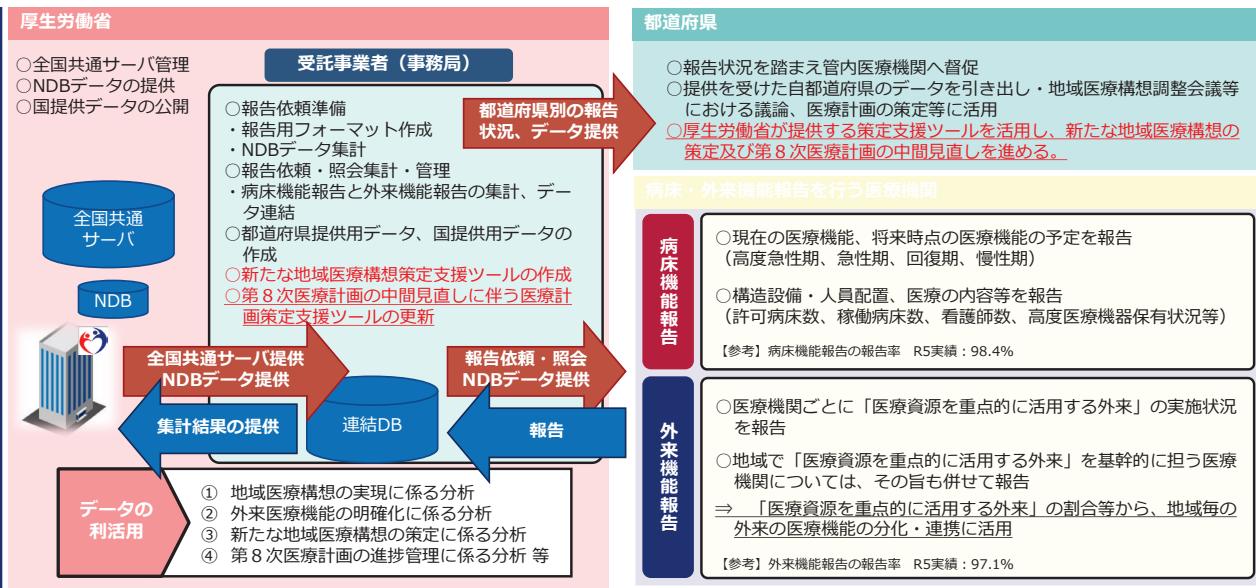
「経済財政運営と改革の基本方針」及び「全世代型社会保障検討会議」等の示す政策工程への対応や、地域医療構想の実現、第8次医療計画（医師確保計画・外来医療計画を含む）の進捗管理等に活用するため、病床機能の分化・連携の促進に向けた病床機能報告を引き続き実施するほか、外来機能の分化・連携の取組に向け、必要なデータ収集・分析を行う。

また、現行の地域医療構想は2025年度までであり、今後、都道府県において、新たな地域医療構想を策定する必要があることから、策定に当たって必要となる策定支援ツールを当該事業において開発し、各都道府県に提供する。

2 実施主体

委託事業
(公募等により決定)

3 事業の概要・スキーム



地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

医政局地域医療計画課（内線2661）

令和7年度概算要求額 2.0億円 (1.7億円) ※()内は前年度当初予算額

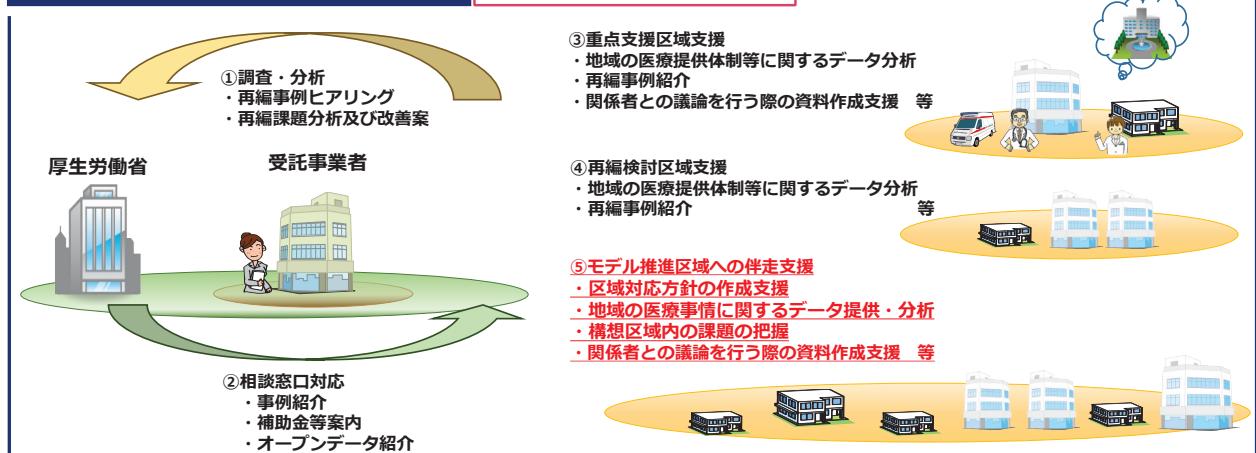
1 事業の目的

- 地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。
- 重点支援区域等への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善方策を検討する。
- モデル推進区域への区域の課題解決に向けてアウトリーチの伴走支援を行う。

2 事業の概要

- ① 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析
- ② 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口対応
- ③ 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援（事例紹介、データ分析 等）
- ④ 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対する支援（重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援）
- ⑤ モデル推進区域へのアウトリーチの伴走支援

3 事業スキーム・実施主体・事業実績等



拡充

推進枠

総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

医政局医事課 (4142)

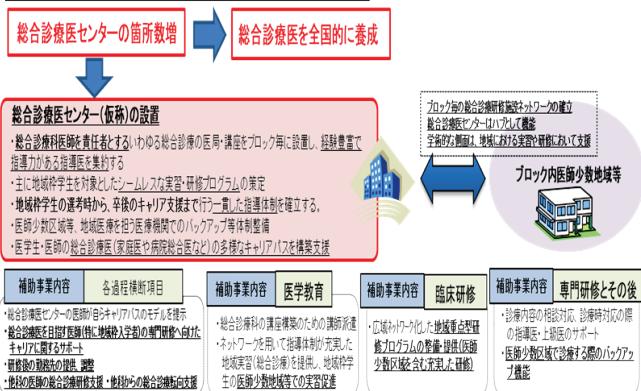
令和7年度概算要求額 5.6億円 (3.0億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

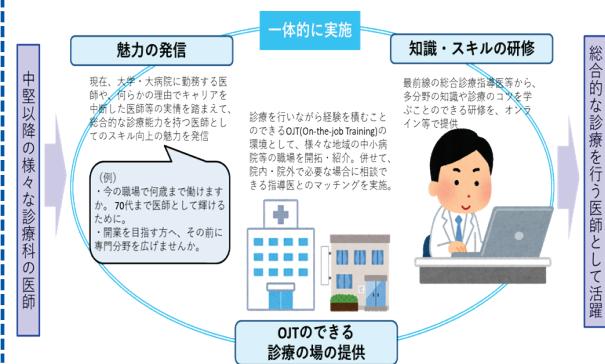
- 経済財政運営と改革の基本方針2024において、総合的な診療能力を有する医師の育成や、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的としている。

2 事業の概要・スキーム

○総合診療医センターの設置【拡充】



○リカレント教育（総合的診療能力）のための全国推進事業【新規】



3 実施主体等

- 実施主体：医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく大学、関係学会等
- 補助率：定額 ◆事業実績：令和5年度交付対象大学数→8大学

△地域医療提供体制データ分析チームの構築

新規

地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業

医政局地域医療計画課（内線2661）

令和7年度概算要求額 2.4億円 (一) ※()内は前年度当初予算額

※令和4年度第二次補正予算額 3.0億円
令和5年度補正予算額 4.5億円

1 事業の目的

- 都道府県は、令和6年度において、第8次医療計画（令和6～令和11年度）の開始や2025（令和7）年に向けた地域医療構想の実現のため、医療提供体制の構築を着実に進めるとともに、構築した体制についてPDCAサイクルを実施するため医療提供体制に関する評価・分析を行う必要がある。
- 地域医療構想策定には、地域の現場感覚とマッチしたデータ分析が必要であるため、都道府県におけるデータ分析体制の構築を支援。
- 分析事例を集積し、分析体制のベストプラクティスを検討・実践することで、計画策定に限らず、2025（令和7）年に向けた地域医療構想の推進について、都道府県が自立的に分析・企画・立案できる体制の整備に繋げる。
- 令和6年度（令和5年度補正予算）に実施の当事業の実施状況をより多くの都道府県にフィードバックして展開。

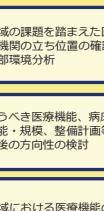
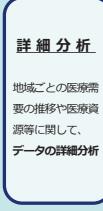
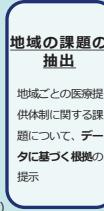
2 事業の概要

- 都道府県を対象に、都道府県におけるデータ分析チームの構築を支援する。
- 都道府県は、データ分析チームを活用して、地域（二次医療圏、構想区域）の詳細分析を実施することにより、一層地域の実情に即した地域医療構想の評価が可能となる。
- 都道府県は、分析体制や分析結果、計画策定におけるデータに基づく議論の成果について事例発表を行い、取組の横展開や事例の集積を図り、次年度の実施要領に反映。

3 事業スキーム・実施主体等

補助基準額：1個所当たり30,000千円（※） 補助率：定額
実施主体：都道府県 負担割合：国1/0 1/0
※体制構築に要する年数により変動

分析体制・分析手法の実践、分析体制の構築、事例の横展開・集積



かかりつけ医機能が発揮される制度整備等の推進

拡充

推進枠

医療機能情報提供制度に係る全国統一システムの運用・保守・改修等経費及び かかりつけ医機能報告制度に係るシステム（G-MIS）の構築等

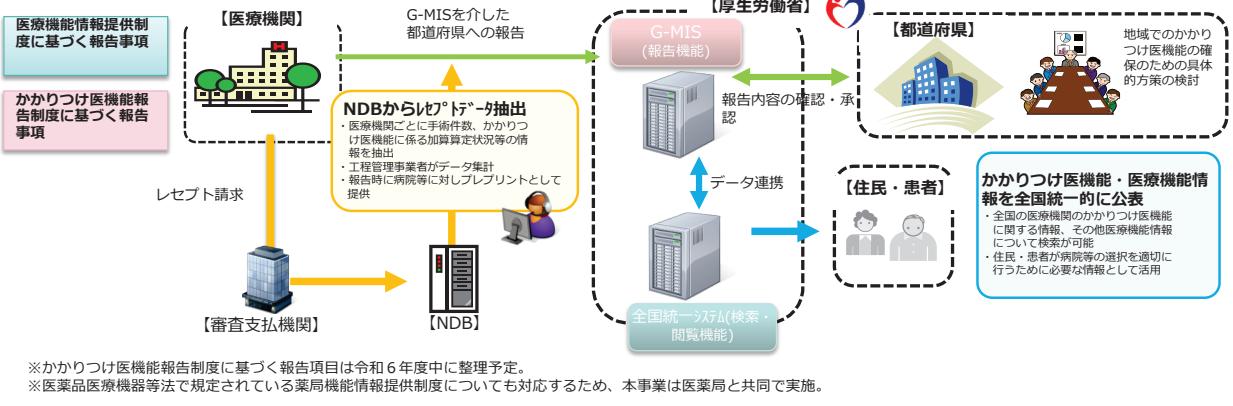
医政局総務課（内線4057、4104）

令和7年度概算要求額 19億円（2.1億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 5.4億円
※デジタル庁計上

1 事業の目的

- 平成19年より開始した医療機能情報提供制度に基づく情報提供について、令和6年度より、全国統一的な検索サイト（全国統一システム）を通じて実施されている。令和7年度においては、引き続き、全国統一システムに係る運用・保守等及び工程管理業務等を行うとともに、かかりつけ医機能に関する報告項目の見直し等に伴う改修を行う。
- 加えて、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和7年度より新たに施行されるかかりつけ医機能報告制度について、医療機関が本報告をシステム（G-MIS）で行えるよう、システム改修及び工程管理業務等を行う。

2 事業の概要・スキーム



※かかりつけ医機能報告制度に基づく報告項目は令和6年度中に整理予定。
※医薬品医療機器等法で規定されている薬局機能情報提供制度についても対応するため、本事業は医薬局と共同で実施。

3 実施主体等

実施主体：委託事業（ベンダーを公募により選定）
事業実績：全国統一システムページビュー数 令和6年6月：7,403,128回

かかりつけ医機能普及促進等事業

医政局総務課（内線4057）

令和7年度概算要求額 75百万円（75百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和7年度より「かかりつけ医機能報告制度」が施行される。
- 本制度において、医療機関からかかりつけ医機能に関する報告を求め、これをもとに、都道府県において地域関係者との協議の場で必要な機能を確保する具体的な方策の検討を行うことになっている。
- 本事業は、各自治体においてかかりつけ医機能報告制度が円滑に運用されるとともに、地域において必要なかかりつけ医機能が普及・推進されるための支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

都道府県によるかかりつけ医機能報告制度の運営



主な事業内容

- かかりつけ医機能の発揮に係る取組好事例の横展開等**
例）自治体や医療機関等における取組好事例の横展開やかかりつけ医機能に関する実態等の調査を行う。また、それらにより得られた知見も踏まえて、かかりつけ医機能報告運用ガイドラインの見直しを行う。
- かかりつけ医機能報告制度の運営を行う地方自治体への伴走支援等**
例）地方自治体がかかりつけ医機能報告制度を円滑に運用できるよう、直面する課題等に対する支援を行う。
- 地方公共団体や医療機関等に対する制度周知等**
例）かかりつけ医機能が発揮される制度について、効果的に周知するための資料作成や説明会等を開催する。

3 実施主体等

実施主体：コンサル等
事業実績：かかりつけ医機能報告制度にかかる現状の課題等を分析・検証した件数 6件

新規

推進枠

かかりつけ医機能研修事業

医政局総務課（内線4057）

令和7年度概算要求額 20百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

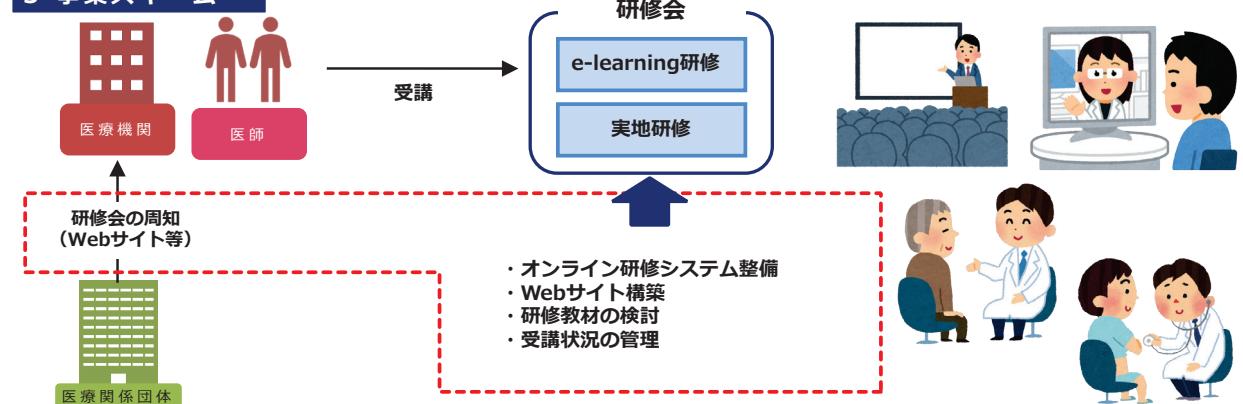
1 事業の目的

- 令和5年5月に成立した改正医療法において、「かかりつけ医機能」が「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置、その他の医療の提供を行う機能」と定義された。
- 地域によって大きく異なる人口構造等の変化に対応し、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現するためには、幅広い診療領域の全人的な診療を行う医師の増加を促していく仕組みが必要となっている。
- そのため、地域で新たに開業し地域医療を担うことを検討している病院勤務医や、既に地域の中小病院や診療所でかかりつけ医機能を担っている医師等が研鑽を積む研修体制の整備等を支援するもの。

2 事業の概要・実施主体等

- かかりつけ医機能を担う医師の養成に必要な研修体制の整備等にかかる経費の補助を行う。
- 補助先：医療関係団体
- 補助対象経費：
謝金、旅費、会場借料費、通信費、事務局経費等
- 基準額：20,000千円 ○補助率：定額

3 事業スキーム



▶医師の働き方改革等、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進

新規

推進枠

医師の働き方改革普及啓発事業

医政局医事課（内線4415）

令和7年度概算要求額 1.5億円（-）※（）内は前年度当初予算額

※ 令和5年度補正予算額（1.5億円）

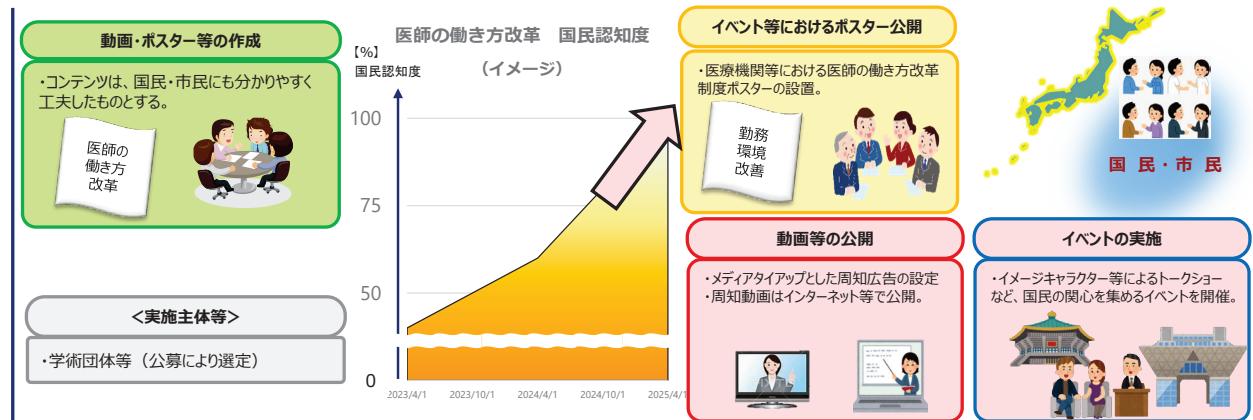
1 事業の目的

- 2035年度末における連携B・B水準の解消を目指し、医師の働き方改革を進めるには、個々の医療機関による労働時間短縮・医師の健康確保を図るための取組だけでは限界がある。医師の働き方改革の制度を理解した上で、休日や平日の時間外に患者説明を求めたり、日中の受診をためらい夜間に救急患者として搬送されることのないよう、国民・市民の協力を得る必要があることから、広く制度の周知と国民への啓発を行うことを目的とする。

2 事業の概要

- 以下のメニューにより国民に対して、医師の働き方改革に関する周知等を実施する。
 - ・インターネット等への動画放映
 - ・普及啓発用ポスター等の作成
 - ・イベントの実施による普及活動 等

3 事業スキーム・実施主体等



新規

推進枠

医師の働き方改革にかかる地域医療への影響等に関する調査事業

医政局医事課（内線4408）

令和7年度概算要求額 81百万円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年4月施行の医師の働き方改革関連制度については、「医師の労働時間短縮等に関する指針（令和4年厚生労働省告示第7号）」等に基づき、地域医療の確保等のためにやむを得ず長時間労働となっている勤務医に適用される時間外・休日労働時間の特例水準（以下「特例水準」という。）について、3年ごとに見直しを行うとされている。

このため、令和元年以降、3年ごとに実施している医師の労働時間の状況等に関する調査について令和7年度に実施することで、特例水準の適用を受ける医療機関を含めた医師の労働時間の状況を把握し、各医療機関における取組の進捗や労働時間の短縮状況の分析等を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

勤務医の時間外・休日労働時間の上限規制について、今後の制度のあり方の検証に向け、適用後の労働時間の短縮状況等を把握するとともに、医師の需給推計等の参考にするため、令和7年度に医師の勤務実態を把握するための調査を実施する。対象は、全国の医師とし、勤務状況等を適切に把握する。また、医療機関における医師の働き方改革に向けた取組状況についても把握する。



3 実施主体等

①実施主体：委託費（公募により選定） ②委託先：学術団体等

▶ ICTや特定行為研修の活用等による訪問看護及び看護師確保対策の推進

拡充

推進枠

中央ナースセンター事業

医政局看護課（内線4195）

令和7年度概算要求額 2.9億円（2.4億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業拡充の目的

- ・少子高齢化の進行に伴い、現役世代（担い手）の急減が見込まれる中で、今後の増大する看護ニーズに対応していくためには、看護職員の確保が必要であるものの、依然として医療機関等における看護職員の確保は重要な課題となっている。
- ・このため、「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」の活用を推進するとともに、ナースセンターの機能強化や公共職業安定所との連携を強化することで、看護職員の就業支援の充実を図る。
- ・あわせて、看護職員のタスク・シフト/シェアに資するよう、看護補助者の就業支援を行つたため、看護補助者として就業を希望する者に対する研修を実施し、看護補助者の確保を図る。

2 事業拡充の概要

① デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システムの周知・広報（13百万円）

令和6年秋から運用開始予定の本システムは看護職員の就業支援や質の向上に寄与するものであり、その活用にあたっては周知・広報が不可欠であることから、中央ナースセンターにおいて、都道府県ナースセンターに対する本システムの周知・広報活動に関する研修等を実施する。

② ナースセンターの機能強化と公共職業安定所との連携強化（17百万円）

へき地等の看護職員確保が困難な地域において、必要な看護職員が確保できるよう、ナースセンターによる潜在看護職等の活用を図る。また、現在、都道府県ナースセンターでは、一部の公共職業安定所のスペースを活用した巡回訪問等を実施しているが、訪問回数は月1回程度に留まっており、就業支援の更なる充実を図るため、都道府県ナースセンター等にICT機器の整備を行う。

③ 看護補助者に対する就業支援（24百万円）

都道府県ナースセンターが看護補助者として就業を希望する者に対して、医療機関で従事するために必要な知識・技能についての研修を実施できるよう、中央ナースセンターにおいて、研修実施等の支援を行う。

3 実施主体等

◆実施主体：公益社団法人 日本看護協会

◆補助率：定額（10/10相当）

拡充

推進枠

在宅領域におけるタスク・シフト/シェア促進事業

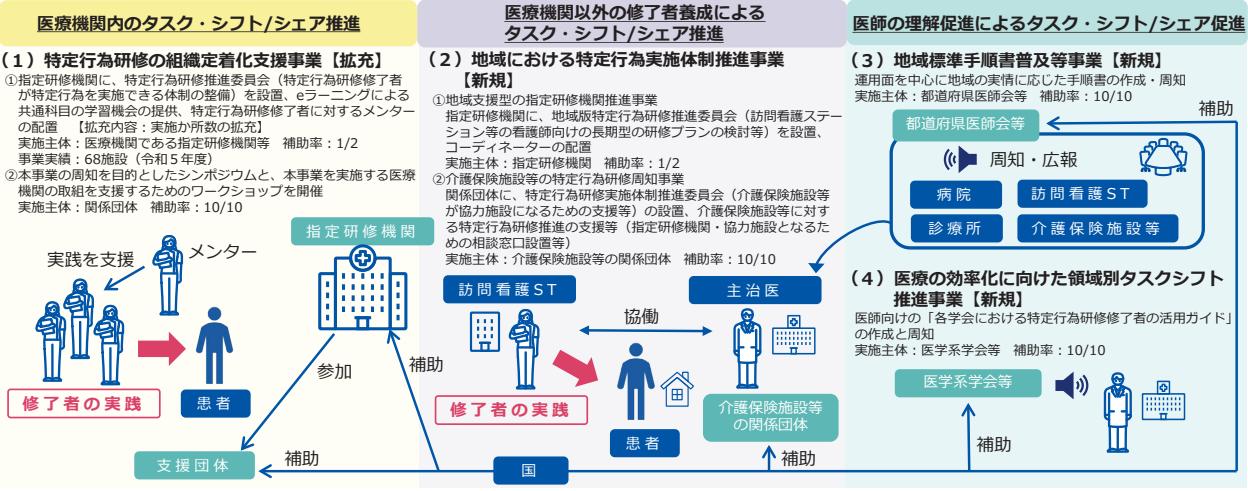
医政局看護課（内線4195）

令和7年度概算要求額 3.4億円（1.8億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けて医療ニーズに応えるマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、医師等の指示を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が一層求められている。
- 特に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおける特定行為研修修了者の活躍が期待されるが、特定行為研修修了者が地域で十分に活動できていない現状があることからこれを解消し、地域におけるタスク・シフト/シェアを促進する必要がある。
- このため、①指定研修機関において特定行為研修修了者が活躍する体制を整備するための「特定行為研修の組織定着化支援事業」、②地域（医療機関以外）における在宅医療や介護保険施設等で特定行為研修修了者が活躍する体制を整備するための「地域における特定行為実施体制推進事業」、③地域の医師が特定行為研修修了者と協働できるよう活用ガイドを医師に普及するための「地域標準手順書普及等事業」、④在宅医療等の領域別の医師が特定行為研修修了者と協働できるよう活用ガイドを医師に普及するための「医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業」を実施し医師から看護師へのタスク・シフト/シェアを促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



新規

推進枠

看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業

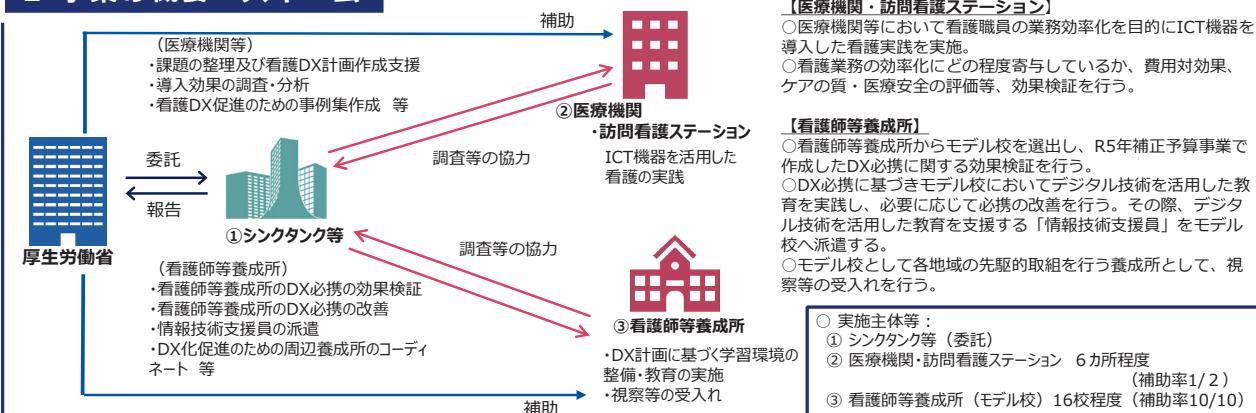
医政局看護課（内線4195）

令和7年度概算要求額 2.8億円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 看護現場においては看護記録・情報共有等の間接業務の時間が長く、本来行われるべき療養上の世話や診療の補助等の直接ケアを行う時間の確保が課題となっている。
- 2024年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴い、タスクシフト・タスクシェアが推進されているところであり、これまで以上に看護業務効率化や生産性向上が必要となっている。
- 看護基礎教育の現場でも学生が卒業後にICT機器が導入された看護現場で円滑に就労するために各看護師等養成所の課題に応じたデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を促進していくことが必要である。
- そこで、本事業では、令和5年度補正予算で作成したICT機器等の導入に向けた事例集や必携も活用しつつ、看護師養成や看護現場のDXを促進し、看護業務及び看護職員育成の効率化の推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を目的とする。

2 事業の概要・スキーム



新規**推進枠**

中堅期看護職員等の就業継続支援事業

医政局看護課（内線4195）

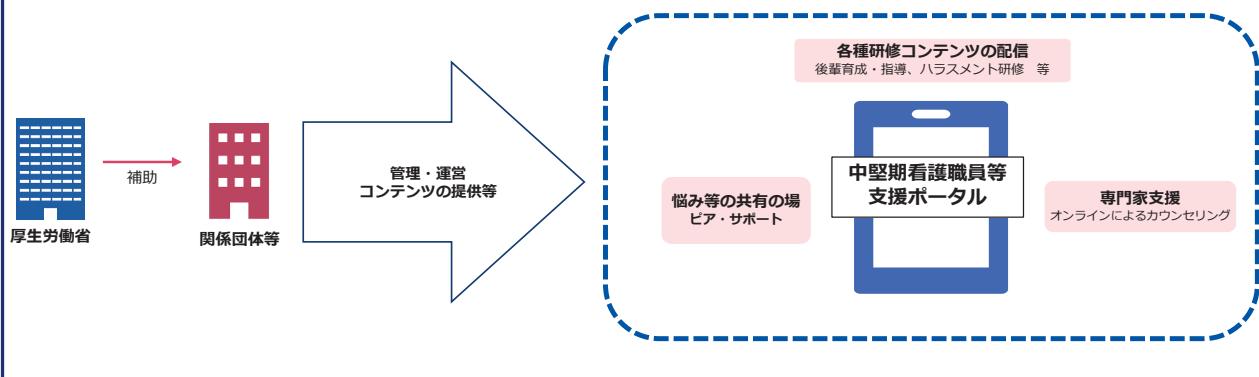
令和7年度概算要求額 28百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

新人教育に携わる看護職員は、新人看護職員の育成やライフィベント等により負担感が大きいと言われている中で、対応策が十分ではない。本事業では、新人教育に携わる中堅期看護職員が気兼ねなくコミュニケーション等ができる環境や、必要な研修を受講できる環境等を提供することにより、新人教育に携わる看護職員等の離職防止・就労継続を支援することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

新人教育に携わる看護職員等が気兼ねなくコミュニケーションをとれる場や、研修（後輩育成・指導研修、ハラスマント研修等）を受けられる場、専門家によるカウンセリング等を受けられる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。



3 実施主体等

◆実施主体：関係団体等

◆補助率：定額（10/10相当）

新規**推進枠**

地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業

医政局看護課（内線4195）

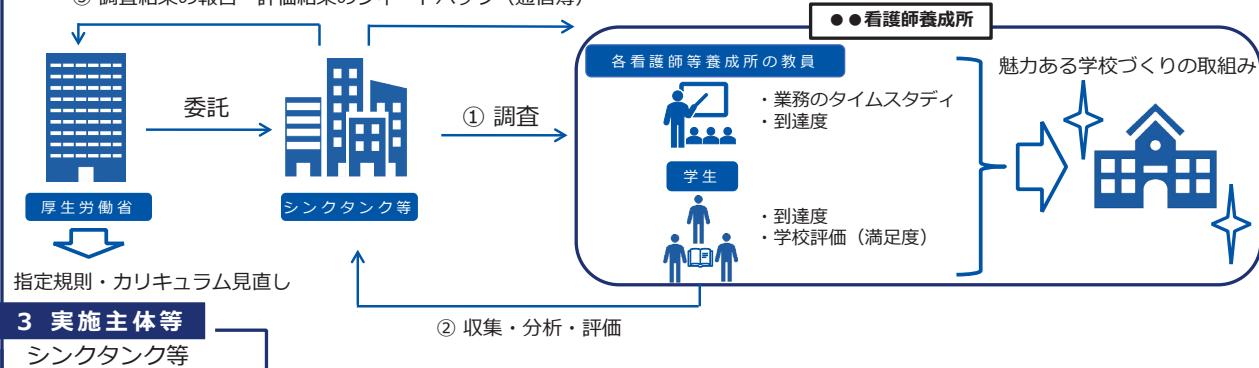
令和7年度概算要求額 48百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○看護基礎教育カリキュラムは、令和2年度に「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」が改正され、令和4年4月から新カリキュラムが適用となった。カリキュラムの見直しについては、社会情勢や医療提供体制の変化に応じ適宜行われている。
 ○次回のカリキュラム改正時（予定（これまでの改正間隔を参考に）：改正は令和12年、適用は令和14年、新カリキュラムを履修した最初の卒業生は令和17年）には、社会における看護職員に対するニーズの変化（患者ニーズの多様化に伴う在宅医療の増加）に一層応えていくための更なる能力向上に向け、地域での実習を含めた教育内容及び方法の継続的な検討を行う必要があるとされている。
 ○このため、次回のカリキュラム改正の検討に必要な情報の収集と、令和4年度からの新カリキュラムの効果を検証するため、実習場所・教育内容・卒業時到達度等の調査を行うとともに、地域で療養する者のケアに必要なカリキュラムを強化し、地域医療を支える人材育成に資するカリキュラムとするための検証・分析を行う。また、看護師等養成所の学習環境整備の観点から、教員の業務内容についてタイムスタディを行い、具体的な業務実態を明らかにし、養成所が自ら魅力的な養成所づくりに取り組むことを促すため、他の養成所と比較のできる「養成所通信簿（仮称）」を作成し、本事業に参加した養成所にフィードバックを行う。

2 事業の概要・スキーム

③ 調査結果の報告・評価結果のフィードバック（通信簿）



3 実施主体等

シンクタンク等

▶薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化

拡充

推進枠

全国薬局機能情報提供制度事業

医薬局総務課
(内線4219)

令和7年度概算要求額 3.9億円 (2.2億円) ※()内は前年度当初予算額

※デジタル庁計上予算

1 事業の目的

- 薬局機能情報提供制度は、薬局に対し、薬局の機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事が公表を行うものであるが、利便性を考慮し、全国の薬局情報を一括で検索することができるよう全国統一的な検索サイトを運用する。
- さらに、外国人に対する情報提供の強化が求められていることを踏まえ、外国語やスマートフォンでの検索を可能とし、薬局に関する情報を全国的に公表することで、薬局機能の見える化を進めている。

2 事業の概要・スキーム

(1)事業目的

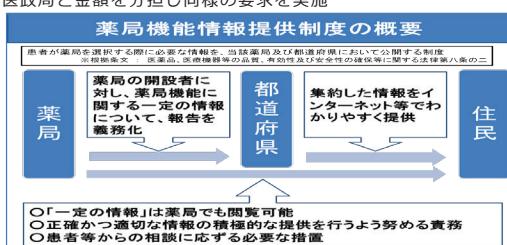
全国の薬局情報を一括で検索できるよう本事業を行う。

(2)事業概要

本事業は令和3年度に初期構築、令和5年度に現行の都道府県単位のシステム運用から、全国統一的な検索サイト（全国統一システム）に移行を行い、令和6年4月1日から運用を開始している。令和7年度事業では、引き続き全国の薬局の機能に関する情報を検索することができる全国統一システムの運用・保守及び公表画面の修正等に伴うシステム改修、プロジェクト管理業務等を行う。

また、薬局機能情報提供制度の全国統一システムのデータベースとして活用することとしている医療機関等情報支援システム(G-MIS)の運用・保守及び報告画面の修正等に伴うシステム改修等を行う。

※ 医政局と金額を分担し同様の要求を実施



3 実施主体等

実施主体：委託事業者等

拡充

推進枠

薬局機能高度化推進事業

医薬局総務課
(内線4263・4264)

令和7年度概算要求額 65百万円 (46百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

限られた医療資源を有効活用する観点から、地域において薬局に求められる役割を地域全体で効率的・効果的に発揮するため、地域の薬局が連携して対応する仕組みの構築の検討や、薬局薬剤師の業務について、効率化・高度化を推進していく必要がある。

地域において一定の役割を果たすことが期待される薬局として健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の制度があるが、これらについて、そのメリットや地域の中での位置付けがわかりにくい等の指摘がなされており、地域における役割・機能を改めて整理・明確化し、必要な役割が確実に発揮されるようにすることも必要である。

薬局の地域における役割・機能のあり方については、「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」で検討を実施しているところであるが、今後の検討会による議論を踏まえて①認定薬局・健康サポート薬局の地域で担うべき役割の整理、②対物業務の効率化、③薬局起点の医療情報の推進の観点から対策を実施し、対物業務の効率化及び対人業務の充実に向けて、薬局が取り組む道筋を作り、薬局機能・薬剤師サービスの高度化に繋げる。

2 事業の概要・スキーム

令和5年度事業で実施した取組（薬局起点の医療情報交換サービスの必要性等の検討、オンライン服薬指導研修等）の効果検証結果及び「薬局薬剤師の機能強化等に関する検討会」での議論をもとに、新たに以下について必要な調査・検討を行う。

○認定薬局・健康サポート薬局による高度な専門性を発揮した薬剤師サービス提供の推進

・認定薬局の基準の検討のための基礎資料として必要な薬局の機能等の情報を収集するための調査、結果の分析を実施

○薬局起点の情報（トレーシングレポート等）の共有・標準化等の検討

・薬局から医療機関等への情報を提供するための課題の調査等を実施

○遠隔での調剤監査

・調剤業務の一部外部委託において、薬剤師が遠隔での調剤監査を実施する必要となる場合があり、そのような場合において安全かつ確実に監査を実施するために、その方法や必要な設備（監査支援装置等）などの要件について調査・検討を実施

厚生労働省

委託

民間事業者等

- ・調査の実施、結果のとりまとめ、課題の抽出・整理
- ・検討会の運営支援
- ・必要に応じ、委託事業等を実施

※ 検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

3 実施主体等

国（民間事業者、関係団体等に委託）

○地域包括ケアシステムの推進

➢地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保支援

拡充

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

老健局高齢者支援課（内線3970）

令和7年度概算要求額 252億円（252億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては地域のニーズ等に適したメニューの充実や、令和6年度が終期となっているメニューの見直し等を行う。

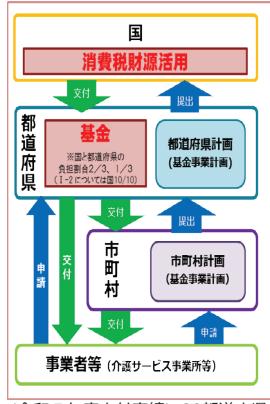
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成
 - 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
 - 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
 - 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
 - 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。
 - 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転代替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
2. 介護施設の開設準備経費等への支援
 - 特別養護老人ホーム等の円滑な設置のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
 - 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
 - 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
 - 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
 - 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。
3. 特別養護老人ホームの改修等による介護サービスの改善
 - 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
 - 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
 - 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
 - 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

＜実施主体等＞



＜令和5年度交付実績＞ 38都道府県

拡充

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3878)

※メニュー事業の全体

令和7年度概算要求額

97億円（97億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・待遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和5年度交付実績：46都道府県）

※赤字下線は令和7年度新規・拡充等

参入促進	資質の向上	労働環境・待遇の改善
<ul style="list-style-type: none">○ 地域における介護のしごとの魅力発信○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援○ 介護未経験者に対する研修支援○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一連の支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンター・シルバーパートナーセンター等との連携強化○ 人材確保のためのボランティアボイント活用支援○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受け入れ環境整備○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務・副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none">○ 介護人材キャリアアップ研修支援<ul style="list-style-type: none">・経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施○ 潜在介護福祉士の再就業促進<ul style="list-style-type: none">・知識や技術を再確認するための研修の実施・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成<ul style="list-style-type: none">・生活支援コーディネーターの養成のための研修○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成○ 介護施設等防災リーダーの養成○ 外国人介護人材の研修支援○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等	<ul style="list-style-type: none">○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及<ul style="list-style-type: none">・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）の導入支援（拡充・変更）・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置○ ハラスメント対策の推進○ 若手介護職員の交流の推進○ 外国人介護人材受入施設等環境整備○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
<ul style="list-style-type: none">○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援○ 離島、中山間地域等への人材確保支援		

新規

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3983)

令和7年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問介護等サービスの現場において、人手不足への対応は最も主要な課題の一つであり、地域におけるサービス提供体制の確保に向けて、必要な介護サービスを利用者が安心して受けられるよう、その担い手を確保することが必要であるが、全産業的に人手不足の中で、人材にも限りがある状況である。

こうした中で、地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、特に小規模な訪問介護等事業者が行う人材確保に向けた研修体系の整備のほか、地域の介護事業所が相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組などを支援する。

2 事業の概要・スキーム

（1）人材確保体制構築支援事業

① 概要

訪問介護等事業者が、地域の訪問介護人材の確保に向けて、経験が十分でないヘルパーでも安心して従事できるよう、研修体系の構築や他事業所と連携して行う取組を支援する。

② 補助対象経費

- ・研修カリキュラムの作成やキャリアアップの仕組みづくりに要する経費
- ・経験が十分でないヘルパーへの同行支援に係るかかり増し経費
- ・経験が十分でない介護職員のスキルアップのための研修受講に要する経費 等

【事業スキーム】



（2）経営改善支援事業

① 概要

訪問介護等事業者が、自社の経営を見直し、地域において持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う人材確保の取組や事業者との連携の取組等を支援する。

② 補助対象経費

- ・経営改善の専門家の活用等に係る経費や、経営改善に向けた取組を行なう際の事務員等の臨時の雇用等に要する経費
- ・ホームページの改修やチラシの作成など介護人材や利用者の確保のための広報に要する経費
- ・事業の協働化・大規模化に向けた取組に要する経費 等

【事業スキーム】



※（1）・（2）の両方またはいずれかのみの実施も可能

新規

介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3983)

令和7年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

介護分野の人材不足の課題に対応する観点から、都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等が連携した介護人材確保のための協議会を設置。管内各地域において、ハローワークや介護事業所等が協力して行う職場説明会や介護業界の魅力を発信するためのセミナー、介護の職場見学会、体験会などを実施する取組を推進することにより、採用のミスマッチを防止しつつ、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

（1）事業の概要

都道府県の介護保険部局が主体となって行う、地域の介護分野の業界団体等と都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される介護人材確保のための連携協議会を設置・運営する取組を支援

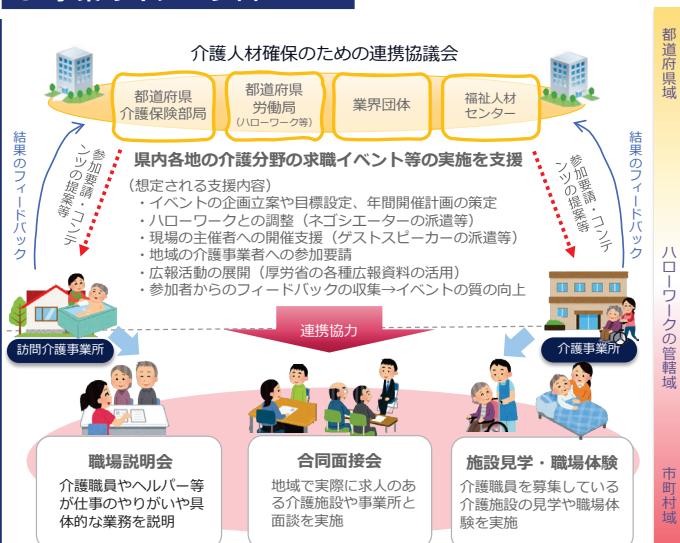
（2）実施主体

都道府県
(連携協議会の事務局機能を担う業界団体や福祉人材センターへ委託可)

（3）補助対象経費

- ✓ 連携協議会の設置・運営に要する費用（人件費等）
- ✓ 介護分野の求職イベント等の実施を支援するために必要と認められる費用

3 事業のイメージ図



（4）補助率及び事業スキーム



令和7年度概算要求額 58百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 訪問介護などに従事するヘルパー不足は、介護人材の中でも特に顕著であり、人材確保が急務である。
- 訪問介護事業所への就業希望者が少ない理由として、「一人で訪問してケアを提供することに対する不安が大きい」ことや「サービス内容ややりがいを伝える機会が少ない」ことなどが指摘されている。
- このため、ヘルパーの仕事のやりがいや実際のケアのイメージなど仕事の魅力について、学生をはじめ、介護業界を新たに目指す人や介護現場で働いた経験のある人などに広く周知するために、ヘルパーに関する広報事業を実施し、ヘルパーの人材確保を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

【実施内容】

- ・ 周知用リーフレット・パンフレット・学習用漫画の作成・発送
→ ヘルパーの業務内容やキャリア、実際に働かれている人の声などをまとめたもの
- ・ 周知ポスターの作成・発送
→ ヘルパーをテーマにした職業PR
- ・ 広報動画作成
→ ヘルパーの一日に密着した動画・Youtube掲載



【スキーム・実施主体】



➢ 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援

地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

老健局
認知症施策・地域介護推進課（3986）

令和7年度概算要求額 1,804億円 (1,804億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

命令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）

- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等



包括的支援事業を活用した地域づくりの推進

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3982・3986)

令和7年度概算要求額 1,804億円の内数（地域支援事業（包括的支援事業（社会保障充実分））の内数）

1 事業の目的

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（ダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、戸別訪問や相談対応等を通じ、複雑・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充を行う。

※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、多機関協働事業等で同様の機能を担うことが想定される。

② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号）が令和6年6月に公布され、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充を行う。

※このほか、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）についても、所要の経費を計上

2 事業の概要・スキーム

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 複雑・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援※する。

※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定（関係機関に委託することも可とする）

- 想定される対象業務は次のとおり。

- 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑・複合化した課題を抱える世帯を対象とした戸別訪問や相談対応
- 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
- 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施

② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 高齢者の安定した住まいの確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】

①8,000千円
(地域包括支援センター以外に配置する場合は4,000千円)

②300千円

地域づくり加速化事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3982)

1 事業の目的

令和7年度概算要求額 78百万円（89百万円）※（）内は前年度当初予算額

- これまで団塊世代（1947～1949年生）が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
 - 令和4年12月の介護保険部会意見書で、「総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第9期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。」との意見を受け、令和5年度に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を設置し、第9期介護保険事業計画期間を通じた集中的な取組を促進するため、検討会で議論を行い、令和5年12月7日に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を取りまとめたところ。
 - 中間整理において、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくする枠組みの構築を行うこととされたところ。
 - こうした検討会での議論等を踏まえ、本事業をとおして総合事業の充実に向けた取組を推進していく。
- そのため、令和7年度においても、引き続き、以下の取組を行なう。
- ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生（支）局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、地域レベルでの取組を一層促進していく。
- ②また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築及び発展（全国シンポジウムの開催含む）を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. 地域包括ケアの推進を図るために、以下の事業により市町村を支援する。

- ① 地方厚生（支）局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施（全国24か所）
 - ・ 地方厚生（支）局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施
- ② 自治体向け研修の実施（各地方厚生（支）局ブロックごと）
- ③ 地域づくり戦略や支援パッケージ（注）の改訂など地域づくりに資するツールの充実

（注）市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや多様な分野の団体等がつながるためのプラットフォーム（PF）を構築・発展

＜事業イメージ＞



3 実施主体等

【実施主体】

・ 国から民間事業者へ委託



【補助率】

・ 国10/10

【参考】

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」
(令和5年12月22日閣議決定)

▶保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化

拡充

推進枠

成果指向型の保険者機能強化に向けた支援（保険者機能強化推進交付金）

老健局介護保険計画課（内線2161）

令和7年度概算要求額 33億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- これまで、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や介護予防・健康づくり等に資する取組、都道府県による保険者支援の取組を支援するため、客観的な指標による評価結果に基づき財政的インセンティブを付与する取組を行ってきた。
- 今般、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備や取組の充実に既に一定程度取り組んでいる保険者を対象として、さらなる健康寿命の延伸に向け、地域のデータ分析に基づき、自らターゲットとなる対象者、成果目標及び評価指標を設定した上で、**当該成果を達成するために成果指向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援の枠組みを構築する。**

2 事業スキーム・実施主体等

【地域のデータ分析と課題の設定】

- 地域の介護給付費の動向や、地域資源、医療・介護の健康づくりに関するデータ等に基づき、地域課題を把握。
- 対象となるターゲット層（年齢・状態・性別等の具体的な住民層）、健康寿命の延伸につながる成果指向型の介護予防・健康づくりの目標

【具体的な支援方法と評価指標の設定】

- 目標とターゲット層に応じ、支援方法及び評価指標を設定

【指標の評価、事業の実施】

- 指標の妥当性を評価した上で交付金の交付・事業の実施

【実績評価】

- 適切な指標による実績評価

【具体的なイメージ例】

課題	ターゲット層	成果目標	支援方法	評価指標
要介護状態となる前の虚弱の者が多く、今後の要介護者の増加に繋がる懸念が大きい	70代の要介護状態となる前の虚弱の者	・介入後の状態の改善 ・〇年前と比較した70代のチェックリスト該当者割合の減 ・チェックリスト該当者の〇年後の社会参加率	・リハ専門職や他の専門職等が連携し、プログラムを設定し集中的に介入 ・支援後は、通いの場等につなぐ	・介入した者の数 ・プログラムの修了者 ・支援後の通いの場等への参加状況 ・要支援者の改善率の向上（維持のみを目的とせず適切に支援し改善を促す観点） ・サービス受給率、活動への継続参加率
退職等を機に社会参加していないが活動意欲が高いと思われる高齢者が多く、今後の高齢者の伸びを踏まえると、75歳以前にそうした方の継続的な社会参加が必要	65歳以上の社会参加していない高齢者 ※相対的に要介護となる可能性が高い者	・〇年前と比較した75歳以上のチェックリスト該当者割合の減 ・チェックリスト該当者の〇年後の社会参加率	官民連携して、75歳以上になっても継続できるよう、趣味嗜好も踏まえた新たな活動の場の設定等	・活動の場の種類の多様性・多さ ・活動の場の参加状況 ・就労的活動、ボランティア等として参画する高齢者ボランティアの数 ・サービス受給率、活動への継続参加率

拡充

推進枠

保険者機能強化推進交付金の見直し

老健局介護保険計画課（内線2161）

1 事業の目的

- 保険者機能強化交付金については、令和5年度において、令和4年度秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の重点化・縮減等の見直しを実施した。
- 令和6年度においては、交付金の配分に当たって、保険者機能強化に取り組む自治体に対するインセンティブを一層強化し、メリハリの効いた交付金配分を行う観点から、**要介護認定率の改善等アウトカムの状況が上位に位置する自治体や、評価得点が複数年にわたり上位に位置する自治体**など、一定の要件に該当する自治体に対し、追加的な配分を行う枠組みを取り入れたところであり、令和7年度においては、このアウトカム指標等に着目した配分の拡充を行う。
- 併せて、**成果指向型の保険者機能強化に向けた支援に係る新たな枠組み**についても要求する。

2 見直しの内容

(1)
基本分
80億円

※ 従来どおり、評価得点の合計点に、第1号被保険者の規模を加味して配分。

20億円（推進枠）

アウトカム指標配分枠
※ 要介護認定率等のアウトカム指標の評価得点結果に応じて追加配分。

保険者機能強化推進枠
※ 前年度に続き上位に位置する得点を獲得した自治体等保険者機能強化に成果を出している自治体に対して追加配分。

保険者機能強化に対するインセンティブ強化

(2) 成果指向型の保険者機能強化に向けた支援

13億円（推進枠）

3 実施主体等

○実施主体：都道府県又は市町村

＜都道府県分＞

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

＜市町村分＞

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計等に充当し、自立支援・重度化防止、介護予防等の取組に活用。

○補助率・単価：定額

○負担割合：国10／10

○配分方法：国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分。

【主な指標】

- （保険者機能強化推進交付金）
 - ①事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
 - ②介護給付の適正化の取組状況
 - ③介護人材確保の取組状況

▶介護職員等処遇改善加算の取得支援

拡充

介護職員処遇改善加算等の取得促進事業

老健局老人保健課（内線3989）

令和7年度概算要求額 2.4億円（1.6億円）※()内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 1.1億円

1 事業の目的

- 介護職員等処遇改善加算について、加算未取得事業所の新規加算取得や加算既取得事業所のより上位区分の取得の促進を引き続き強力に進めるため、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、介護サービス事業所等に対する個別の助言・指導等の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

成果目標

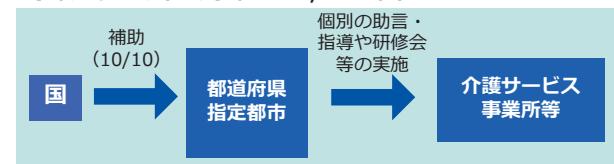
- 本事業により、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、個別の助言・指導等を実施し、加算の算定率の向上を図る。

所要額

- 介護保険事業費補助金：195,114千円（105,742千円）
- 要介護認定調査委託費：49,767千円（49,647千円）

【拡充】介護職員の賃上げについては、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップを求めており、令和6年度に引き続き介護職員等処遇改善加算の取得促進を強力に進める必要がある。

○事業スキーム（補助事業：195,114千円）



○事業スキーム（委託事業：49,767千円）



▶高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進

拡充 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

老健局高齢者支援課（内線3981）

1 事業の目的

令和7年度概算要求額 35百万円（20百万円）※()内は前年度当初予算額

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないととの意見がある。
- 令和7年度には、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法の施行など、制度の枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

①対象の設定

ニーズが高い大都市部を中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出
*居住支援協議会未設置（R6年3月末現在）
・政令指定都市：7市
・中核市：49市

②地方ブロックごとに、集合形式の研修会を開催

*高齢者の住まい確保に関する現状と課題
*適用可能な最新の制度・施策説明
*取組のポイントの解説
*グループワーク

③研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。
→ 住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

2. 事業実施に向けた伴走支援

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

○事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

- 有識者や自治体職員等による支援チームを構成
- 実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスを行う。

3. 全国展開に向けた取組

○取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及



○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討（10自治体程度の想定）

・実態把握

大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり 等

・府内外の関係者調整、ネットワーク構築

府内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制

・住まい支援の具体的な事業化を検討

住まい支援の扱い手発掘、住まい支援体制の検討 等

地域支援事業交付金等

支援

○事業の実施

- 地域における住まい支援体制の構築
- 住まいに係る相談対応
- 社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

※下線箇所はR7拡充分

＜実施主体＞

国（民間事業者に委託）

＜事業実績＞ 令和5年度実施団体数：7

介護施設等の防災・減災対策の推進

老健局高齢者支援課（内線3970）

拡充

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和7年度概算要求額 12億円+事項要求（国土強靭化分）（12億円）※（）内は前年度当初予算額

※「防災・減災、国土強靭化のための5ヵ年加速化対策」に基づく社会福祉施設等の耐震化等については、予算編成過程で検討

1 事業の目的

- 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業	定額補助	○スプリンクラー設置（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円／㎡ ・消防栓ユニット等の設置が必要な場合 9,710円／㎡+2,440円／㎡ ○自動火災報知設備 1,080千円／施設（300㎡未満） ○消防機器等による火災報知設備 325千円／施設（500㎡未満）	なし

②認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円／施設	80万円／施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等		773万円／施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

（令和5年度補正予算により追加）

- 高齢者施設等の利用者の安全・安心の確保等のため、社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円／施設	総事業費80万円／施設
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費500万円／施設	なし

④高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

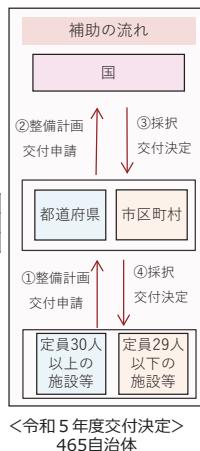
- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i なし	総事業費500万円／施設	なし
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模介護医療院		ii なし	総事業費80万円／施設	なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等		事業者 1/4		

⑤高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があつても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進。

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費500万円／施設	なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等		なし	なし



○救急・災害医療体制等の充実

▷ドクターへリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化

拡充

推進

ドクターへリ導入促進事業

医政局地域医療計画課（内線2550）

令和7年度概算要求額 100億円（95億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターへリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ・ ドクターへリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要な経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



5 事業実績

○ 導入状況 46都道府県57機にて事業を実施（令和6年2月1日現在）
※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県（2機目）、静岡県（2機目）、北海道（2機目）、3機目）、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県（2機目）、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県（2機目）、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県（2機目）、佐賀県
平成26年度	1道	北海道（4機目）
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県（2機目）、奈良県、愛媛県、鹿児島県（2機目）
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県
令和5年度	1県	愛知県（2機目）
令和7年度（予定）	1県	長崎県（2機目）

3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））

- ◆補助率：1/2

- ◆補助基準額（R6予定）：8区分

3.26億円（飛行時間350時間以上）

3.19億円（飛行時間300以上350時間未満）～ 2.81億円（飛行時間50以上100時間未満）

2.74億円（飛行時間50時間未満）

- ◆負担割合：国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

- ◆補助基準額：
令和5年度の運航経費の実績に基づく見直しを行つ

拡充**推進枠**

救急現場に出動するドクターカー活用促進事業（救命救急センター運営・設備整備事業）

医政局地域医療計画課（内線2550）

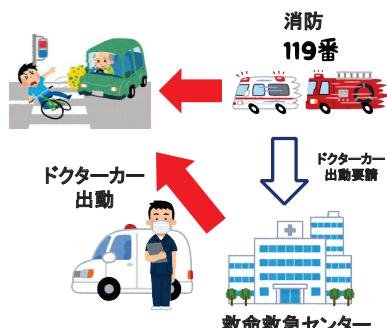
令和7年度概算要求額 90 百万円（医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ドクターカーについては、年間約3万件の現場出動の実績があり、令和4年度に実施した運用事例等に関する調査研究事業において、ドクターヘリと比較しても整備点検が容易であり、日没や天候によって運行に支障を来さない事から、出動要請に対する応需率も高く、救急医療のニーズに対する即応性の観点から非常に有用であることが示された。しかしながら、ドクターカーは、導入面においては64%の医療機関が施設の自費、寄付で賄っており、運用面としても、7割近くの医療機関が施設による自費で経費・人件費を捻出している実態が明らかになったことから、国による支援を充実させる必要がある。

2 事業の概要

- ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、ドクターカーの導入・運用に必要な経費に対する財政支援を拡充する。
- 支援項目
 - 車両整備に係る費用（初期導入費用・管理維持費用等）
 - 現場携行医療機材等の整備
 - 運行にかかる人件費等（ドライバーの確保等）



3 実施主体等

- 実施主体：各都道府県（救命救急センター）
- 補助率：1/3（令和6年度）→1/2
- 負担割合：国1/3、都道府県1/3、医療機関1/3（令和6年度）→国1/2、都道府県または医療機関1/2

災害医療における情報収集機能等の強化、災害時におけるシステム等の活用の推進

拡充 新EMISにおけるシステム利用

医政局地域医療計画課（内線2548）

令和7年度概算要求額 3.4億円（1.7億円）※()内は前年度当初予算額 ※デジタル化計上

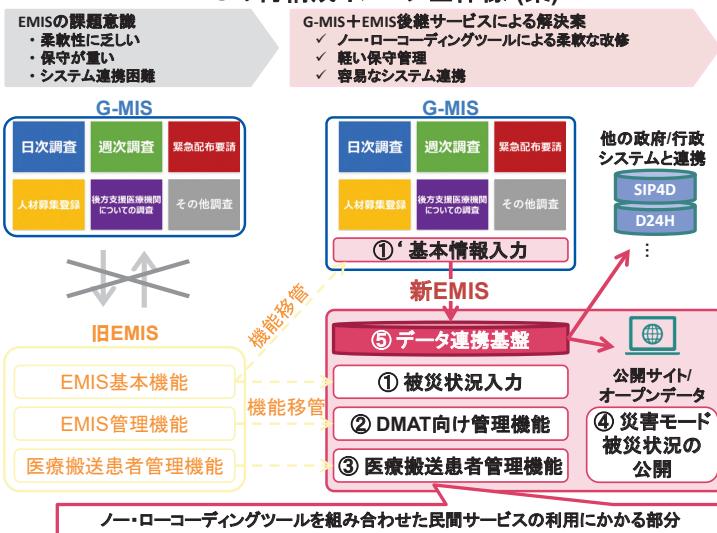
※令和5年度補正予算額 55百万円

1 事業の目的

- EMISは災害医療における情報収集を担っているが、ユーザーインターフェイスの向上やデータを収集/分析する機能の充実、他システムとのデータ連携方法の確立等の課題や、機能追加のたびに大規模な改修・保守が発生し、コスト面や迅速な機能提供に関して大きな課題を有していたが、これらの指摘・課題に対応するため、令和6年10月より新EMIS（EMIS代替サービス）の提供を開始する。
- 令和6年度はシステム移行期のため、旧EMISと新EMISのサービス提供が併存することとなるが、令和7年度以降は旧EMISのサービス利用を廃止し、新EMISのサービス利用のみとなるため、1年間（通年）のサービス利用料を拡充して要求するものである。

2 事業概要・スキーム

EMISの再構成イメージ全体像（案）



3 スケジュール

【令和6年度のスケジュール】

新EMIS：令和6年6月～9月（システム構築）
令和6年10月～令和7年3月（システム稼働）
旧EMIS：令和6年4月～令和7年3月（システム稼働）

1年（通年）の稼働

【令和7年度のスケジュール】

新EMIS：令和7年4月～令和8年3月（システム稼働）
旧EMIS：（サービス利用廃止）

4 実施主体

サービス提供事業者（民間事業者）





新EMISとG-MIS連携にかかる改修・運用事業

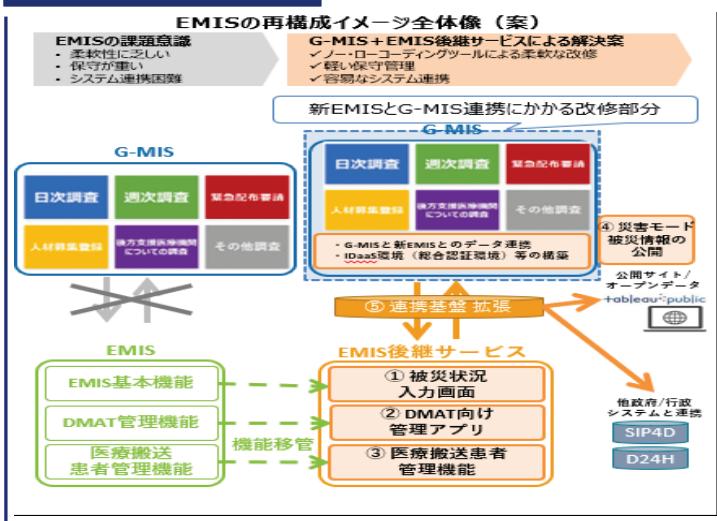
医政局地域医療計画課（内線2548）

令和7年度概算要求額 49百万円（-）※（）内は前年度当初予算額 ※デジタル化計上

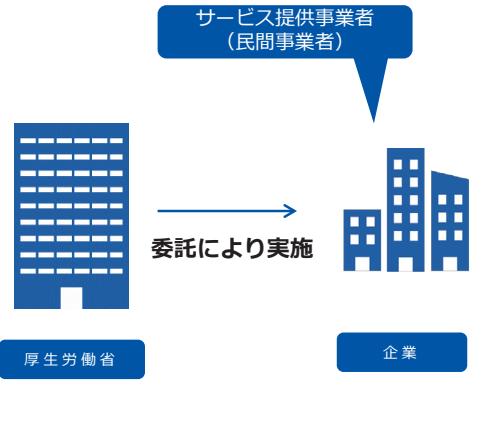
1 事業の目的

- EMISは災害医療における情報収集を担っているが、ユーザーインターフェイスの向上やデータを収集/分析する機能の充実、他システムとのデータ連携方法の確立等の課題を指摘されている。一方で、旧EMISについては機能追加のたびに大規模な改修・保守契約を委託事業者から請求され、コスト面や迅速な機能提供に関して大きな課題となっており、日常的な業務に必要な機能改善が十分に実現していない。また、平時における基本情報の収集を担うG-MIS（医療機関等情報支援システム）との連携が重要。
- EMIS後継システムを必要な機能ごとに分離し、G-MISへの一部機能の統合や、既存ローコーディング・ノンコーディングツールを可能な限り組み合わせて再構築された状態で令和6年10月より新EMIS（EMIS代替サービス）の提供を開始する。本要求はこのうち、G-MISと新EMISとのデータ連携、IDaaS環境（総合認証環境）等の構築及びランニングコスト、本サービスにかかるコールセンター運営費用を要求するものである。

2 事業概要・スキーム



3 実施主体



➤医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT・災害支援ナース体制の整備・強化



災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備事業

医政局地域医療計画課（内線4130）

1 事業の目的

令和7年度概算要求額 9.2億円（8.0億円）※（）内は前年度当初予算額

- この事業では、災害派遣医療チーム(DMAT)の各種研修を実施し、DMAT隊員の養成、技能維持や資質向上を図る。また、大規模災害発生時には複数の被災都道府県や災害拠点病院等の関係機関と連携して、広域でのDMATの運用調整等を行う。
- 令和4年の改正医療法により、DMATの養成・登録の仕組みが法定化され、新興感染症への対応を含め、DMATの体制を強化していく必要がある。DMAT事務局は災害発災直後に迅速に被災都道府県に入り、被害状況に応じた活動の調整を行う必要があり、DMAT事務局の拡充を行う。
- 特に災害時には被災地内で活動する複数のDMAT等の医療チームがIT技術を活用しながら、体系的に被災状況を収集し、情報を共有できる体制を迅速かつ効率的に構築することが肝要であり、DMAT事務局内にITやデータサイエンス専門のチームを整備し、災害時のデータに基づく支援の強化を行う。
- また、平成29年に当省と米国福祉保健省とで締結された協力覚書を基に日米DMAT連携が開始され、令和5年度には、日米DMAT連携について新たに協力覚書を締結し、以降、合同研修や訓練を行い海外からの医療チームの受援体制を検討してきたが、継続的な受援体制の構築には事務局のさらなる拡充が必要である。
- さらに、近年、頻発する大規模災害や感染症の蔓延に対し、地域としてのレジリエンス強化には災害や感染症等の危機管理のリーダーとなる専門人材を養成する仕組みが必要であることから、DMAT事務局の災害対応や感染拡大等を通じて得たノウハウを活かし、人材育成を行うとともに、DMAT事務局の体制を強化する仕組みを構築する。

2 事業の概要

- DMAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ①DMAT隊員養成研修
 - （DMAT隊員養成研修、感染症対応研修等）の企画・実施
 - ②大規模地震時医療活動訓練・DMAT地方ブロック訓練
 - ③災害急性期対応研修
 - ④災害医療調査

- ⑤IT・データサイエンス専門チームによる情報共有体制の構築
- ⑥J-SPEED電子カルテ運用
- ⑦DMAT連携等国際受援
- ⑧災害等危機管理専門家養成コース

3 実施主体

- 委託により実施（国立病院機構本部、兵庫県災害医療センター）

4 事業実績

- DMAT研修修了者数：17,674人（令和6年4月1日）

拡充内容

①DMAT隊員養成研修

- 新規の隊員養成数の増加に伴い要するDMAT隊員養成研修の枠数の拡大

⑤IT・データサイエンス専門チームによる情報共有体制の構築

- IT及びデータサイエンスの専門人材の人事費
- 以下の業務を行うために必要な事務運営
 - 実災害時の情報収集及び共有体制の支援
 - 災害時に医療分野で稼働するシステムの調整

⑦DMAT連携等国際受援

- 以下の業務を行うために必要な事務運営
 - 実災害時の海外医療チームが行う活動の支援
 - 海外医療チームとの会議・研究や訓練等の企画・運営

⑧災害等危機管理専門家養成コース

- 当該コースの履行者に係る人件費
- 2年間のコースであるが、希望者は1年追加できる
- 必要に応じて、国立感染症研究所でも研修可能

拡充

推進枠

DPAT体制整備事業（DPAT事務局）

医政局地域医療計画課（内線2771）

令和7年度概算要求額 69百万円（64百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

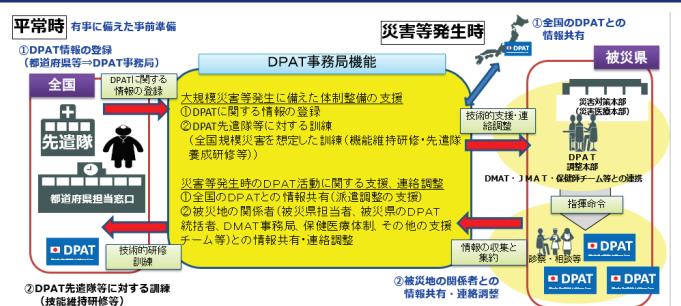
- 災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時においては、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時においては、全国のDPAT活動に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
- DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大時においては、感染症の専門家やDMAT等と連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行うなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
- このため、自然災害及び今後の新興感染症等の感染拡大時に対応するため、DPAT事務局運営経費の予算を増額し、体制を拡充する。
- また、有事の際に対応できるDPAT先遣隊員を養成するための先遣隊研修、養成した先遣隊への技能維持研修の回数を増やすために、予算を増額し、DPAT先遣隊の体制を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

- DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ① DPAT事務局運営経費（平常時）
(人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等)
 - ② DPAT活動に係る技術的支援
(都道府県の行うDPAT研修への講師派遣等)

拡充内容

- ③ DPAT隊員養成研修経費
(DPAT先遣隊研修、技能維持研修、感染症対応研修等の企画・実施)
- ④ DPAT事務局運営経費（災害等発生時）
(先遣隊派遣調整、全体管理、人件費、謝金等)



3 実施主体等

- ・ 厚生労働省が選定した委託事業者が実施
(令和6年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会)

4 事業実績

DPAT先遣隊研修修了者：1,116名（令和6年4月1日時点）

拡充

推進枠

DPAT養成支援事業

医政局地域医療計画課（内線2771）

令和7年度概算要求額 29百万円（25百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成23年の東日本大震災における精神保健医療活動支援を通じて、指揮命令系統の改善、被災精神科医療機関への支援の強化等の課題が明らかとなり、平成25年度に「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の仕組みが創設され、同年度よりその養成が開始されている。
- 災害が発生した場合には被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。また、精神科医療機関の被災状況、それに伴う入院患者の搬送、避難所での診療の必要性等、専門的な見方に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握した上で、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を継続することが地方自治体に求められる。
- 災害時において、「被災地での精神科医療の提供」、「被災地での精神保健活動への専門的支援」、「被災した医療機関への専門的支援」等の役割を担う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」を整備することにより、災害等発生時の精神保健医療活動の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 地方自治体における「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備に対する支援を行う。
 - (1) 運営委員会の設置等
行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、DPAT構成員の登録基準作成及び登録審査、研修・訓練の企画、活動マニュアルの作成、活動の評価、活動に関する情報交換等を行う。

拡充内容

- (2) DPAT構成員に対する研修
DPAT構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術等の習得、スキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法等を目的とした研修を全都道府県で実施する。



3 実施主体等

- (1) 実施主体：都道府県及び政令指定都市 (2) 補助率：1/2

4 事業実績

実施自治体数：41都道府県 7政令指定都市
※ 令和5年度交付決定ベース

災害・感染症に係る看護職員確保事業

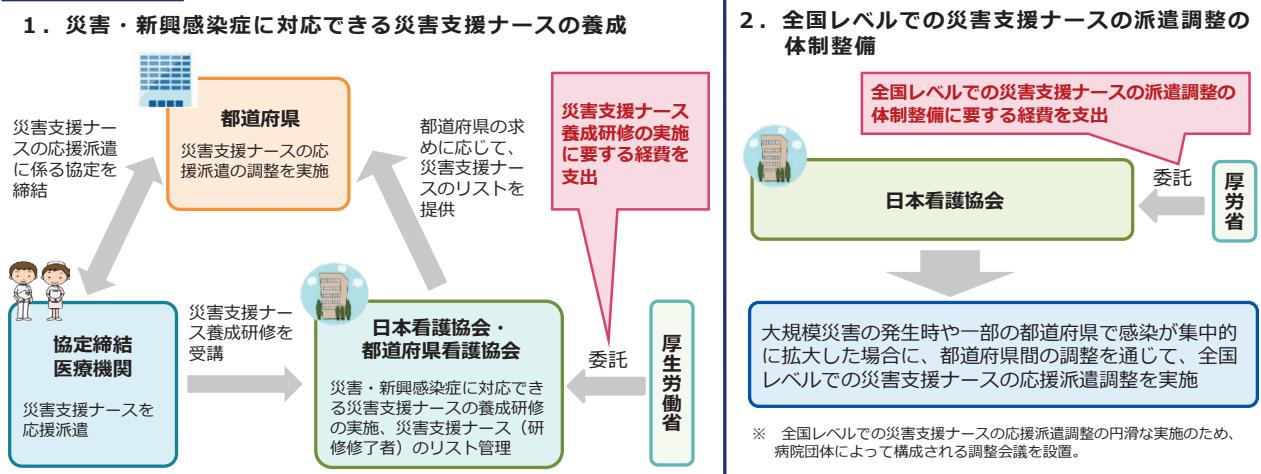
医政局地域医療計画課（内線4479）
医政局看護課（内線4166）

令和7年度概算要求額 56百万円（56百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害や新興感染症の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員の確保を図るために、災害や新興感染症の発生時に他の医療機関等への応援派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成を推進して、リスト化するとともに、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制の整備が必要。
- このため、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会において、災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成研修を幅広く実施して、リスト化を進めるとともに、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制を構築する。

2 事業の概要



災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）による災害対応の強化



令和7年度概算要求額 54.3百万円（37.1百万円）【うちデジタル庁計上:50.7百万円、厚生労働省計上:3.6百万円】※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

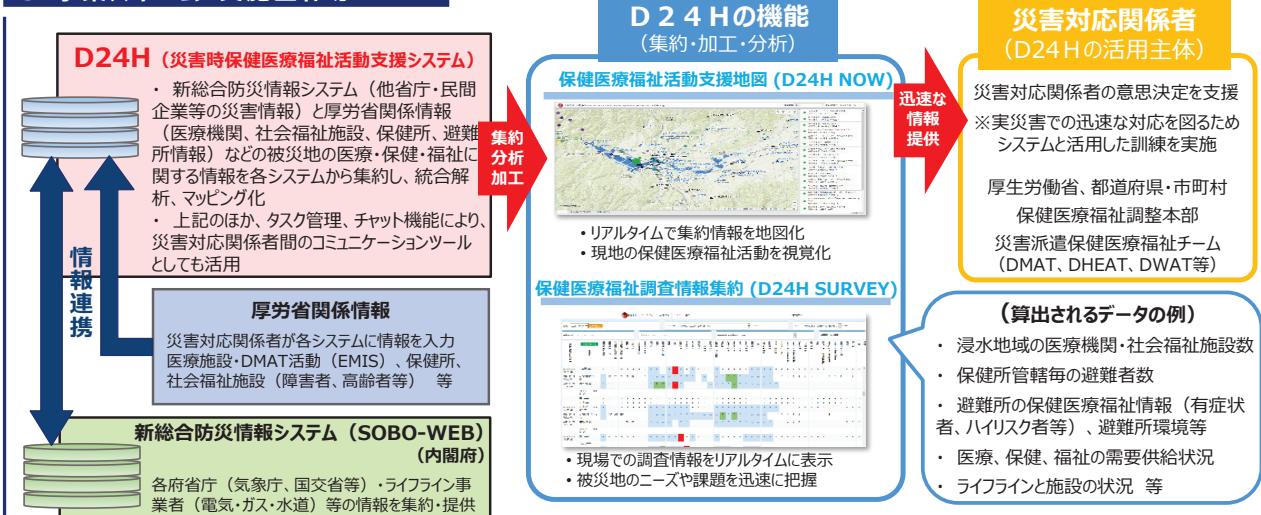
- ・ 災害時の医療・保健・福祉等に関する情報を統合し、災害に関する情報を必要な関係者に迅速に提供することにより、災害対応関係者（国、自治体等）の災害対応等に関する意思決定を支援。
- ・ **能登半島地震での教訓を踏まえ、在宅避難者（要配慮者）の地域単位での把握、福祉避難所の設置状況の把握等のため必要な改修を行うほか、発災当初からの円滑な運用に向けて訓練の充実を図る。**

2 事業の概要

- ・ 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）のシステムの運用⇒平时：定期的なデータの更新作業、自治体・各種災害支援チーム（DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT等）でのシステムを活用した訓練の実施、システム改修
- ⇒災害時：情報の集約・情報提供、入力サポート

実施主体：国

3 事業スキーム・実施主体等



○国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等

➢ 「UHCナレッジハブ」の設置を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた関係国際機関等への拠出、薬剤耐性（AMR）対策に関する研究開発等の推進

新規

UHCナレッジハブにかかるWHOオフィス準備的組織の設置 (世界保健機関（WHO）拠出金)

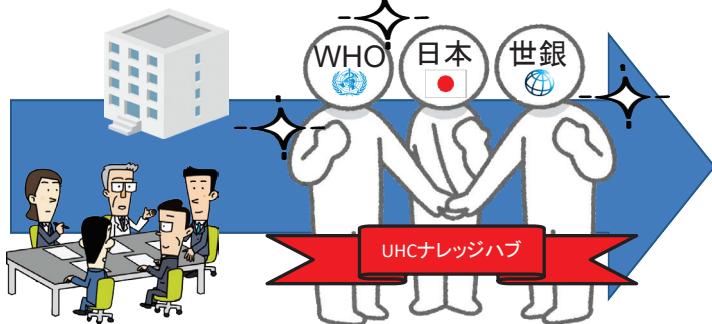
大臣官房国際課（内線7303）

令和7年度概算要求額3.8億円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会談で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」（全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態）の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
- G7広島首脳コムニケ（2023年5月）において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
- これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするため、WHO・世界銀行等の関連機関と協力してUHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置する予定。
- 設置に向けて、WHOがWHOオフィスの準備的組織を立ち上げる予定。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



- 「UHCナレッジハブ」は、WHOや世界銀行等の協力を得て人材育成・知見収集を行う世界的な拠点。令和8年度の本格稼働を目指し、まず、令和7年度にWHOが東京都内にWHOオフィスの準備的組織を設置する。

実施主体：世界保健機関（WHO）
拠出先：世界保健機関（WHO）

新規

UHCナレッジハブにかかる会議等の開催

大臣官房国際課（内線7303）

令和7年度概算要求額95百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会談で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」（全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態）の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
- G7広島首脳コムニケ（2023年5月）において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
- これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするため、WHO及び世界銀行等の関連機関と協力してUHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置する予定。
- 「UHCナレッジハブ」の運営に関しては、WHO及び世界銀行の連携が重要であり、日本政府が両者の円滑な協働を促進するための「調整部会」を設置、実施する予定。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



- UHCナレッジハブの本格稼働に向けた、日本政府、WHO、世界銀行の三者間での準備や稼働後の調整等のため、令和7年度に日本政府、WHO、世界銀行の三者から成る調整部会を開催する。
- UHCナレッジハブで実施する事業の検討・調整や三者間での連携方法について協議する。
- 世界におけるUHCの達成に向けた推進力を持続させ、UHCナレッジハブの活動にも活かすため、関係機関のハイレベルを参考するハイレベルフォーラムを開催する。

実施主体：国（委託事業）

感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

令和7年度概算要求額 7.4億円（8.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和5年度補正予算額74億円

- CEPI(Coalition for Epidemic Preparedness Innovations)は2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金。
- 日本、ノルウェー王国、ドイツ連邦共和国、英国、欧州委員会、オーストラリア連邦、カナダ、ベルギー王国、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、ウェルカム・トラスト等が拠出を行っている。
- 平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、現在、新型コロナウイルスに対するワクチンの開発も支援している。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

第1期（2017-2021年）

活用予算 23億ドル

日本はこのうち2.2億ドル（約243億円）（全体の約10%）を拠出

- 既知の感染症に加え、COVID-19ワクチンの開発に拠出
- アストラゼネカ、ノババックス、モデルナの開発に貢献

第2期（2022-2026年）

目標増資額 35億ドル

日本は2022年3月8日のCEPI第2期増資会合にて
今後5年間で3億ドルの拠出を新たに行うことを表明

- 次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間短縮
- 新たなワクチン製造技術の開発
- エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発
- 臨床研究ネットワークの構築→日本への裨益が期待される。
- 日本からNECのAIを活用したプロジェクトが採択

実施主体：CEPI
(感染症流行対策イノベーション連合)
拠出先：世界銀行



グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

令和7年度概算要求額1.5億円（2.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- GARDPは、新しい抗菌薬の研究開発と診断開発（Research & Development : R&D）を推進する目的で開始された官民パートナーシップを推進する非営利組織（本部：スイス・ジュネーブ。2016年5月設立。）。
- 特徴として、WHOによる、薬剤耐性（AMR）に関するグローバルな戦略推進と、DNDi（顧みられない病気の新薬開発イニシアティブ）による専門知識活用の両者の強みを持つ。
- 製薬企業等と連携して治療薬の開発（後期臨床試験）を実施。日本企業では塩野義製薬、エーザイ株式会社、武田薬品工業株式会社、第一三共株式会社と新規抗菌薬開発と薬剤耐性克服の研究開発プロジェクトを運営。
- 従来の治療薬が効かない薬剤耐性感染症の流行を防ぐため、引き続き本事業の実施が必要。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

GARDPが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発（後期臨床試験）の支援を通じてAMR対策の推進に寄与するとともに、GARDPのガバナンスに日本人が関与しリーダーシップを発揮していく。



実施主体：グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）
拠出先：グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）

薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター (CARB-X) 投出金

大臣官房国際課 (内線7303)

令和7年度概算要求額1.5億円 (1.4億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- CARB-Xは、薬剤耐性菌感染症の革新的な治療薬・診断法の研究開発を促進するため、2016年に設立された官民パートナーシップ。
- 世界では、従来の治療薬が効かない多剤耐性菌等が蔓延しており、その対策への重要性は認識されているものの、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発が進んでいない。
- その中で、CARB-Xは製薬企業等と連携して治療薬の開発（初期臨床試験）の支援を行い、実績を上げているところ。これまでの連携企業の中には、日本企業が含まれており、本事業を通じて日本企業の研究開発も間接的に支援していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

CARB-Xが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発（初期臨床試験）の支援を通じてAMR対策の推進に寄与する。



実施主体:薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター (CARB-X)

拠出先:薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター (CARB-X)

大臣官房国際課 (内線7306)

開発途上国向けの医薬品研究開発及び保健システムの強化等の支援、諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進

新規

感染症対策に係る医薬品研究開発等支援事業 (GHIT)

令和7年度概算要求額1.0億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

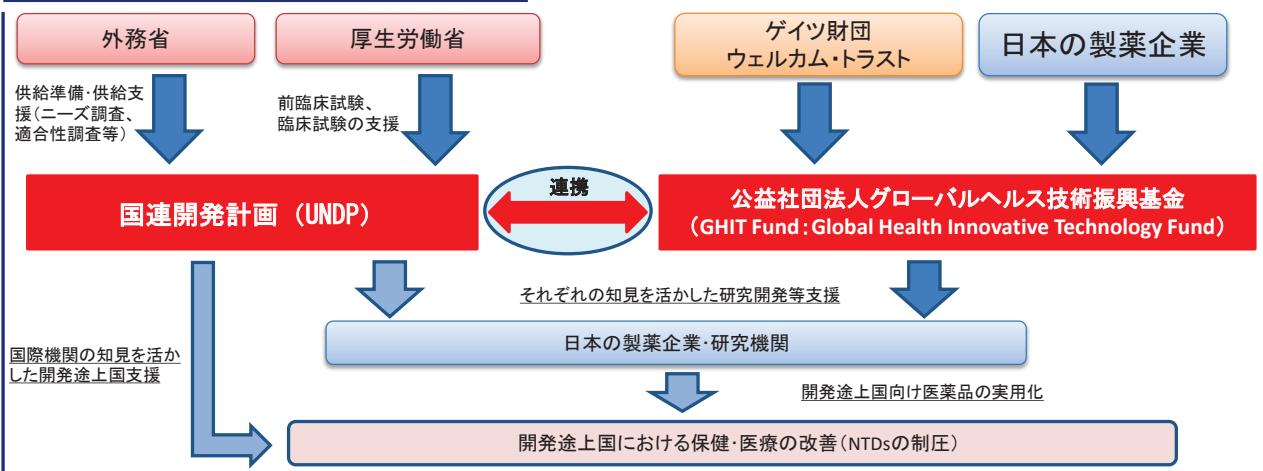
※令和5年度補正予算: 27億円

1 事業の目的

2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)において、顧みられない熱帯病(NTDs※)、結核、マラリア等の根絶等について明記されている。しかし、これら開発途上国を中心に蔓延する疾病的治療薬の研究開発は、先進国において需要が少ない等の理由で進んでいない。このため、日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かし、そうした開発途上国向けの医薬品研究開発を、ゲイツ財団等も含む官民連携で促進することにより、国際保健分野に貢献する。

※NTDs (Neglected Tropical Diseases) の例: リーシュマニア症、シャーガス病、住血吸虫症 など

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



令和7年度概算要求額10億円（15億円）※()内は前年度当初予算額

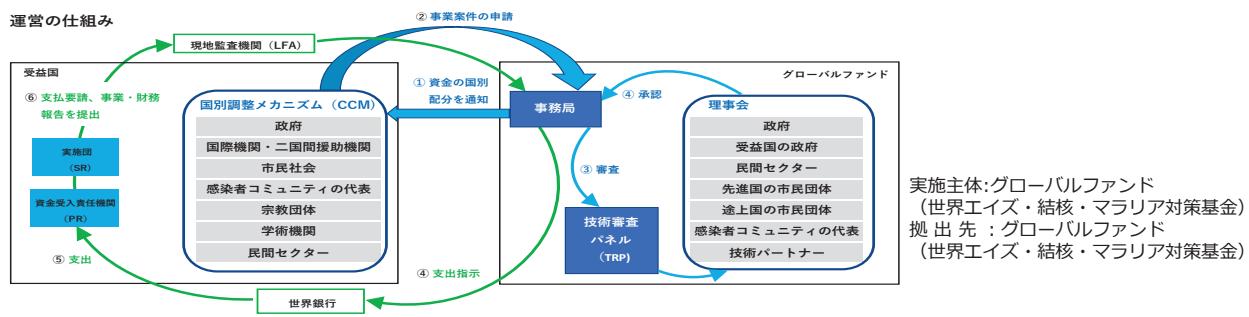
※令和5年度補正予算額165億円

1 事業の目的

- グローバルファンドは、途上国におけるエイズ・結核・マラリアの予防、治療、ケア等の対策を資金支援し、官民のパートナーシップにより、感染症抑制のためドナー国、財団、民間企業、N G O等が結束して対処することを目的としている。
- 2000年のG 8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となつたことを契機に、2002年、ジュネーブに設立された官民連携パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 途上国におけるエイズ、結核、マラリア（三大感染症）の予防、治療、ケアを実現し、促進するための事業や、三大感染症対策を効果的に実施するための強靭かつ持続可能な保健システムを構築するための事業に対して資金供与を行い、途上国の保健状態の改善に貢献する。
- 2002年の設立以来、途上国における三大感染症対策が飛躍的に進展し、三大感染症から4,400万人以上の命を救済してきた。
- グローバルファンドの活動は、従来、H I V /エイズ、結核、マラリアの三大感染症に特化した医薬品等の供与等を内容とする途上国支援であったため、外務省が拠出ってきており、厚労省は拠出をしてこなかった。
- 今般、2023年～2025年の第7次増資に向けてグローバルファンドは将来のパンデミックへの備えとしての保健システム強化を重点の一部として掲げたことから、将来のパンデミック対応等への活用を目的としたグローバルファンドの保健システム強化に拠出を行い、各の保健制度の強化を図っていくことで、我が国への感染症流入防止を図る考えである。



令和7年度概算要求額1.5億円（1百万円）※()内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額27億円

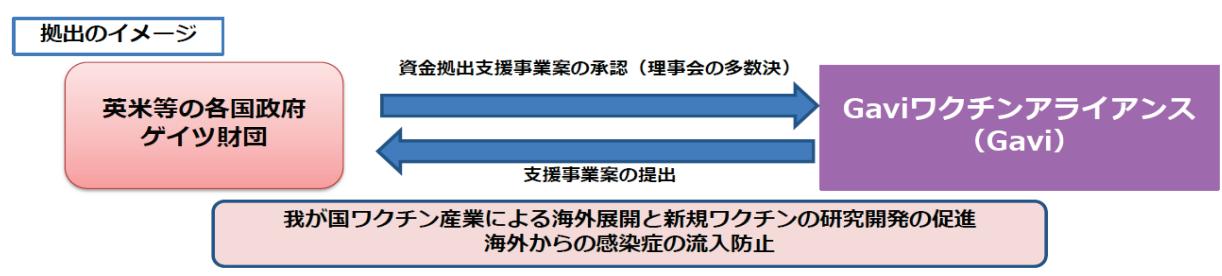
Gaviへの拠出を通じて、Gaviが行う活動を支援することを目的としている。

※Gavi (Global Alliance for Vaccines and Immunization) とは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として、2000年にスイスで設立された官民パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○2021年からは以下を目標とし、活動を実施している（2021-2025年戦略目標）ので、Gaviへの拠出を通じて、その活動を支援する。

- ①ワクチンプログラム
乳幼児等へのワクチン接種（肺炎球菌等）、緊急時のワクチン備蓄（エボラ等）など
 - ②予防接種制度への投資
遠隔地・紛争地域等を含む、ワクチン調達・配送網等の保健システムの強化（医療従事者の育成・確保、物流システムの整備等）など
 - ③新型コロナウイルス感染症対策支援活動
ワクチンの事前販取制度等を通じた新型コロナウイルス感染症ワクチンの普及の促進など
- 2021-2025年の活動のため、我が国は3億ドルをプレッジ（2020年6月4日の第3次増資会合において総理表明）。

実施主体:Gaviワクチンアライアンス
拠出先:Gaviワクチンアライアンス

拡充

推進枠

医療技術等国際展開推進事業

医政局総務課医療国際展開推進室（内線4457）

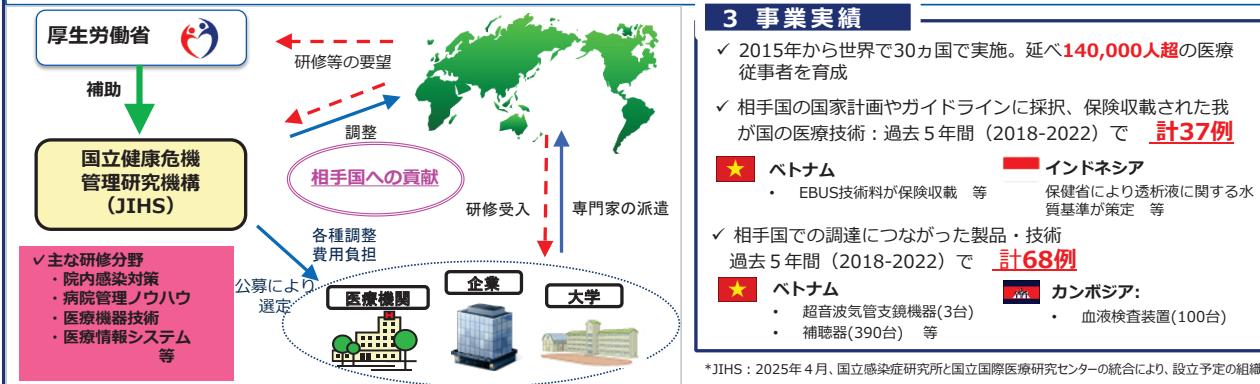
令和7年度概算要求額 5.1億円（4.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国は国民皆保険制度の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果していくことが重要な課題の一つ。
- 厚生労働省では医療の国際展開のため各国保健省との協力関係樹立に尽力している。
- 国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する専門家の相手国への派遣、相手国からの研修生受入れを通じ相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 我が国の医療の国際展開に向け、国立健康危機管理研究機構（JIHS*）が実施主体となり、
 - ①我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を有する専門家（医療従事者等）の諸外国への派遣
 - ②諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れによる研修を通じた相手国の医療人材の育成事業を実施する。
- TICAD 9やグローバルヘルス戦略を踏まえて、主にアフリカにおけるネットワーク構築と研修を実施する。
 - ①JIHSの現地派遣局員を生かした現地と日本の医療機関・企業等とのネットワーク形成
 - ②現地の課題・ニーズの把握とニーズに即した研修の実施
- ユーパーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、グローバルサスや東南アジアの保健医療水準の向上に資する取組を強化する。
- ウクライナ復興支援に向けた人材育成を実施する。



▶介護分野の好循環の実現を目指した、人材確保のための海外現地への働きかけの強化

拡充

推進枠

介護技能評価試験等実施事業

社会・援護局福祉基盤課（内線）2894

令和7年度概算要求額 8.0億円の内数（5.6億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 本事業は、介護分野における特定技能外国人の送り出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うもの。
- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定められており、これを受け、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数が記載されている。
- 令和6年度から5年間の特定技能の受入れ見込数を踏まえ（※）、令和7年度の特定技能試験（介護技能評価試験・介護日本語評価試験）の試験会場の拡充などを行う。

※ 特定技能制度の令和6年度から令和10年度までの受入れ見込数は、これまでの5万900人から13.5万人へ大きく増加。

2 事業の概要

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

▶試験方式

コンピューター・ベースド・テスティング（CBT）方式

▶試験実施対象国

日本国内（47都道府県）フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ、ベトナムにおいて実施中（令和6年3月末現在）

※ 日本国内及び海外12カ国で試験を実施しているところ、海外の試験地や試験会場の拡充などを行う。

2. 試験実施に必要な業務の実施

▶試験実施対象国の試験会場の手配

▶試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備

▶カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務

▶試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題CBT化の業務 など

3 実施主体等

◆実施主体：試験実施機関 ◆補助率：定額

◆主な対象経費：試験会場借料費、試験会場における業務委託料 など

拡充**推進枠**

介護の日本語学習支援等事業

社会・援護局福祉基盤課
(内線) 2894

令和7年度概算要求額 8.0億円の内数 (5.6億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護サービスの質の向上という観点から、介護福祉士資格を外国人介護人材に取得してもらうことは重要。特に平成31年から導入された人手不足対応を制度趣旨とする特定技能については、5年の間に介護福祉士国家試験に合格し、国家資格を取得しないと帰国しなければいけない仕組みであるため、現在、日本の介護現場で働いている方に対するより一層の支援を進め、資格を取得させ、日本の介護現場でより長く働けるようにすることが重要。
- このため、令和6年度より、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限がない在留資格「介護」の取得を促す取組を実施している。
- 在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応や、国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための定着支援を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを地域の資格取得支援機関へ横展開を行うことで、外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図る。

2 事業の概要

- 外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取組を実施。
 1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等
➢外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようになるためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
 2. 学習教材の作成
➢外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
 3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施
➢技能実習生を円滑に受入れができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
 4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催
➢外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義及び演習等を行う。
- 上記取組に加え、地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイスなど、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるため必要な取組に対する支援メニューを盛り込むことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均一化を図る。



※支援メニューの例

- ・外国人介護人材の資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関への支援
(外国人介護人材の資格取得支援講座を実施していない各地域の課題などを把握するとともに、当該地域の資格取得支援機関に対して、カリキュラムの策定や講師選定に係る助言など資格取得支援講座開催に向けた支援を行う。)
- ・各地域の資格取得支援機関との情報提供体制の構築
(外国人介護人材の資格取得支援講座の開催に必要となる知識・ノウハウや、関係機関との連携体制の構築に向けた工夫等の共有を行う会議を実施する)

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：民間団体 ◆ 補助率：定額 ◆ 主な対象経費：WEBコンテンツの開発・運用費、講習会会場における業務委託料 など

拡充**推進枠**

外国人介護人材に対する相談窓口・巡回訪問の体制拡充 外国人介護人材受入促進のための情報発信の拡充

社会・援護局福祉基盤課
(内線) 2894

令和7年度概算要求額 外国人介護人材受入・定着支援等事業 8.0億円の内数 (5.6億円の内数)

外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業 1.2億円 (0.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、これまで外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施、EPA介護福祉士候補者や特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施している。また、日本の介護現場において就労を希望する外国人介護人材の受入れを促進するため、海外で日本の介護をPRすること等により、外国人介護人材の確保に向けた取組を行っている。
- 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」において、国が行う取り組みとして、「巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行う」とされていることを等を踏まえ、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口や巡回訪問の体制強化を行う。また、日本の介護現場に新たに来てもらうための対策として、日本から帰国した外国人介護労働者のネットワーク化を通じた外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化を図る。

2 事業の概要

- 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取り組みに加え、太字部分の取組を実施。
 1. 情報発信（WEBやSNSを含む）
➢介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
 2. 【拡充】日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）
➢日本で就労経験のある帰国者（外国人介護労働者）を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人によるSNS等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。
 3. 相談支援の実施
➢外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。
必要に応じて対面による支援を実施。
【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口の体制を強化するため、相談窓口を担当する職員を増員する。
 4. 巡回訪問等の実施
➢EPA介護福祉士候補者及び特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。
【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、巡回訪問を担当する職員を増員する。
 5. その他の相談支援等
➢協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：民間団体 ◆ 補助率：定額 ◆ 主な対象経費：オンラインセミナー開催に向けた海外での事前準備・調整に係る費用、相談窓口・巡回訪問に係る人件費 など

外国人介護人材獲得強化事業（地方自治体への補助事業）

社会・援護局福祉基盤課
(内線) 2894

令和7年度概算要求額 1.2億円 (－) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）において、「必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める」とされている。
- 海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、都道府県と連携し海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う（外国人介護人材の日本の介護現場への受入れを促進するための対策）。

2 事業のスキーム・実施主体等

【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

- 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の中学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

【補助率】 国2/3、県1/3

【主な対象経費】 海外の送り出し機関との関係構築に向けた事前準備・調整に係る費用、日本の介護に関するプロモーション費用 など

【補助金の流れ】



外国人介護人材定着促進事業（地方自治体への補助事業）

社会・援護局福祉基盤課
(内線) 2894

令和7年度概算要求額 1.1億円 (－) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）において、「必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める」とされている。
- 外国人介護人材の中には、日本語をまだ上手に話すことができない状態で入国する方がおり、今後さらに増加が見込まれる外国人介護人材が介護現場で就労する際、言葉の壁は外国人・受入事業所双方にとって大きな課題である。
- そのため、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する（外国人介護人材が日本の介護現場で長く働いてもらうための対策）。

2 事業のスキーム・実施主体等

【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】

○ 外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進
外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

【補助率】 国1/2、県1/4、受入事業所等1/4

【主な対象経費】 ツール等の購入費・保守サポート費、ツール等導入に関する研修開催費 など

【補助金の流れ】



○次なる感染症危機に備えた体制強化

→国立健康危機管理研究機構の創設による感染症の情報収集・分析体制の強化、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備

新規

推進枠

国立健康危機管理研究機構に必要な経費

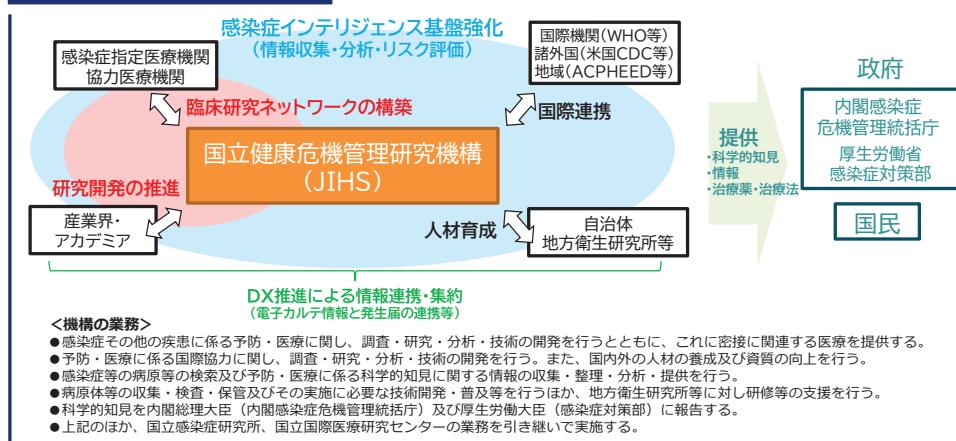
健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課（内線8315,8327）

令和7年度概算要求額 198億円（-億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和5年5月に国立健康危機管理研究機構法が成立し、内閣感染症危機管理統括庁・厚生労働省感染症対策部に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security、略称JIHS）が設立される。
- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）においては、次の感染症危機への備えをより万全にしていくため、JIHSが果たす役割として「①情報収集・分析・リスク評価、②科学的知見の提供・情報発信、③研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ、④人材育成、⑤国際連携」が求められている。
- このため、令和7年度において、JIHSにおける運営管理、研究開発、人材育成等の実施に必要な予算を計上する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体
国立健康危機管理研究機構（特殊法人）
- 設置根拠
国立健康危機管理研究機構法
- 交付金
法39条に基づき、国が交付
- 設立年月日
令和7年4月1日（予定）



➤ 感染症危機管理の強化に向けた人材育成等の推進

拡充

推進枠

感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業

健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課（内線2384）

令和7年度概算要求額 1.5億円（0.6億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

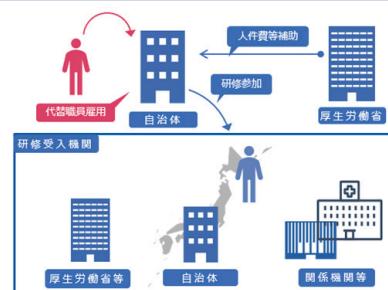
- ・ 今般、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）において「感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行なうことが不可欠である。」ことが明記された。
- ・ このため、次なる感染症危機に備え、地方行政機関の感染症危機管理対応力の強化を図るため、感染症危機に対応できる高度な専門性、分野横断的な知識、関係機関との調整能力等を有するリーダーシップ人材を平時から育成し、有事において迅速に動員できるよう人材育成を推進する。
- ・ 具体的には、保健所職員や都道府県職員等を対象に研修等を行い、次なる感染症危機に対応するための体制強化を図る。

2 事業の概要

令和7年度は、令和6年度事業を踏まえ研修プログラムの更新及び受け入れ人数増を行う。

【主な事業】

- (1) 様々な職種の感染症又は行政の知識・経験を有する研修生を自治体から受け入れ、人材育成プログラムを実施する。
- (2) 研修プログラムに参加する自治体のうち、研修生の代替職員を雇用する場合に人件費等の補助する。



3 実施主体等

- (1) 国（委託事業）
- (2) 国 → 都道府県、保健所設置市、特別区 補助率：1/2

プログラム内容（一例）

- ① 座学的な研修プログラム
 - e-learning：感染症危機管理に必要な知識を学ぶ。
 - 対面研修：ロールプレイヤーやグループディスカッションを通じて、自己を見直し、理解を深める。

② 實践的な研修プログラム

- ・ 感染症危機管理に関わる関連機関の役割や業務を知り、分野横断的な調整能力を身につける。

▶ 平時からの計画的な個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄等事業

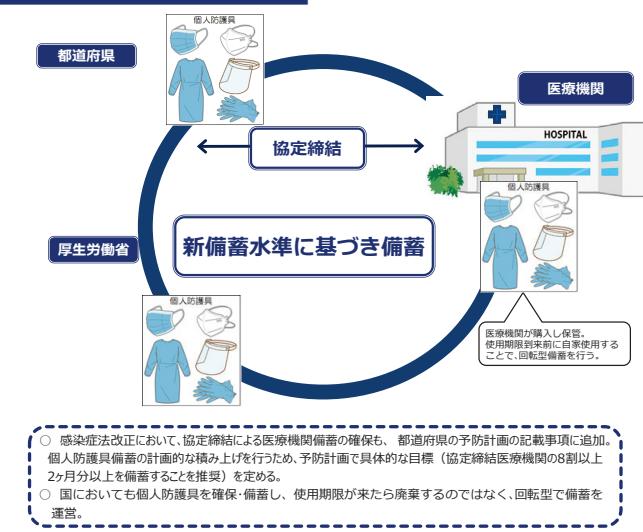
医政局 医薬産業振興・医療情報企画課
(内線8294)

令和7年度概算要求額 40億円 (40億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 158.5億円

1 事業の目的

- ① 次の感染拡大時等に世界的な需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、新備蓄水準に基づき、国、都道府県、医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進していく必要がある。
- ② このため、改正感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、医療機関による備蓄を求め、その備蓄量に応じて国の備蓄を行う必要がある（都道府県も別途必要量を備蓄）。
- ③ また、新備蓄水準を超過する分については、順次売却等を行うとともに、都道府県や医療機関の備蓄状況を含めた全体の備蓄量が適正化するまでは、これまでのコロナ対応で備蓄してきた国の備蓄物資の活用を行う。

2 事業の概要・スキーム



現行備蓄水準の見直し

次の感染症危機に適切に備えるため、新型コロナに対処するための現行備蓄水準を見直す（新備蓄水準に移行）。

※ 感染症法改正で導入される医療機関備蓄については、協定締結の状況により備蓄量が変動し、また、全体の備蓄量から医療機関備蓄を差し引いて設定される都道府県、国備蓄も備蓄量が変動する。

現行備蓄水準

	医療機関サービス用マスク	N95マスク (DS2等)	アイソレーションマスク (ゴム式チャック式等)	フェイスシールド (ゴーグル等)	防護手袋
備蓄量全体	3.8億枚	3,900万枚	1.1億枚	3,400万枚	11.0億双 (22億枚)

新備蓄水準 (新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載)

	医療機関サービス用マスク	N95マスク (DS2等)	アイソレーションマスク (ゴム式チャック式等)	フェイスシールド (ゴーグル等)	防護手袋
備蓄量全体	3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚
うち国	1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚
うち都道府県	1億3,800万枚	1,070万枚	2,550万枚	1,390万枚	4億9,300万枚

※ 国及び都道府県においては、協定締結医療機関における備蓄量とあわせて上記の量を備蓄する。

平時からの計画的な備蓄体制の確保に向けた枠組み

- 国及び都道府県による備蓄
個人防護具については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条で、指定行政機関、地公体等に対し、政府行動計画に定めるところによる備蓄義務が規定されている。※感染症法改正で個人防護具の備蓄義務を明記。
- 医療機関による備蓄
改正感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、計画的な備蓄を推進。

3 実施主体等

国 (、都道府県、協定締結医療機関)

○予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり

▶ 「女性の健康」ナショナルセンターにおける診療機能の充実及び研究の推進、女性の健康相談支援体制の構築

拡充

推進枠

「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築・運営事業

大臣官房厚生科学課

国立高度専門医療研究センター支援室 (内線2626)

令和7年度概算要求額 9.9億円 (7.0億円) ※()内は前年度当初予算額

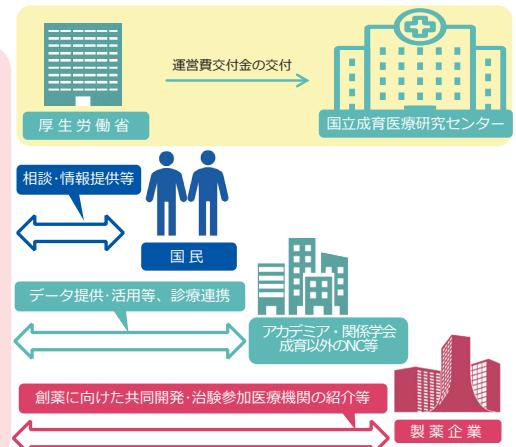
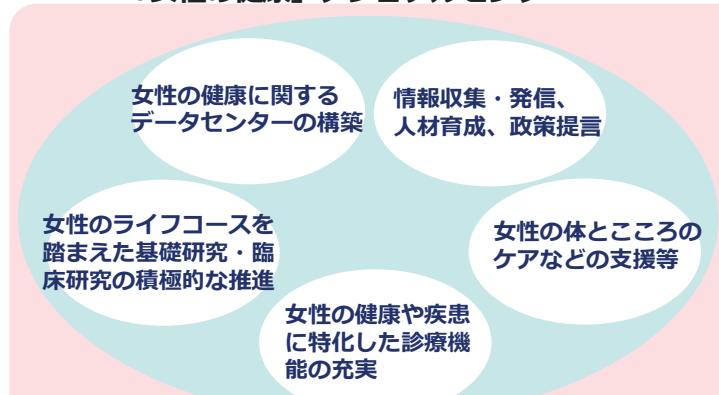
1 事業の目的

女性は、ライフステージ毎に心身の状況が大きく変化することにより女性特有の健康課題などが生じるため、就労の継続等に影響を与えるなど、社会的・経済的な損失も発生している。このため、女性の健康や疾患について、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、病態の解明・治療・予防に向けた研究を推進するとともに診療機能の充実を図る。

2 事業の概要・事業スキーム・実施主体等

国立成育医療研究センターに設置する女性の健康ナショナルセンター（仮称）において、女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信等を行うために必要な経費について財政支援を行う。

「女性の健康」ナショナルセンター



女性が人生の各段階で様々な健康課題を有していることを社会全体で共有し、女性が生涯にわたり健康で活躍できる社会を目指す

新規

推進枠

女性の健康相談支援体制構築事業

健康・生活衛生局健康課
(内線2396)

令和7年度概算要求額 97百万円 (一千万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性の健康については、若年期、性成熟期、更年期、老年期と、ライフステージにより女性ホルモンの分泌状態が劇的に変化し、男性とは異なる心身の変化を生じることを踏まえ、生涯にわたりライフステージ毎の特性に応じた支援が求められる。
- 特に、近年の課題として、女性ホルモンの変動に伴い誘発されやすい女性特有の症状や疾患に加え、妊娠・出産の機会減少に伴い、月経回数の増加を経験することによる健康への影響や、働き盛りの時期に訪れる更年期症状、平均寿命の延伸に伴う老年期の長期化などに対応していく必要がある。なお、更年期症状については、令和3年度に実施した厚生労働省の調査では、症状を自覚している40歳代・50歳代男女のうち、日常生活に何らかの影響があると回答した者が3割、症状の自覚があるが医療機関を受診していない女性の割合は約8割となっている。
- 現在、自治体における相談、医療機関における診療等が行われているが、関係機関の役割分担や連携が必ずしも十分ではなく、こうした調査結果も踏まえ、住民の身近なところで、適切な受診勧奨を含めた相談支援を行う体制の充実が求められる。これまで厚生労働省では、更年期を含めた女性の健康について、情報発信サイトの運用などを通じて一般向けの普及啓発を進めてきたが、関係学会等の知見も踏まえ、相談支援を行う者を養成するための教育資材を開発することが必要である。加えて、オンラインの普及が進む中、女性の健康領域においても適切な活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

薬局等の身近なところで相談対応を行う者を養成するための資材、相談から適切な診療まで繋げるスキームを構築 (実施主体: 厚生労働省が選定した委託事業者)

- 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置が進められている「女性の健康ナショナルセンター」(仮称)や、女性の健康支援に関する関係者(自治体、医療関係団体、医療機関、薬局等を想定)と連携して、必要に応じて適切な受診勧奨が可能な女性の健康支援に関する相談支援体制を構築する。具体的には、以下の取組を行う。

<共通事項>

- ・医療機関を含めた女性の健康支援に関するリソースを可視化した上で、現状の相談・診療体制の課題の整理、モデル構築

<相談支援体制>

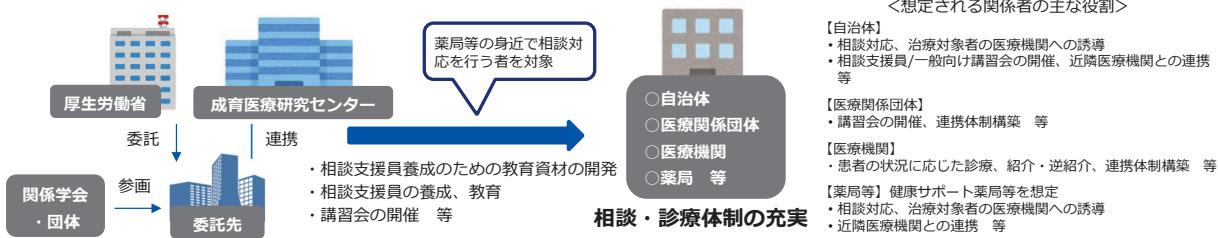
- ・従来から相談支援を行っている自治体に加えて、健康サポート薬局等の住民に身近な場所で相談支援を行う者(以下、相談支援員といふ。)を養成するための教育資材の開発

<相談支援員養成>

- ・かかりつけ医や、産婦人科及び、内科、精神科、整形外科等の様々な診療科が、患者の状態に応じて、連携して対応するための好事例の収集、モデル構築

<診療連携体制>

- ・診療体制にかかるオンラインの効果的活用事例の収集



▶糖尿病性腎症の重症化予防事業、高齢者の保健事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などへの支援

拡充

糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援

保険局保険課 (内線3544)

令和7年度概算要求額 66百万円 (52百万円) ※()内は前年度当初予算額

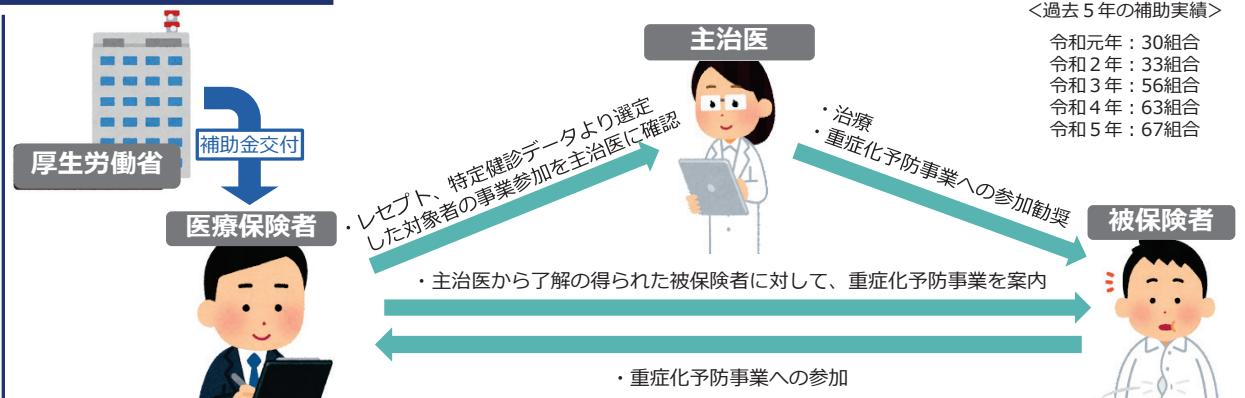
1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2023」(令和5年12月21日閣議決定)において、「生活習慣病予防と重症化予防の先進・優良事例の把握・横展開を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 令和6年度に改定された日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、引き続き取組を推進する。

2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための健指導等も補助の対象としており、これらの事業に取り組む医療保険者の増加を踏まえ拡充を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



令和7年度概算要求額 50百万円（46百万円）※()内は前年度当初予算額

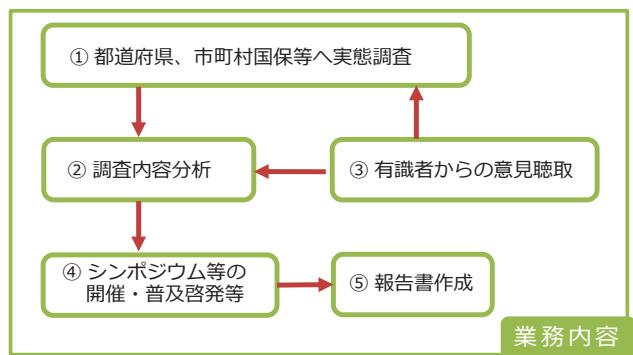
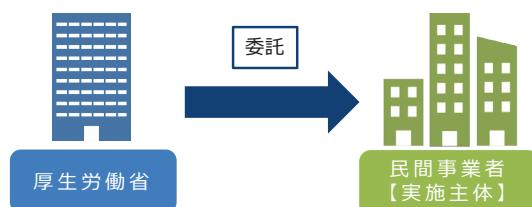
1 事業の目的

国保においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することが重要である。課題に応じた保健事業の実施により、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上が図られ、結果として、医療費の適正化に資するため、国から保健事業実施に係る財政支援等により、保険者の取組を推進している。

本事業では、保険者によりこれまで実施されてきた予防・健康づくりの取組内容の調査・分析等を行い、特定健康診査・特定保健指導の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、P D C Aサイクルに沿って運用される予防・健康づくりや医療費適正化に効果的な取組や課題を整理し、地域における保健事業の取組の充実・質の向上を目指す。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 厚生労働省からの委託により、以下の業務内容を実施する。



令和7年度概算要求額 43億円（41億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢者の保健事業推進のため、健康診査及び歯科健康診査並びに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業について国庫補助を行うとともに、国保・後期高齢者保健事業のデータヘルスの標準化の一体的な事業検証を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等**①後期高齢者医療の被保険者に係る健康診査及び歯科健診事業 41.1億円（40.3億円）増**

- 後期高齢者医療の被保険者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防等を図るため、広域連合が都道府県や市町村、都道府県医師会等と連携し実施する健康診査等について、国庫補助を行う。（補助率1/3）

【内訳】

- | | | |
|------|--------|---|
| 健康診査 | 32.5億円 | （32.5億円） |
| 歯科健診 | 8.7億円 | （7.8億円） 増 |

②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業 1.0億円（1.0億円）

- 令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について、国保中央会及び国保連合会への国庫補助を通じて、全市町村での効率的・効果的な事業が実施されるように効果的な事例の横展開を図る。（補助率定額）

国保中央会：国保連合会による広域連合と市町村の保健事業実施に係る支援をサポート（研修開催やツール作成等）
国保連合会：広域連合及び市町村が一体的の実施に取り組むための支援を実施

③国保・後期高齢者保健事業のデータヘルスの標準化の一体的な事業検証 0.8億円（—）新

- 国保・後期高齢者保健事業のデータヘルスの標準化について、標準化が進展しているモデル都道府県の国保・後期データを連絡して分析することにより、事業の効果検証や課題の分析を行うとともに、取組の質を向上させる具体的な方策を検討する。

令和7年度概算要求額 1.1億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度から令和5年度まで、保険者等によるエビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を促進するため、特定健診・特定保健指導などをはじめとした分野において実証事業を実施し、特定保健指導において、成果が出たことを評価する評価体系（アウトカム評価）を導入する等の成果を得てきた。また、保険者等における保健事業の計画等で活用できるよう、USPSTF（アメリカ予防医療専門委員会）やNICE（英国国立医療技術評価機構）でエビデンスに基づき推奨されている予防・健康づくりの取組や本邦での取組事例等からなるポジティブリストを作成してきた。
- 今後も、予防・健康づくりに関する諸外国における質の高いエビデンスや国内での取組事例の収集等を通じて、ポジティブリストの質の向上やエビデンスのアップデートを継続的に行う。また、肥満の解消や生活習慣病予防等のための予防・健康づくりの取組についての実証事業を行う。
- また、予防・健康づくりに関する大規模実証の成果等を踏まえて特定健診・特定保健指導の制度の見直しを行ったところであり、今後はこうした制度見直しの趣旨を発展させ、効果的・効率的に肥満・生活習慣病対策を行い、その他の予防・健康づくりの取組にも資するよう、関係学会と協働しつつ、エビデンスの整理や啓発を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



【業務内容】

- ・ 諸外国のエビデンスに関する調査や国内事例の調査等を通じたポジティブリストの継続的なアップデートおよび保険者への提供
 - ・ 保健事業関係者への調査
 - ・ 実証事業の実施
 - ・ 事業や調査の分析
 - ・ 行動変容に資する普及啓発のための資材作成
 - ・ 報告書作成
- など

○認知症施策の総合的な推進

➢ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づく、認知症の人に関する理解の増進、認知症バリアフリーの推進、社会参加の確保等に関する認知症施策の推進

共生社会の実現を推進するための認知症基本法等に基づく施策の推進（全体像）

老健局認知症施策・地域介護
推進課（内線3973）

1 事業の目的

令和7年度概算要求額 148億円（134億円）※（）内は前年度当初予算額

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

2 事業の概要

① 認知症の人に関する国民の理解の増進等 主な予算【77百万円の内数(73百万円の内数)：認知症サポーター等推進事業、認知症普及啓発等事業】

- 認知症サポーター等の養成
- 認知症への理解を深めるための普及・啓発

② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 主な予算【91.9億円の内数(91.6億円の内数)：認知症普及啓発等事業、認知症総合支援事業、認知症総合戦略推進事業】

- チームオレンジの整備
- 広域的な認知症高齢者の見守りの推進
- 認知症の人と家族への一體的支援の推進
- 認知症バリアフリーの推進
- 認知症本人・家族に対する伴走型支援拠点の整備

③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等 主な予算【91.4億円の内数(91.1億円の内数)：認知症総合戦略推進事業、認知症総合支援事業】

- 認知症本人のピア活動の推進
- 認知症カフェへの支援
- 若年性認知症支援体制の拡充

④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 主な予算【97億円の内数等+17.7億円（他局計上分）（97億円の内数等+11.4億円（他局計上分））】

- 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化
- ：地域医療介護総合確保基金の人材分等】

⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

主な予算【199.8億円の内数(199.4億円の内数)：認知症疾患医療センター運営事業、認知症介護研究・研修センター運営事業、認知症総合支援事業、地域医療介護総合確保基金の人材分等】

- 地域での認知症医療提供体制の拠点の支援
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 認知症ケアに携わる人材育成の為の研修
- 認知症介護研究・研修センターの運営

⑥ 相談体制の整備等 主な予算【86億円の内数(86億円の内数)：認知症総合支援事業】

- 認知症ケアバス
- 認知症地域支援推進員の設置

⑦ 研究等の推進等 主な予算【17.1億円(14.3億円)：認知症研究開発、認知症政策研究事業】

- 認知症研究の推進等

⑧ 認知症の予防等 主な予算【1.6億円（一）：認知症政策研究事業】

- 共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクト

⑨ 地方公共団体に対する支援 主な予算【1.6億円（一）：認知症施策推進計画の策定支援事業、認知症施策推進計画の策定促進事業】

- 認知症施策推進計画策定支援事業

⑩ 國際協力 主な予算【44百万円（23百万円）：大阪・関西万博における認知症に関する情報発信事業】

- 大阪・関西万博の展示等の情報発信

拡充

認知症総合支援事業（地域支援事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

令和7年度概算要求額 86億円の内数 (86億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会活動参加のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。

（推進員の業務内容）

- ・状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を図るための取組
- ・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組
- ・そのほか、一般病院・介護保険施設などで認知症対応力の向上を図るための支援、認知症グループホームなどで在宅生活継続のための相談・支援、認知症カフェ等の設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問、認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体化して支援するプログラムを提供するための事業に関する企画及び調整 等

（補助対象）※下線は7年度拡充分

- ・認知症地域支援推進員が、若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人への対応を行った場合に、その事務に要する経費を補助する。
- ・認知症地域支援推進員等が、夜間・休日等の時間外に認知症の人等からの相談や対応に応じた場合やオンライン機器を活用して相談や対応を行った場合等に、それらの事務に要する経費を補助する。
- ・自治体において専任の認知症地域支援推進員（定年退職した介護施設・事業所の認知症介護指導者、育児や介護のためのフルタイムで勤務するのが難しい地域包括支援センターに勤務していた社会福祉士等を想定）を新たに配置する際の経費を補助することを可能とする。

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23／100、国38.5／100、都道府県19.25／100、市町村19.25／100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

拡充

専任で配置する認知症地域支援推進員について（認知症総合支援事業）

認知症施策に関する全ての取組が、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて推進されることが重要であり、「新しい認知症観」に立ち、推進員が認知症の人や家族の意見に耳を傾け、本人視点に立ち、認知症施策を推進していくことが重要

市町村における認知症地域支援推進員の適切な配置の必要性

現状の認知症地域支援推進員の課題

- ・他の業務と兼務している推進員が多いなど、地域の認知症の人やその家族と向き合うことができていない。

○市町村に配置されている推進員の合計は、8,509人うち、専従の推進員は、825人（推進員全体9.7%）

○自治体における実際の推進員の配置状況

- ・指定都市A市（高齢者人口約41万人）
…推進員3名配置（うち、専従2名）
- ・中核市B市（高齢者人口約6万人）
…推進員1名配置（うち、専従1名）

※認知症施策・地域介護推進課調べ

主として、指定都市、中核市、一般市等の高齢者人口が多い市町村が地域の実情に応じて、専任の認知症推進員を新たに配置する際の経費を補助することを可能とする

専任の認知症地域支援推進員を配置することで、認知症の人と向き合う機会が増える



認知症の人等

専任の認知症地域支援推進員を新たに配置することで
地域で期待される役割

- ・認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発を行う取組
- ・認知症ケアバスの定期的な見直しや周知により、認知症の人又は家族等を含めた地域住民に対して必要な情報を提供する取組
- ・ピアサポート活動・本人ミーティングのサポート・認知症の人の本人発信のための日常生活のサポート等により、地域の認知症の人本人の発信支援の拡大を行う取組
- ・状態像にかかわらず、認知症の人の意向を十分に尊重し、認知症の人や家族の個別の相談支援（時間外の相談やオンライン機器の活用を含む）を行ふとともに、認知症の人のアドボケートを行う取組
- ・若年性認知症支援コーディネーターと適切に連携し、若年性認知症の人の支援を行ふ取組（生活課題と就労等や企業との連携）

市町村において認知症施策推進計画を策定する際に、
認知症の人や家族の意見が反映しやすくなる効果

自治体の相談窓口の設置

②認知症施策推進計画の策定促進事業
(自治体の計画策定を支援)

自治体

認知症施策推進計画
(自治体の計画策定への取組を支援)

新規**推進枠**

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく 都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

令和7年度概算要求額 1.6億円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

現在策定中である政府の認知症施策推進基本計画を検討する関係者会議において、認知症の人が基本的人権を有する個人として認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」に立って施策を推進することの重要性が議論されている。今後、基本計画の策定後に、認知症施策推進計画の策定に着手する自治体が増加していくことが見込まれるが、その際、多くの自治体で実効性のある計画が策定されるためには、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施することが極めて重要であり、これらに要する経費など、自治体において計画を策定する際の準備にかかる経費について補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①認知症施策推進計画の策定支援事業 介護保険事業費補助金 （令和7年度概算要求額）1.3億円

自治体が、あらゆる年齢の認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費についての補助を実施。

（対象事業例）

- ・地域住民が、新しい認知症観や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会開催
- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置 ・認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価するため取組
- ・地域の企業が認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症の人や家族等への理解を深めるための勉強会開催
- ・地域の企業や公共機関等での認知症パリアフリーの取組の推進を支援するための経費 ・地域版認知症希望大使の活動にかかる経費

【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国（定額）※1自治体あたり 都道府県500万円・市町村200万円

②認知症施策推進計画の策定促進事業 認知症施策推進計画策定支援事業費（令和7年度概算要求額）0.3億円

認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で、認知症施策推進計画を策定（準備）する際の相談窓口を設置し、併せて、認知症施策推進計画の策定に関する自治体向けの情報交換会や勉強会等を開催し、策定促進に向けた支援を実施。

また、自治体の計画策定の際に参考となるよう、認知症基本法や国が策定した認知症施策推進基本計画の理念や内容等について周知を図るとともに、認知症基本法において認知症施策に関する国際協力が位置づけられていることから、基本法や基本計画について世界に向けての情報発信も行う。

【実施主体】民間団体等（委託により実施）



➤認知症の早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会環境の整備等に対する研究等の推進

新規**推進枠**

認知症政策研究事業

共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3871)

令和7年度概算要求額 1.6億円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・認知症については、早期発見・早期介入が重要であるが、認知症の早期診断のためのスクリーニング検査（アプリを用いた認知機能検査や血液バイオマーカー等）は複数存在し、早期発見・早期介入のフローは確立していないため、早期発見後、MCI（軽度認知障害）や軽度の認知症の人の居場所、予防的介入などの支援体制の構築が求められている。また、アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬が登場しているが、認知症の原因是複数あり、アルツハイマー病以外の者や、抗アミロイドβ抗体薬適応外の者がいるため、適切な診断の後の対応（本人や家族へのフォロー）が特に重要である。
- ・こうしたことから、本人及び家族の視点を重視した望ましい早期発見・早期介入の仕組みについて、大規模な実証プロジェクトを立ち上げ、診断のための検査の実施とその追跡調査を行うことで、早期発見・早期介入モデルを確立する。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

- ・本実証プロジェクトに賛同する自治体（10～20自治体を想定）において、希望者が無料で認知症の診断のためのスクリーニング検査等を受けられ、診断後は認知症疾患医療センター等と協力し、本人・家族支援（地域包括支援センター等や通いの場などの居場所や予防的活動）につなげられる体制を構築する。
- ・認知症の兆候の早期発見後、速やかに診断や支援につながるよう、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センターなど、地域における認知症の医療・介護の連携システムを活用し、シームレスな支援が提供される早期発見から早期介入までの一貫した支援モデルの確立、手引き作成により、全国に普及啓発を推進することができる。

【スキーム・実施主体】



○がん対策、循環器病対策等の推進

➢効果的・効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進

新規

推進枠

子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業

健康・生活衛生局がん・疾病対策課（内線3827）

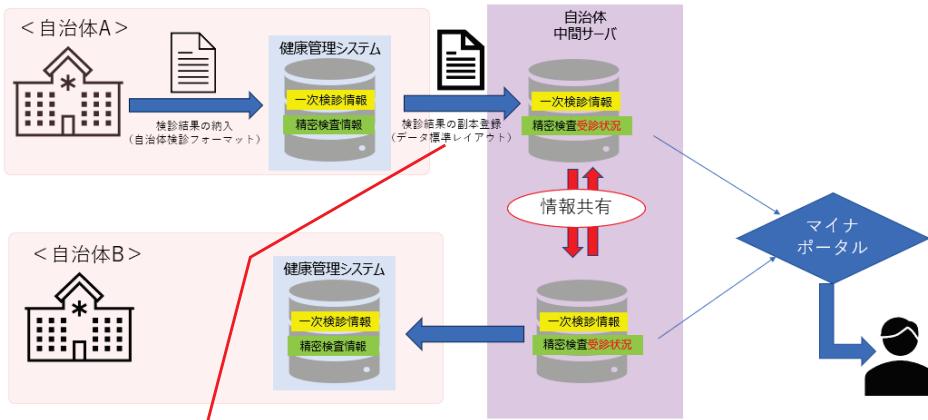
令和7年度概算要求額 9.5億円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

HPV検査単独法は、令和6年4月1日から国が推奨する子宮頸がん検診として指針に位置づけられ、体制が整備された市区町村から順次導入可能となる。HPV検査単独法の受診歴はマイナンバー連携の対象となる情報であることから、各市区町村は、マイナンバー連携を可能にするため、健康管理システムを改修する必要があり、システム改修に要する経費について補助するもの。

2 事業の概要・スキーム、事業主体等

がん検診における自治体システムの概要



がん検診の結果をマイナポータルで閲覧するため又は自治体中間サーバを使って自治体が情報の提供を求めるため、データ標準レイアウトを改版して検査結果情報をサーバに副本登録する必要があり、データ標準レイアウトの改版に適合させるための健康管理システムの改修が必要となる。

拡充

推進枠

HPVワクチン等に係る普及啓発事業

健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
(内線2998)

令和7年度概算要求額 34百万円(31百万円) ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 定期接種のワクチンや予防接種に関する被接種者等からの照会や相談に丁寧に対応するため、リスクコミュニケーション対応を含む自治体の職員向け研修や医療機関向け研修、国民への普及啓発が継続的に求められている。
- 特に、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについては、令和4年度より積極的勧奨を再開したところであるが、同ワクチンの認知・認識に関する調査において同ワクチン接種対象者の36.1%、母親の14.4%が同ワクチンについて「知らない」と回答しており、令和6年度のキャッチアップ接種終了後も自治体や医療機関において被接種者やその保護者への丁寧な説明が不可欠である。
- また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）において、「国は、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、ワクチンの役割や有効性及び安全性（中略）等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。」を踏まえ、HPVワクチン以外の定期接種のワクチンについても周知方法や内容について検討する必要がある。
- このため、HPVワクチン等の定期接種のワクチンについて、被接種者や保護者等がワクチンの安全性・有効性等について正しい理解の上で接種を判断できるよう、普及啓発の強化を図るとともに、被接種者等からの照会や相談に適切に対応するため、自治体職員や医療機関向けの研修を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績

●事業内容

自治体の予防接種担当者や医療従事者が被接種者等に正しく丁寧な説明や対応ができるよう研修を実施するほか、普及啓発のための資材を作成する。

（1）検討委員会の設置

以下（2）～（4）について、効果的に進めるため、有識者による検討委員会を設置する。

（2）実態把握等の実施

以下（3）～（4）やその他予防接種行政等にかかる実態把握を実施する。

（3）自治体職員向け研修、医療機関向け研修（説明会）【拡充】

HPVワクチン等の定期接種に関する説明会を実施する。

（4）国民への普及啓発【拡充】

最新のワクチンに関する情報、副反応に関する情報など定期接種を受ける方

（保護者）向けの資料を作成する。

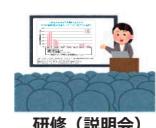
●経費の性質

本省経費（庁費類）

実施主体等

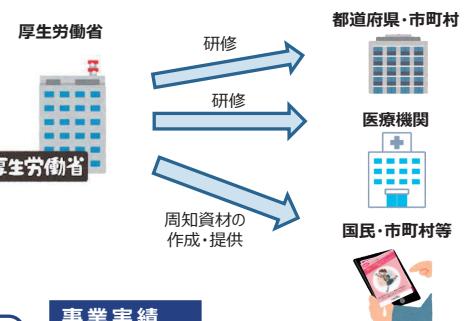
厚生労働省（委託事業）

委託事業



事業実績

- 自治体職員向け説明会の開催（1回）
- 医療機関向け説明会の開催（1回）
- 普及啓発資材の作成および改訂（HPVワクチンに関するリスクコミュニケーション啓発資材、周知広報のための資料）



▶脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築

拡充

脳卒中・心臓病等特別対策事業

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和7年度概算要求額 2.6億円 (1.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下、単に「循環器病」という。）対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県は、「循環器病対策基本法」第11条第1項に基づき、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定することとされている。
- 本事業は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づき、都道府県において、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、循環器病対策を推進するために必要な経費である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【事業創設年度:令和3年度、補助先:都道府県、補助率:1/2】

【事業内容】

- 都道府県が策定した都道府県計画の各種目標等の実現・達成のために以下の事業を実施する。
- ① 都道府県循環器病対策推進事業
 - ② 循環器病医療提供体制の促進等に資する事業
 - ③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業
 - ④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業

- ⑤ 循環器病の相談に資する事業
- ⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業
- ⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業

設置個所数の増25府県→37都道府県



▶リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進

リウマチ・アレルギー疾患対策の推進

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和7年度概算要求額 11 億円 (10億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- アレルギー疾患対策については、「アレルギー疾患対策基本法」及び「アレルギー疾患対策基本指針」に基づき、各種施策の着実な推進を図る。
- リウマチ疾患対策については、平成30年11月に取りまとめられた厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ等対策委員会報告書に基づき、各種施策の着実な推進を図る。

2 事業の概要

アレルギー情報センター事業

- ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成
- ② リウマチ・アレルギー疾患有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 等

令和7年度概算要求額
42百万円 (42百万円)

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

- ① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築
- ② アレルギー疾患医療の診断等支援
- ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業
- ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 等

令和7年度概算要求額
58百万円 (56百万円)

リウマチ・アレルギー特別対策事業

- ① 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催
- ② 医療提供体制の整備
- ③ 正しい知識の普及啓発
- ④ 関係者的人材育成 等

令和7年度概算要求額
69百万円 (69百万円)

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

- ① 都道府県拠点病院等における両立支援コーディネーターの配置
- ② 治療と仕事の両立に係る計画の策定及び支援 等

令和7年度概算要求額
39百万円 (38百万円)

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- ① 免疫アレルギー疾患政策研究事業
- ② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業（医薬品PJ, ゲノム・データ基盤PJ, 疾患基礎研究PJ） 等

令和7年度概算要求額
9.2億円 (7.8億円)

※主な事業実績【アレルギー情報センター事業における令和5年度リウマチ・アレルギー相談員養成研修会受講者数:1,285名】

慢性腎臓病（CKD）対策の推進

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和7年度概算要求額 2.3 億円 (2.0億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○平成30年7月にとりまとめられた「腎疾患対検討会報告書」や令和5年10月にとりまとめられた当該報告書に係る「中間評価と今後の取組について」に基づき、重症化予防のための普及啓発や病診連携体制の構築等、慢性腎臓病（CKD）対策の推進を図る。

2 事業の概要

腎疾患対策費

- | | | |
|----------------------------------|---|--------------------------|
| ・ 腎疾患対策検討会報告書に基づく腎疾患対策推進に関する情報提供 | 等 | 令和7年度概算要求額
3百万円（3百万円） |
|----------------------------------|---|--------------------------|

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業

- | | | |
|----------------------------|---|----------------------------|
| ・ 患者等一般向けの講演会等の開催 | 等 | 令和7年度概算要求額
35百万円（35百万円） |
| ・ 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 | | |
| ・ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供 | | |
| ・ 慢性腎臓病（CKD）診療連携構築事業の実施 | | |

慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業

- | | | |
|---|---|----------------------------|
| ・ 慢性腎臓病（CKD）の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置 | 等 | 令和7年度概算要求額
21百万円（21百万円） |
| ・ 健康保険組合等と連携した受診勧奨を実施するためには必要な支援 | | |
| ・ 企業・産業医等に対して研修会などの実施による周知を図るなど連携・協力体制の構築 | | |
| ・ 多職種連携による療養指導等の実施 | | |

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- | | | |
|--|---|----------------------------|
| ・ 腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築 | 等 | 令和7年度概算要求額
1.7億円（1.4億円） |
| ・ 災害時の透析医療確保に資する研究 | | |
| ・ 腎臓をターゲットとした診断法・治療法の研究開発 | | |

※主な事業実績【慢性腎臓病（CKD）特別対策事業令和5年度実施自治体数：45自治体】

○肝炎対策の推進

➢肝炎患者等の重症化予防の推進

肝炎患者等の重症化予防の推進

健康・生活衛生局
肝炎対策推進室（内線2948）

令和7年度概算要求額 39億円 (39億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、
ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

自治体が実施する肝炎ウイルス検査

特定感染症検査等事業

健康増進事業

陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者 ※職域検査、妊婦健診、手術前検査での陽性者を含む

<フォローアップ方法>

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、
未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨

初回精密検査の費用助成

定期検査の費用助成 ※治療後の経過観察を含む

◆事業実績（令和4年度実績）

B型肝炎ウイルス検査：786,219人 C型肝炎ウイルス検査：776,202人 初回精密検査費用の助成：751人 定期検査の費用助成 3,073人

▷ 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進



肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

健康・生活衛生局
肝炎対策推進室（内線2904）

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変は、予後が悪く長期の療養が必要となる等の特徴があることから、患者の医療費の負担を軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指したガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が、
・年収約370万円以下（※）で、
・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療の医療費について、高額療養費の限度額（※）を超える月が過去2年間（24ヶ月）で2月以上ある場合、

当該2月目以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成。

なお、2月目以降（助成が行われる月）については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要がある。

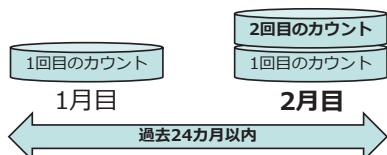
（※）年齢・所得区分ごとの高額療養費の限度額

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	57,600円 ※1
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
	75歳以上 1割又は2割	8,000円	24,600円
			15,000円

- 実施主体：都道府県（補助率1/2）

※1：多数回該当44,400円
(12月以内に4回目以上)
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円
後期高齢者2割負担の方
については令和7年9月末まで配慮措置あり



※令和6年4月より、高額療養費の限度額を超える月数の要件を緩和
過去1年間（12ヶ月）で3月以上 ⇒ 過去2年間（24ヶ月）で2月以上

○ 難病・小児慢性特定疾病対策等の推進

▷ 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進



難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

健康・生活衛生局
難病対策課（内線2355）

令和7年度概算要求額 1,658億円（1,607億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者等への医療費助成等を行うなど、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（1）難病患者等への医療費助成の実施

- 指定難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。
(主な事業) 難病医療費等負担金／令和7年度概算要求額: 1,291億円／実施主体: 都道府県、指定都市／補助率: 1/2／実績(令和4年度末時点の支給認定者数): 104万人

（2）難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実

- 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。
(主な事業) 難病相談支援センター事業／令和7年度概算要求額: 6.7億円／実施主体: 都道府県、指定都市／補助率: 1/2

（3）難病の医療提供体制の構築

- 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。
(主な事業) 難病医療提供体制整備事業／令和7年度概算要求額: 5.7億円／実施主体: 都道府県／補助率: 1/2

（4）小児慢性特定疾病対策の推進

- 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。
(主な事業) 小児慢性特定疾病医療費負担金／令和7年度概算要求額: 178億円／実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率: 1/2
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金／令和7年度概算要求額: 9.2億円／実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率: 1/2

（5）難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進

- 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発(遺伝子治療、再生医療技術等)等に関する研究を行う。

- (主な事業) 難治性疾患政策研究事業／令和7年度概算要求額: 18.0億円
難治性疾患実用化研究事業／令和7年度概算要求額: 102.1億円

移植医療対策の推進

拡充

推進枠

移植医療対策の推進

令和7年度概算要求額 41億円 (35億円) ※()内は前年度当初予算額

健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室 (内線2363)

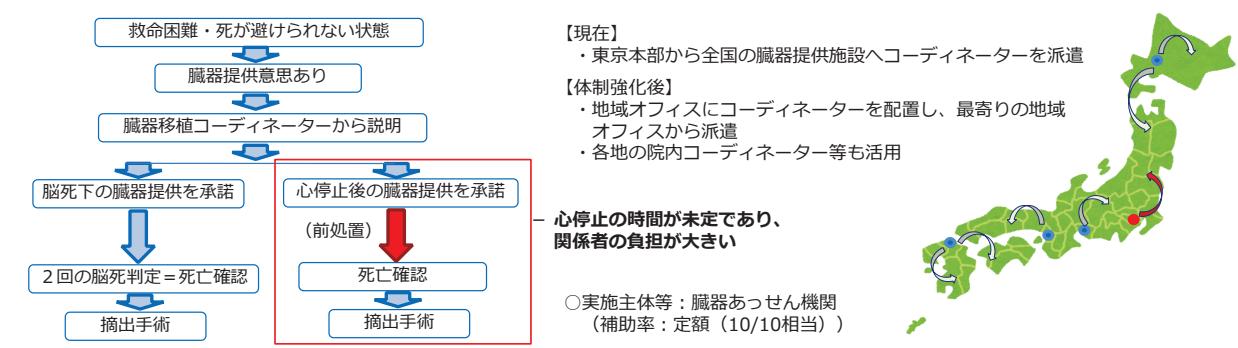
地域密着型の臓器提供あっせん体制の強化

6.2億円 (3.8億円)

1 事業の目的

- 令和6年度は、(公社)日本臓器移植ネットワークのコーディネーターを増員したこともあり、過去最高の水準で脳死下臓器提供が実施されている。
- 一方、心停止後臓器提供を希望する患者は一定数存在するものの、心停止のタイミングや臓器摘出までの待機期間が予測できないなど、移植関係者の負担が大きいため、提供希望者の意思に対応できておらず、その提供数は年々減少傾向にある。
- 心停止後でも提供可能な腎臓・脾臓・眼球の移植希望者数は全体の約9割にのぼるため、**心停止後臓器提供の推進も喫緊の課題**である。
- 心停止後臓器提供は、コーディネーター期間が予測できず、コーディネーター等関係者を遠方に派遣する際の負担が大きいことから、**臓器あっせん機関の地域オフィスを拡充**するなど、地域密着型のあっせん体制を強化することにより、コーディネーターの負担を減らしつつ、脳死下臓器提供及び心停止後臓器提供の増加に対応できる体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



○歯科保健医療の推進

▷ 健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進

拡充

推進枠

8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課 (内線2583)

令和7年度概算要求額 13億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」(平成24年度制定)に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項(第2次)」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2024」において「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)」に向けた具体的な取組の推進も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

- 歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う(平成12年度から実施)。【実施主体: 都道府県】補助率: 1/2相当定額
- 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
 - 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するため必要となる事業
 - 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所

3. 歯科口腔保健支援事業

- 国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。
【実施主体: 株式会社等】
- 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
 - マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
 - セミナー、シンポジウム等の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めため実施される歯科保健事業を行う(平成25年度から実施)。
【実施主体: 都道府県、政令市、特別区、市町村】(※補助メニューによって異なる)補助率: 1/2相当定額
- 口腔保健支援センター設置推進事業
【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度 49箇所、5年度 53箇所
 - 口腔保健の推進に資するため必要となる事業
 - 歯科疾患予防等事業
 - 歯科疾患予防事業
 - 歯科健診事業 **【拡充: 都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】**
※標準事業例: 歯科健診事業(個別・集団)、医科健診等への歯科健診同時実施事業、歯科疾患等簡易スクリーニング事業等
 - 歯科健診・クリーニング事業【新規】
 - 食育推進等口腔機能維持向上事業
 - 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業
 - 歯科保健医療推進事業
 - 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
 - 調査研究事業
 - 歯科口腔保健調査研究事業
 - 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】 I 2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所
II 2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所



拡充
推進枠

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）環境整備事業 (全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業)

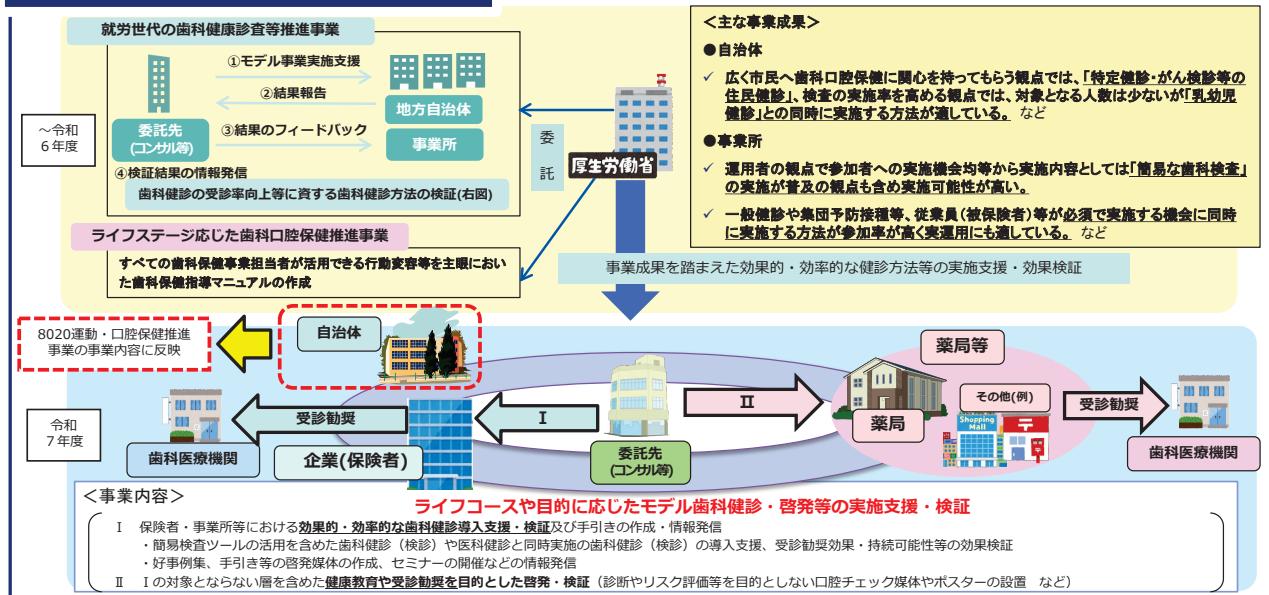
医政局歯科保健課（内線2583）

令和7年度概算要求額 5.7億円（3.7億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることに加え、「骨太の方針」において継続的に生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に関する内容が記載されていることから、特に就労世代を中心に歯科健診の健診機会の確保等に取り組んでいるところ。
- 令和7年度においては、これまでの各事業成果等を踏まえつつ、いわゆる国民皆歯科健診の実現に向けて集中的に環境整備に取り組むこととする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体



拡充
推進枠

後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業

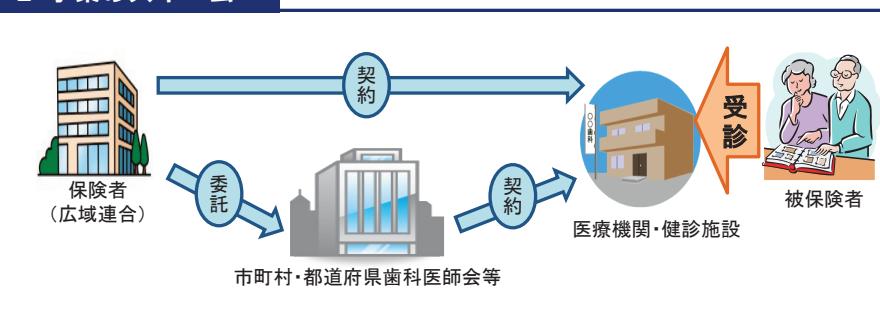
保険局高齢者医療課（内線3190）

令和7年度概算要求額 8.7億円（7.8億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、広域連合は歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施。**国は広域連合に対し国庫補助（増額）を行うこと**により、歯科健診事業を推進。
- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、国（厚生労働省）において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。
(例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル(H30.10策定)：咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等(歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況))
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

2 事業のスキーム



3 実施主体等

実施主体：広域連合
補助率：1/3
負担割合：国1/3、地財措置1/3
保険料1/3
事業実績：
実施広域連合数(受診者数)
令和3年度 46(36.3万人)
令和4年度 47(44.9万人)
令和5年度 47(51.4万人)

▶ 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築

拡充

推進枠

歯科医療提供体制構築推進・支援事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和7年度概算要求額 3.2億円（2.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆「骨太方針2024」においても、「歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む」との方針が示されている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

① 歯科医療提供体制構築推進事業

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取組を補助する。

【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額
【事業実績】5年度 10都道府県

補助対象事業のイメージ（案）

- ・N D B（National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース）やK D B（Kokuho Database; 国保データベース）等を活用した地域の歯科保健医療提供状況の状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制（医科歯科連携体制の構築等を含む）の検討
- ・病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・障害児等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築

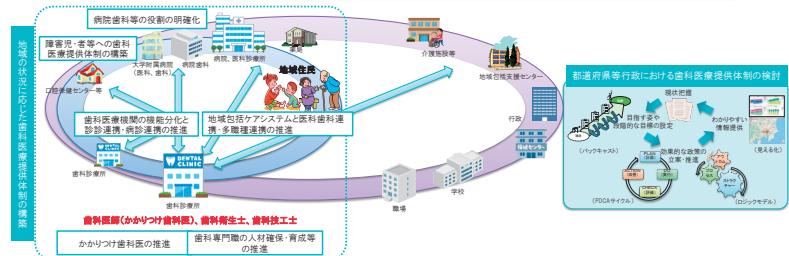
② 歯科医療提供体制構築支援事業【新規】

歯科医療提供体制の構築のため、様々なパターンに応じたモデル事業を行う。

【実施主体：地域歯科医師会、大学等】補助率：1／2相当定額

＜パターン例＞

- ①歯科医療機関の機能分化と連携
例：へき地型モデル、偏在型モデル、歯科医師育成（臨床研修と歯科専門医連動）モデル
- ②病院歯科等の役割の明確化
例：病院歯科型（後方支援型）モデル
- ③医科歯科連携・多職種連携
例：多職種連携型モデル
- ④障害児・者の歯科医療提供体制
例：巡回診療車活用型モデル
- ⑤災害時の歯科医療提供体制
例：巡回診療車活用型モデル



新規

推進枠

歯科専門職業務普及啓発事業

（歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業）

医政局歯科保健課（内線2583）

令和7年度概算要求額 1.5億円（-）※（）内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 28百万円

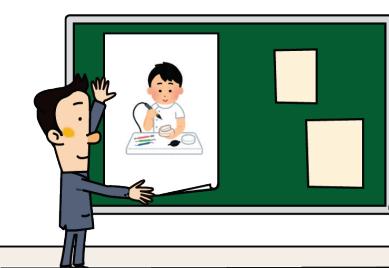
1 事業の目的

- ◆我が国の歯科保健医療を取り巻く状況は、少子高齢化の進展や歯科疾病構造の変化により大きく変化し、歯科専門職の活躍の場は、歯科診療所だけではなく、病院や在宅等にも広がっており、多様なニーズに応え得る歯科専門職が求められている。
- ◆一方で、歯科専門職の業務の認知度が低いといった指摘があり、教育機関の入学者の減少等により、将来の歯科保健医療を担う人材の確保や資質向上等が喫緊の課題となっている。
- ◆「骨太方針2024」においても、「歯科専門職による口腔健康管理の充実・歯科医療機関・医歯薬連携を始めとする多職種間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応」と明記された。
- ◆本事業により、国民の歯科専門職の業務の理解を深め、教育機関への入学者の増加、ひいては良質な人材を確保する

2 事業の概要・スキーム、実施主体

これまで検討を踏まえつつ効果的な手法（広告やYouTube、ポスター等）を用いて、より人材確保につながる対象者に普及啓発を行うことにより、国民の歯科専門職の業務の理解を深め、教育機関への入学者の増加、ひいては良質な人材を確保することにより、我が国歯科保健医療の質の向上を図る。

【実施主体：入札により選定した事業者】



○食の安全・安心の確保

➢機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化

新規

推進枠

機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化

紅麹事業を踏まえた食品安全行政に関する体制強化

健康・生活衛生局食品監視安全課
(内線4242、4241)

令和7年度概算要求額 3.8億円 (一億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 本年5月31日に、「紅麹関連性製品に係る事業を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」がとりまとめられたところ。これにより、新たに、機能性表示食品等による健康被害情報の都道府県等への提供が義務付けられることとなり、都道府県等に提供される健康被害情報は大幅に増加し複雑化することが予想されることから、これまで以上に国と都道府県等の連携や、迅速な対応が求められる。そのため、制度改正の円滑な導入・継続的な実施を図るために、都道府県等や関係団体への十分な周知・徹底及び支援を早急に行う必要がある。

○ 都道府県等に報告された健康被害情報は、厚生労働省に集約し、必要に応じて国立医薬品食品衛生研究所等を活用しながら、「機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会」等で審議した上で、定期的に情報を公表できる体制の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(1) 研修会の開催 (8ブロック) 【実施主体：国】

機能性表示食品等の健康被害情報の提供が義務化されることに伴い、都道府県等の役割が増加し、重要性も増すことから、都道府県等や関係団体等に対する研修を実施する。

①情報システム等研修：各ブロック1日間、年1回

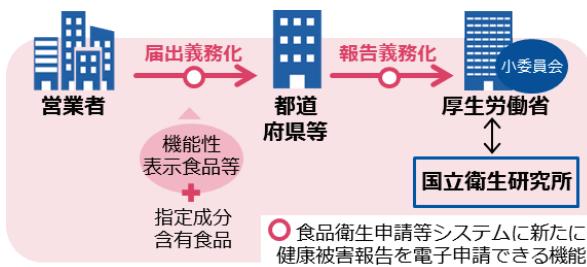
- ・食品衛生申請等システムをつかった健康被害情報の電子申請等の方法。
- ・大規模な健康被害などの緊急時に国や関係都道府県等と連携する対応。

②食品衛生管理研修 (実地研修)：各ブロック3日間、年2回

- ・都道府県等に対し、機能性表示食品等の安全確保に必要な食品衛生管理指導方法習得のため、機能性表示食品等の製造施設の視察や、視察を踏まえたHACCP計画の作成支援等を含む研修を実施する。

(2) 小委員会の会議運営 【実施主体：国（外部委託）】

健康被害情報の提供件数の増加による小委員会の開催頻度の増加が予想されるため、速やかに審議するための体制整備を行う。



- 食品衛生申請等システムに新たに健康被害報告を電子申請できる機能を追加予定

(3) 情報収集・分析方法の調査研究 【実施主体：国（国立医薬品食品衛生研究所）】

諸外国で発生している健康被害情報を事前に収集し、日本国内で発生する前から分析方法を確立するための調査研究を行う。

新規

推進枠

食品衛生申請等システム改修経費

紅麹事業を踏まえた食品安全行政に関する体制強化

健康・生活衛生局食品監視安全課 (内線4203、4238)

令和7年度概算要求額 2.5億円 (一億円) ※()内は前年度当初予算額 ※デジタル庁一括計上

1 事業の目的

○ 平成30年の食品衛生法改正により営業許可制度の見直し、届出制度の創設、食品リコール報告制度の創設等を行った。それらの手続きをオンラインで行えるようにするため食品衛生申請等システムを構築し、改正法の施行と合わせ、令和3年6月から本格運用を開始した。

○ 本年3月に紅麹による健康被害が発生した事業を踏まえ、本年5月31日に「紅麹関連性製品に係る事業を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」（紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合）がとりまとめられたところ。

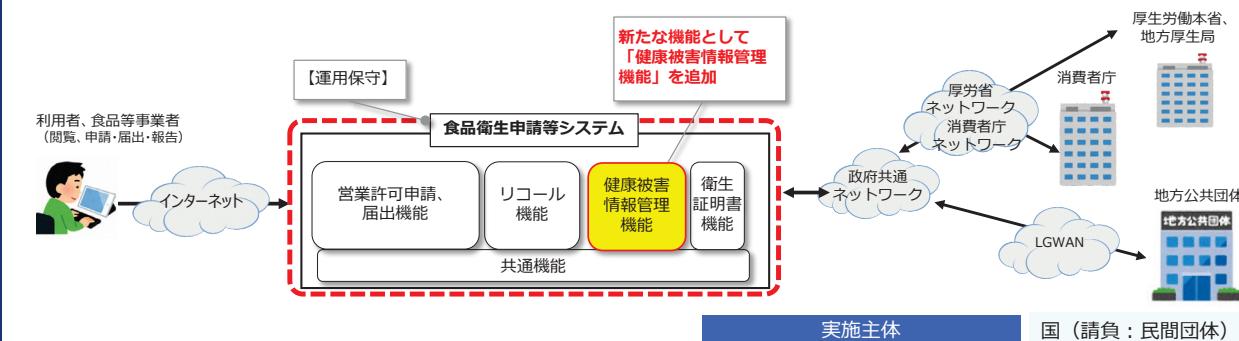
○ この中で、再発防止の取組については早急に対応する必要があり、「健康被害の情報提供の義務化」及び「情報提供のDX化」について、速やかに実施する必要があるとされている。

○ このため、機能性表示食品等に係る健康被害情報の提供については、これまで任意となっているが、情報提供を義務づけることによって、報告件数が大幅に増加する見込みであるため、情報の収集分析の迅速化が必要

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「健康被害情報管理機能」を追加するための改修

- ・「いわゆる健康食品についての喫食に伴う健康被害の情報提供」を電子申請できる機能を追加し、その情報について、製造施設情報やリコール情報との連携や、類似事例等についての集計・分析機能ができるように改修を行い、手続負担の軽減及びオンラインによる申請等の促進を図る。



実施主体

国（請負：民間団体）

➤経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化

推進室

食の安全・安心の確保 輸入食品の監視体制の強化

感染症対策部企画・検疫課（内線2467）

令和7年度概算要求額 21億円（21億円）※（）内は前年度当初予算額

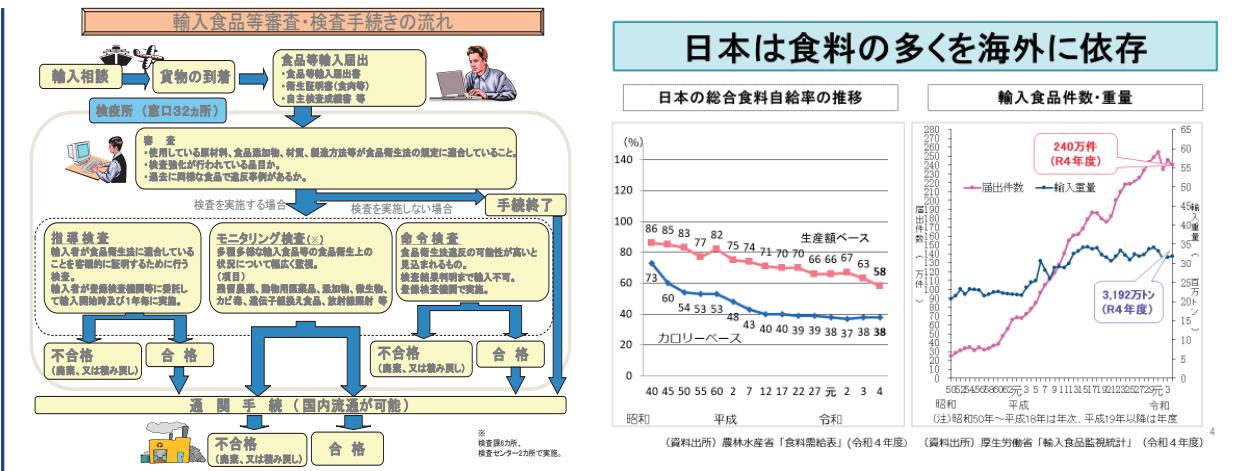
1 事業の目的

我が国には、世界各国（約200カ国）から年間240万件、3,192万トン（令和4年度実績）の食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。今後も国際的な経済連携協定（TPP11、日EU・EPA、RCEP等）の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品等の安全・安心の確保を図る必要がある。

2 事業の概要

輸入食品・検疫検査センターにおいて使用しているガスクロマトグラフ質量分析計等の検査機器について、10年以上使用しているものがあり、サポートが終了しているものや、部品の製造が終了することにより今後故障した際に修理できなくなるなど、検査機器の更新が必要な状況となっている。これらの状況を踏まえ、主に検査機器の更新維持のための経費等を要求するものである。

3 事業のスキーム・事業主体等



○国民健康保険への財政支援

保険局国民健康保険課（内線3256）

国保改革による財政支援の拡充について

令和7年度概算要求額 3,071億円（3,071億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円（※）の財政支援の拡充を行っている。
(※公費（国及び地方の合計額）)

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<2015年度（平成27年度）から実施>（約1,700億円）

○低所得者対策の強化

（低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充）

1,700億円

<2018年度（平成30年度）から実施>（約1,700億円）

○財政調整機能の強化

（精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応）

800億円

○保険者努力支援制度

（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）

840億円
(2019～2024年度は910億円)

○財政リスクの分散・軽減方策

（高額医療費への対応）

60億円

※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度（平成26年度）より別途500億円の公費を投入

※ 2015～2018年度（平成27～30年度）予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て

※ 保険者努力支援制度は、2020年度より、上記とは別に事業費分・事業費運動分を新設し、予防・健康づくりを強力に推進

○被用者保険への財政支援

被用者保険への財政支援

保険局保険課（内線3245）
保険局高齢者医療課（内線3192）

令和7年度概算要求額 1,250億円（1,250億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。また、令和5年通常国会で改正法が成立した医療保険制度改革に際し、令和6年度から特例的に、国費による支援を430億円追加し、被用者保険への財政支援強化を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①高齢者医療特別負担調整交付金（200億円）<平成29年度から開始>

拠出金負担（後期支援金、前期納付金）が、義務的支出（拠出金負担+自保険者の法定給付費）に比べて過大となる保険者の負担を、全保険者と国費で軽減

国費充当（100億円）を拡大し、負担軽減対象となる保険者の範囲を拡大（200億円）
(補助率：1/2→令和6年度から2/3) (令和5年度事業実績) 138保険者

②高齢者医療運営円滑化等補助金（950.4億円）<（1）平成2年度から開始（2）平成27年度から開始（3）令和6年度から開始>

前期納付金等の割合・伸びに着目し、拠出金負担が過大となる保険者に対して、負担の重さに応じた補助を行う。
国費充当（720.4億円）を拡大し、現行の支援を見直すとともに、賃上げ等により報酬水準が引き上がった健康保険組合に対する補助を創設し、拠出金負担を更に軽減（950.4億円）

- (1) 総報酬に占める前期納付金の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）
- (2) 前期納付金等の平成23年度からの伸び率に着目した負担軽減（600億円）
- (3) 企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減（230億円）

(補助率：定額) (令和5年度事業実績) 1,084保険者

③健康保険組合連合会交付金交付事業費負担金（100億円）<令和6年度から開始>

高額レセプトの発生した健康保険組合に対する支援を行う健康保険組合連合会の高額医療交付金事業について、
国費による財政支援を制度化
(補助率：定額)



被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

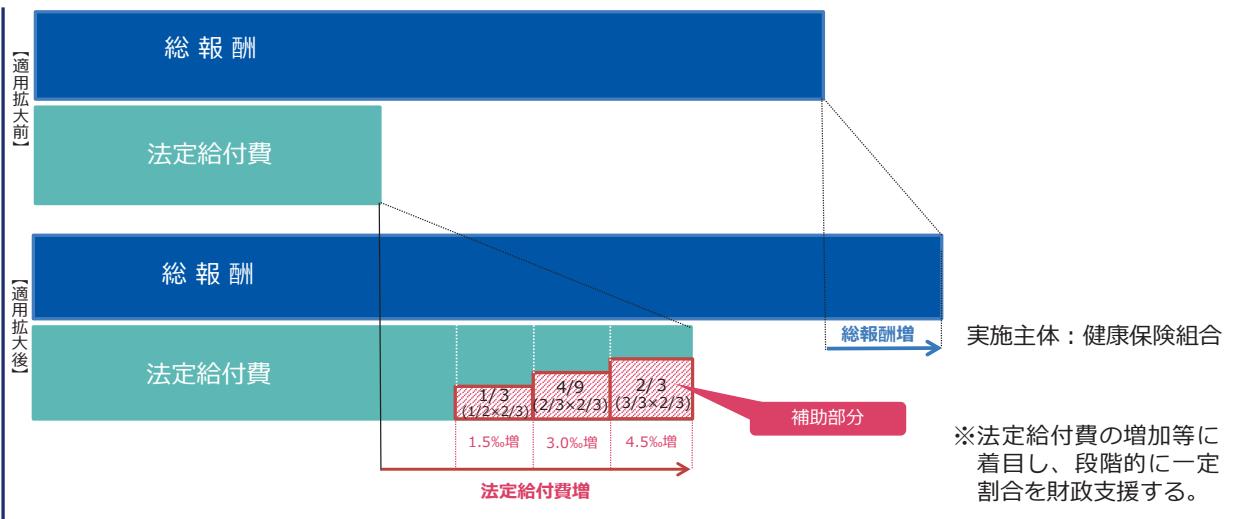
保険局保険課（内線3245）

令和7年度概算要求額 11億円（2.5億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行に伴う、加入者の増に伴う法定給付費の増により、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着目した財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援

保険局保険課（内線3245）

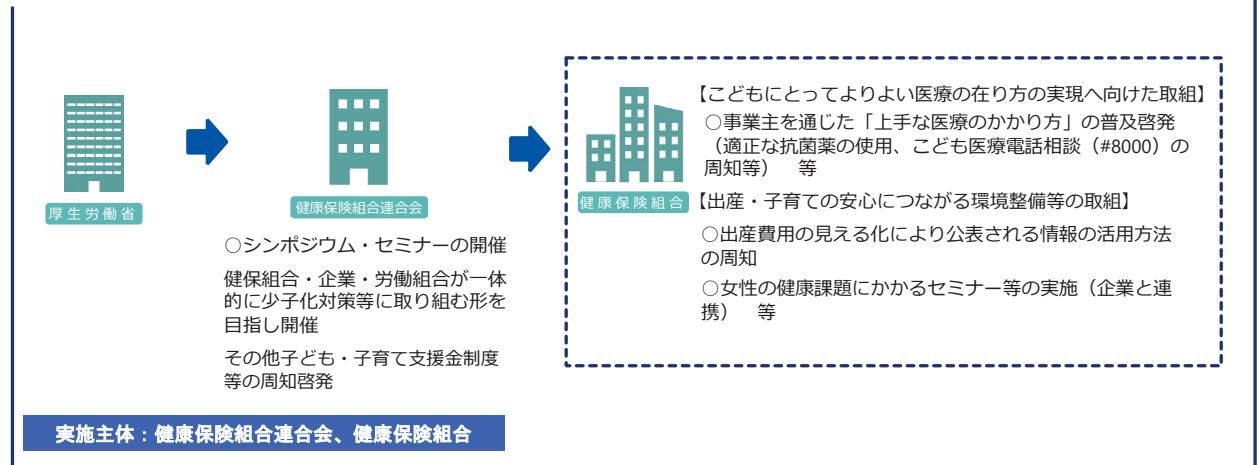
令和7年度概算要求額 20百万円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

全世代対応型社会保障制度構築法※、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）を踏まえた医療保険制度の改正等に合わせ、出産・子育ての安心につながる環境整備のため、子どもにとってよりよい医療の在り方の実現や出産費用の見える化により公表される情報の活用を図るための取組（保健事業等）、新設される子ども・子育て支援金制度等の周知啓発等を行う健康保険組合等に対する財政支援を行う。

※ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：健康保険組合連合会、健康保険組合